

福島県復興計画（第2次）

～未来につなげる、うつくしま～

平成24年12月

福島県

福島県復興計画（第2次） 目次

	ページ
I はじめに	1
II 基本理念	5
III 主要施策	6
i 復興へ向けた重点プロジェクト	7
1 環境回復プロジェクト	8
2 生活再建支援プロジェクト	10
3 県民の心身の健康を守るプロジェクト	12
4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト	13
5 農林水産業再生プロジェクト	14
6 中小企業等復興プロジェクト	15
7 再生可能エネルギー推進プロジェクト	16
8 医療関連産業集積プロジェクト	17
9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト	18
10 ふくしまの観光交流プロジェクト	19
11 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト	20
12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト	21
※ 指標	23
ii 具体的取組	26
1 緊急的対応	
(1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援	27
2 ふくしまの未来を見据えた対応	
(1) 未来を担う子ども・若者の育成	36
(2) 地域のきずなの再生・発展	39
(3) 新たな時代をリードする産業の創出	44
(4) 災害に強く、未来を拓く社会づくり	49
(5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による 新たな社会づくり	55
3 原子力災害対応	
(1) 原子力災害の克服	58
iii 地域別の取組	63
1 相馬エリア	66
2 双葉エリア	79
3 いわきエリア	92
4 中通りエリア	103
5 会津エリア	114
IV 復興の実現に向けて	123
V 付属資料	130

福島県復興計画（第2次）の構成

I はじめに

- 1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過
- 2 復興計画の性格

II 基本理念

- 原子力に依存しない※ 安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 誇りあるふるさと再生の実現

※国・原子力発電事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めることとしている。

III-i 復興へ向けた重点プロジェクト

安心して住み、暮らす	ふるさとで働く	まちをつくり、人とつながる
<ol style="list-style-type: none"> ① 環境回復 ② 生活再建支援 ③ 県民の心身の健康を守る ④ 未来を担う子ども・若者育成 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 農林水産業再生 ⑥ 中小企業等復興 ⑦ 再生可能エネルギー推進 ⑧ 医療関連産業集積 	<ol style="list-style-type: none"> ⑨ ふくしま・きずなづくり ⑩ ふくしまの観光交流 ⑪ 津波被災地等復興まちづくり ⑫ 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化

復興のために重要な取組を抽出し、プロジェクトとして示した。

III-ii 具体的取組

原子力災害の克服	再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり	災害に強く、未来を拓く社会づくり	新たな時代をリードする産業の創出	地域のきずなの再生・発展	未来を担う子ども・若者の育成	応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援
----------	----------------------------	------------------	------------------	--------------	----------------	-----------------------

III-iii 地域別の取組

会津エリア、相馬エリア、双葉エリア、いわきエリア、中通りエリア

IV 復興の実現に向けて

- 1 情報の発信
- 2 民間団体や県民等との連携
- 3 市町村との連携
- 4 国への要請等
- 5 復興に係る各種制度の活用
- 6 実効性の確保

I はじめに

1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過

大震災及び原発事故の発生

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波は、1,915 人の死者、65 人の行方不明者、81,216 棟の家屋の全・半壊（平成 23 年 12 月 27 日現在^{※1}）や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害をもたらした。
- 本県をさらに困難な状況に追い込んだのは、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故であり、自主的に避難している方も含めて 15 万人に及び県民が県内外に避難し、そのうち福島県外に避難している方は 6 万人を超えた（平成 23 年 12 月 25 日現在^{※2}）。震災前 202 万 4 千人だった本県人口は、昭和 53 年以来 33 年ぶりに 200 万人を割り込み、198 万 5 千人（平成 23 年 12 月 1 日現在福島県現住人口調査^{※3}）にまで減少している。9 町村が県内外の地域に役場機能を移転せざるを得なくなったほか、原発から 100km 離れた会津地方を含め県内全域に風評被害が及び、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受けるなど、原子力災害は、文字通り本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

復興ビジョンの策定

- こうした事態を踏まえて、復興に向けて希望の旗を掲げ、すべての県民が思いを共有しながら一丸となって復興を進めていくため、有識者で構成する復興ビジョン検討委員会での活発な審議、市町村との意見交換、1,538 件に上る多くの意見をいただいたパブリックコメント、県議会東日本復旧・復興対策特別委員会等からの要請等、県議会からの意見を踏まえるなどして、平成 23 年 8 月 11 日に「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」等 3 つの基本理念と 7 つの主要施策を内容とする福島県復興ビジョンを策定した。
- 今回の災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有のものであり、その克服は、一地方自治体の力を超えている。また、原子力災害は、事業者とともに国策として原子力発電を進めてきた国が責任を負うべきものである。このため、復興ビジョンの策定と並行して、国の復興構想会議を通じ、本県の復興に必要な事項に関して意見を主張してきた。その結果、本県の主張が復興構想会議の第 1 次提言及び国の復興基本方針に盛り込まれており、復興ビジョンは、国の復興基本方針と整合性が取れたものとなっている。

※1 平成 24 年 12 月 25 日現在 死者 3,051 人（うち震災関連死 1,231 人）、行方不明者 5 人。家屋全・半壊 93,407 棟

※2 平成 24 年 12 月 25 日現在 県内避難者 97,887 人、県外避難者 57,954 人、計 155,841 人

※3 平成 24 年 12 月 1 日現在 福島県現住人口調査 1,960,523 人

復興計画（第1次）の策定

- 復興ビジョンに基づき、さらに具体的な復興のための取組や事業を示すため、平成23年12月28日、福島県復興計画（第1次）を策定した。
- 復興計画の策定に当たり、平成23年9月に有識者や関係団体からの代表者で構成する復興計画検討委員会及びその分科会を設置し、活発な審議を行った。緊急時避難準備区域の復旧計画、各市町村復興ビジョン・復興計画や津波被災地のまちづくりに関する考え方などについて、各市町村と意見交換するなど、市町村の復興に向けた考え方との調整を行った。地方振興局ごとの地域を基本として9箇所地域懇談会を開催し、また、パブリックコメントなどにより県民から様々な意見を伺うとともに、県議会東日本大震災復旧・復興対策特別委員会等からの要請など、県議会からの意見を踏まえることに努めた。
- また、国の復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」を通じて本県の復興に関して国と協議を行っており、復興計画は、策定時までの協議内容を反映したものとした。
- 復興ビジョン策定の直前、政府は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束へ向けた道筋」のステップ1を達成したと発表し、平成23年9月30日には緊急時避難準備区域を解除、同年10月29日には中間貯蔵施設の整備に係る工程表を発表した。復興計画の策定に当たっては、できる限り、これらの新たな動きに対応することに努めた。
- 平成23年7月末に発生した新潟・福島豪雨災害は、会津地方を中心として、多くの住家被害のほか、河川、道路、鉄道、農地、林地などに甚大な被害をもたらした。また、平成23年9月下旬に本県を通過した台風15号は、中通り地方を中心として浸水により住家、農地などに多大な被害をもたらした。このため、東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生したこれらの災害の復旧・復興のための取組についても、本復興計画に盛り込むこととした。
- なお、福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日施行）及び同法に基づく基本方針（平成24年7月13日閣議決定）は、本県の復興計画（第1次）の内容が反映されており、整合が取れたものとなっている。

復興計画（第2次）の策定

- 復興計画（第1次）策定以降、平成24年4月1日の田村市、川内村を始め、これまで6市町村において避難指示区域の見直しが行われるなど、避難生活を送られている方々を取り巻く状況は日々刻々と変化し、それに伴う新たな課題への対応が必要となっている。
- このようなことを踏まえ、復興計画（第2次）では、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方などで構成する福島県復興計画評価・検討委員会を始め、県議会、県民、市町村などの意見を踏まえながら、避難の長期化に伴う支援強化や新たな生活拠点の整備、さらには、帰還を加速する取組など、被災者それぞれの状況に応じた新たな取組を追加した。
- なお、現在策定中の福島復興再生特別措置法基本方針に基づく避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画、重点推進計画に、本県復興計画（第2次）の内容が盛り込まれるよう、市町村と連携し国との協議を進めていく。

2 復興計画の性格

（1）復興計画の位置付け

- 復興計画は、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震やその余震、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨、台風 15 号などの一連の災害からの復興に向けての取組を総合的に示すための計画である。
- 本県の復興は、国、市町村、民間団体、企業、県民等、様々な主体と力を合わせて行わなければならないことは言うまでもない。そのため、県が実施するもののほか、県以外の主体の取組であっても、県が関わるものを盛り込んでいる。

（2）復興ビジョンとの関係

- 復興ビジョンは、本県の復興に当たっての基本的な方向を示したものであり、復興計画は、復興ビジョンで定めた3つの基本理念及び7つの主要施策に沿って、さらに具体的な取組や当該取組に基づく主要な事業を示すものである。

（3）総合計画との関係

- 総合計画は、県政全体の基本的方針を示す最上位の計画であり、復興計画は、総合計画と将来像を共有しながら、本県の一日も早い復興のために必要な取組を機動的かつ確実に進めるための計画である。
- なお、本計画における重点プロジェクトを総合計画の重点プロジェクトとして位置付け、取組を一体的に進めていく。

（4）計画期間

- 復興ビジョンと同じく、計画期間は 10 年とする。

（5）進行管理及び柔軟な見直し

- 復興計画は、策定されただけではなく、随時、進捗状況を管理するとともに、現実に実行されなければならない。そのため、復興計画に盛り込まれた各取組の実施状況について毎年度点検を行い、福島県復興計画評価・検討委員会による評価を受け、その評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行う。
- 復興計画は、今後の原子力発電所事故の収束状況や進行管理の結果等を踏まえ、県民の意向に細やかに対応しながら、復興に向けて必要な取組が行われるよう、適時、柔軟に見直しを行う。

Ⅱ 基本理念

復興計画は、復興ビジョンで掲げた以下の基本理念の下に復興を進めるものとする。

1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

- 「脱原発」という考え方の下、原子力に依存しない社会を目指し、環境との共生が図られた社会づくりを推進。このため、国及び原子力発電事業者に対し、事故の完全収束を求めるとともに、県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。
- 地域でエネルギー自立を図る多極分散型モデル、経済的活力と環境との共生が両立するモデルを提示。
- 何よりも人命を大切にす。
- 環境放射線モニタリングの徹底・除染対策、産業・生活基盤の迅速な復旧により、安全・安心なコミュニティと持続的に発展しうる産業を再構築。
- ハード・ソフト両面で様々な手段を重層的に確保し、万一の際に対応できる、安全で安心な社会を構築。
- 人口減少・超高齢社会に全国に先駆けて的確に対応。
- 放射性物質による影響から長期にわたって県民の健康を守るほか、さらに一歩進んで全国に誇れる健康長寿の県づくりを推進。

2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

- 全県民が今回の災害を自らのものとして受け止め、「ふくしま」全体で支えあい、復興を推進。
- 県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本であり、復興の主役は住民。
- 復興の主体は、地域や市町村。
- 県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせる。
- 本県の復興は、国内外の他地域の復興などに積極的に寄与するものと位置づけ。
- 国内外でふくしまを愛し、ふくしまに心を寄せるすべての人の力を結集。
- 原子力災害に関して国が全面的責任を負うべきであり、国による財政的、法的バックアップを求める。

3 誇りあるふるさと再生の実現

- 本県に脈々と息づく地域のきずなを守り育て、世界に発信。
- すべての県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそ、ふくしまの復興の第一歩が記されるという思いを県民すべてが共有。
- 地域のきずなが一層高められたコミュニティづくりを着実に推進。
- 子ども・若者たちが誇りを持つことのできるふくしまの再生。

Ⅲ 主要施策

- 主要施策は、復興ビジョンの策定に当たり、地震、津波、原子力災害及び風評被害、並びに新潟・福島豪雨災害及び台風15号による被害に対応する施策として位置づけたものであり、7つの主要施策にとりまとめた。
- 「i 復興へ向けた重点プロジェクト」では、7つの主要施策に係る取組を政策的別に12の重点プロジェクトとして示した。
- 「ii 具体的取組」では、主要施策を実現するために必要な具体的取組について、その取組内容と取組主体、年度計画を示した。
- 「iii 地域別の取組」では、被害状況を踏まえたエリアごとに、重点的に推進する施策を示した。

i 復興へ向けた重点プロジェクト

福島県復興計画「ii 具体的取組」のうち、本県の復旧・復興のための特に重要な取組を、政策目的別に12の「重点プロジェクト」として位置付けた。

各プロジェクトにおいては、目指す姿とプロジェクトの内容を示した。本県が復興を成し遂げるために、全ての力を結集し、これらのプロジェクトを推進する。

復興へ向けた重点プロジェクト 全体図

安心して住み、暮らす

- 1 環境回復プロジェクト
- 2 生活再建支援プロジェクト
- 3 県民の心身の健康を守るプロジェクト
- 4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

ふるさとで働く

- 5 農林水産業再生プロジェクト
- 6 中小企業等復興プロジェクト
- 7 再生可能エネルギー推進プロジェクト
- 8 医療関連産業集積プロジェクト

まちをつくり、人とつながる

- 9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト
- 10 ふくしまの観光交流プロジェクト
- 11 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト
- 12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

1 環境回復プロジェクト

目指す姿

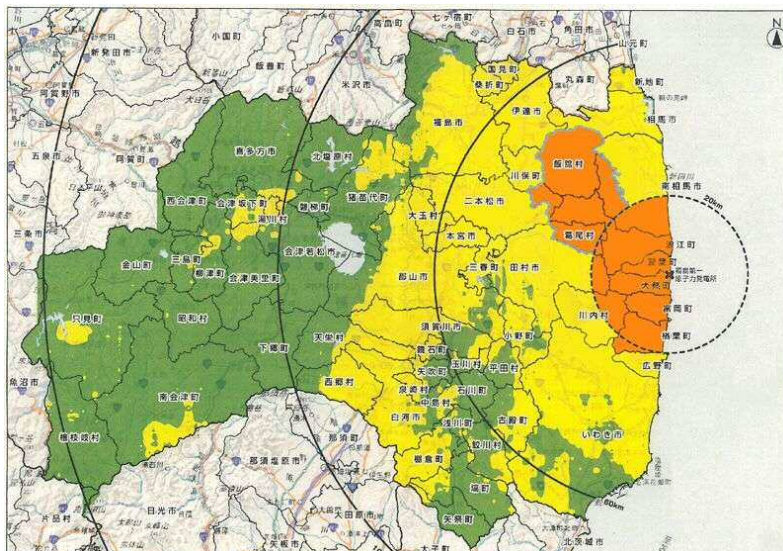
- 県民のふるさとへの一刻も早い帰還や安心して生活できる環境の確保に向け、放射性物質に汚染された生活圏、農地、森林などの徹底した除染及び汚染廃棄物の円滑な処理により、美しく豊かな県土が回復している。
- 農産物など食品の検査体制強化及び安全・安心に関する情報提供により流通・消費における安全が確保され、県内で生産された食品が安心して消費されている。

プロジェクトの内容

1 除染の推進

- 全県におけるモニタリングの充実・強化
国や市町村と連携して県内の空間線量率の状況や、農林地、河川、海、土壌などの放射性物質による汚染状況を把握するとともに、その動態を解明し、わかりやすく公開
- 生活圏（家屋・庭、道路、学校・幼稚園・保育所・公園・事業所など）、農地、森林などについて、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国、県、市町村などが連携するとともに、人材の育成や除染技術の向上を図ることにより、強力に除染を推進。また、その効果を確認（除染実施計画の策定・実施に当たっては、他地域へ影響を及ぼさないよう配慮）
 - 除染特別地域
〔実施主体〕国 〔目標〕段階的かつ迅速に縮小
 - その他の地域
〔実施主体と除染対象〕国：国が管理する土地・施設等
県：県が管理する土地・施設等
市町村：各除染実施計画に基づく除染対象
特定避難勧奨地点は、市町村の除染実施計画に基づき優先的に実施

〔長期的目標〕追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（＝毎時0.23マイクロシーベルト）以下
〔短期的目標〕平成25年8月末までに
・県民の追加被ばく線量 約50%減少 ・子どもの追加被ばく線量 約60%減少
- 農林地等の除染
 - ・農地及び農業用施設については、県産農産物から放射性セシウムが検出されないこと等を目標として除染実施
 - ・森林については、地域の実情を十分反映した実施方針の早期決定を国に要請し、方針に基づき着実に除染を実施
- 仮置場等の確保、維持管理
 - ・放射線の影響や除染に関する住民の不安・疑問を解消し、安全・安心を醸成して仮置場等の確保を進める。



橙色のエリア：除染特別地域
黄色及び緑のエリア：その他の地域

※橙色及び黄色のエリアは地表面から1mの高さの空間線量率が年間1ミリシーベルト以上
〔平成23年8月28日現在の値に換算〕

2 食品の安全確保

- 農産物などのモニタリング体制の強化、住民自らが身近なところで食品を検査できる環境の整備

3 廃棄物等の処理

- 汚染・災害廃棄物の円滑な処理

汚染廃棄物の一時保管量	下水汚泥等	約	5万7千トン（平成24年10月現在）
	焼却灰	約	7万7千トン（平成24年11月末現在）など
災害廃棄物の発生見込量		約	366万8千トン（平成24年8月現在）
農業系汚染廃棄物の発生見込量		約	25万5千トン（平成24年8月現在）
- 処理施設の確保
仮設焼却炉等の整備、中間貯蔵施設のあり方検討
- 建設副産物の適正な処理

4 拠点の整備

- 環境放射能等モニタリング機能をはじめ、環境回復・創造技術の調査・研究機能、情報収集・発信機能、教育・研修・交流機能を備えた拠点施設の整備
（※研究者及び研究機関のネットワーク構築などによる医療の拠点等との連携）
- 国内外の研究機関の誘致



※ なお、環境回復の前提となる廃炉に向けた安全監視に取り組む。

- 安全監視組織の設置
- 安全確保協定の見直し
- 原子力に関する専門職員の配置

2 生活再建支援プロジェクト

目指す姿

早期に帰還する避難者、長期避難者など被災者それぞれのおかれた状況に応じた、よりきめ細かな支援が行われ、全県民が将来の生活設計を描くことができ、生活再建を進めている。

プロジェクトの内容

1 県内避難者支援

情報

- ・相談窓口の設置
- ・行政情報、生活情報などに関する福島県、避難元自治体、避難先自治体からのきめ細かな情報提供

賠償

- ・賠償金の請求支援

住環境

- ・コミュニティの確保
- ・住まいに関する相談窓口の継続
- ・応急仮設住宅（借上住宅）の供与期間延長、住み替えへの柔軟な対応
- ・県内自主避難者への対応
- ・恒久住宅への円滑な移行
- ・二重ローンの利子補給



保健・医療・福祉

- ・甲状腺検査、内部被ばく検査等の実施
- ・避難の長期化に伴う心のケアや孤立化防止
- ・避難先における子育て支援、介護サービスや障がい者福祉サービスの確保

教育

- ・子どもの就学機会の確保
- ・サテライト校などの教育環境の整備

雇用

- ・就職相談・職業訓練の実施
- ・企業の事業再開のための多様な支援
- ・避難先での営農再開に向けた支援
- ・緊急雇用創出基金活用による雇用の確保

治安

- ・仮設住宅及び周辺地域等における治安維持確保
- ・帰還困難区域等所在宅の防犯・防火

2 県外避難者支援

情報

- ・相談窓口の設置
- ・ふくしまの今の姿や行政情報、生活情報などに関する福島県、避難元自治体、避難先自治体からのきめ細かな情報提供

賠償

- ・賠償金の請求支援

住環境

- ・交流の場の提供などによるコミュニティの確保
- ・住まいに関する相談窓口の継続
- ・借上住宅の供与期間延長、住み替えへの柔軟な対応

保健・医療・福祉

- ・県外医療機関の協力による甲状腺検査、内部被ばく検査等の実施
- ・避難先自治体との連携による避難の長期化に伴う心のケアや孤立化防止
- ・避難先における子育て支援、介護サービスや障がい者福祉サービスの確保の要請

教育

- ・避難先自治体との連携による子どもの就学機会の確保

雇用

- ・巡回等による就職相談や国、避難先自治体による職業訓練の実施
- ・国や避難元・避難先自治体との連携による避難先での営農再開に向けた支援

福島県

他都道府県

県外避難者への支援連携

3 帰還に向けた取組及び 帰還後の生活再建支援

（旧・緊急時避難準備区域、津波・豪雨災害等被災地含む）

各重点プロジェクトでの取組のうち
特に必要なものを下記に再掲

安心して住み、暮らす

- ・除染の加速
- ・廃炉作業の監視強化
- ・廃棄物の迅速な処理
- ・放射線に関する
リスクコミュニケーション
- ・内部被ばく未然防止対策
- ・コミュニティの再生
- ・生活インフラの復旧整備
- ・治安体制の整備
- ・復旧・復興に従事する人の
宿泊場所の確保
- ・ふるさと帰還のための住宅再建・
確保の支援
- ・公営住宅の整備
- ・保健・医療・福祉提供体制の
再構築
- ・教育環境の整備

ふるさとで働く

- ・農林水産業の再生
- ・雇用の確保
- ・企業の事業再開に向けた多様な支援
- ・企業誘致
- ・就職相談・職業訓練の実施
- ・新たな産業の創出

まちをつくり、人とつながる

- ・復興の姿や帰還に向けた情報発信
- ・復興まちづくりの支援
- ・復興の基盤となる道路網の早期整備

4 長期避難者等の生活拠点の整備

- ・復興公営住宅の建設
- ・生活拠点に必要な機能の整備
- ・受入自治体との調整、受入自治体の
機能の持続的な確保



5 当面ふるさとへ戻らない人への支援

- ・ふくしまの今の姿の情報発信
- ・県内へ帰還する人のための住宅再建・
確保の支援

※「9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト」との連携

いつでもおかえり



6 避難者を支える仕組み等

- ・避難者を把握するための仕組みづくり
- ・避難場所に関する証明の仕組みづくり
- ・子ども・被災者支援法に基づく施策の具体化
及び活用
- ・個人情報保護法（条例）の弾力的運用

生活再建へ

復興計画
重点プロジェクト

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

目指す姿

長期にわたる県民の健康の見守り等を通して、これまで以上に県民の心身の健康の保持・増進を図ることで、全国にも誇れるような健康長寿県となっている。

プロジェクトの内容

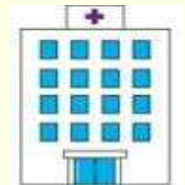
1 県民の健康の保持・増進

- 健康への影響に係る空間線量等の安全基準の早期設定及び国民への説明を引き続き国に強く要請
- 県民健康管理調査
- 被災者に対する健康支援活動の実施
- 医療機関・職域・行政等が連携した疾病予防・早期発見・早期治療に向けた取組の強化



2 地域医療等の再構築

- 福島県地域医療支援センターを活用した医師の地域偏在の解消
- 医師や看護師等の医療従事者・福祉人材等の確保及び育成
- 地域医療及び福祉提供体制の強化や災害時の広域的な連携
- 浜通り地方の医療及び福祉提供体制の再構築



3 最先端医療提供体制の整備

- 最先端医療設備による早期診断及び早期治療の実施、最先端医療の提供に必要な人材の確保・育成などの機能を持つつくしま国際医療科学センターの整備
※研究者及び研究機関のネットワークの構築などによる環境回復に関わる拠点等との連携
- 放射線の影響に関する国際機関や国の機関の誘致、共同研究



4 被災者等の心のケア

- 被災者の心のケア
- 子どもの心のケア
- 生きがいつくり

県民の健康意識の向上



全国に誇れるような健康長寿県

復興計画
重点プロジェクト

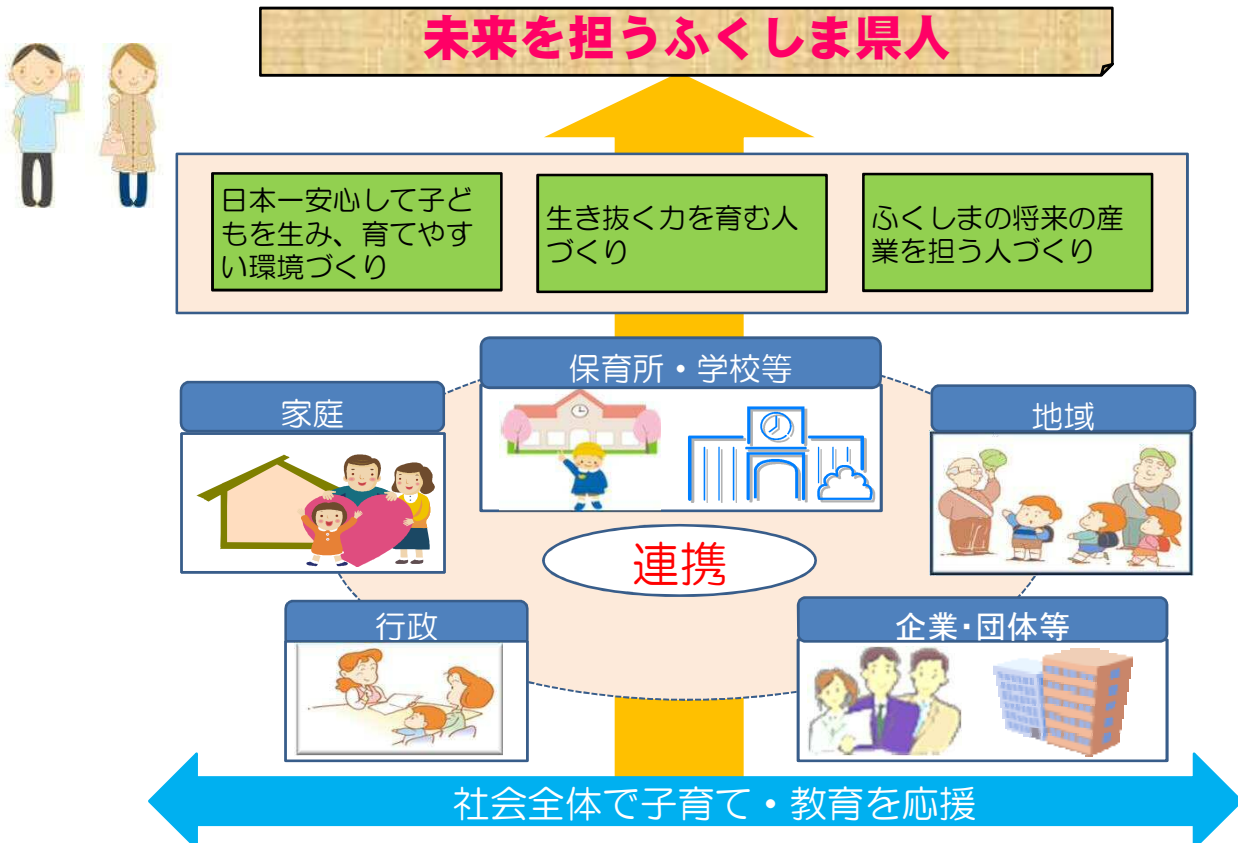
4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

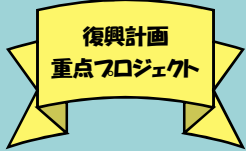
目指す姿

子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整備され、子どもたちが心豊かにたくましく育っており、ふくしまの再生を担っている。

プロジェクトの内容

- 1 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり
 - ・放射性物質汚染により生じた不安の解消
 - ・地域ぐるみの子育て体制の構築
 - ・18歳以下の医療費無料化
- 2 生き抜く力を育む人づくり
 - ・震災を踏まえた確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
 - ・理数教育、防災教育の充実や国際化の進展に対応できる人づくりなど、ふくしまならではの教育の推進
 - ・長期避難に対応した教育環境の整備
- 3 ふくしまの将来の産業を担う人づくり
 - ・県内に整備する各種研究拠点と連携した人材育成を始め、高度な知識・技能を備えた人材や地域産業のニーズに応えられる人づくり





5 農林水産業再生プロジェクト

目指す姿

消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林水産物の提供を通して生産者が誇りを持ち、本県の農林水産業の持つ力が最大限に発揮され活力に満ちている。

プロジェクトの内容

1 安全・安心を提供する取組

- 農林漁業者や消費者が自ら安全を確認できる体制の構築
- 有機農業やGAP（適正な生産工程管理）など、安心を高める取組の推進
- 米の全量全袋検査など検査体制の強化と情報の「見える化」を進め、世界一安全・安心な農林水産物の消費者への提供

2 農業の再生

- ほ場の大区画化等の基盤整備や、新たな経営・生産方式の導入による競争力の回復
- 地域産業の6次化による生産性の高い農業の確立
- 家畜等生産基盤の回復

3 森林林業の再生

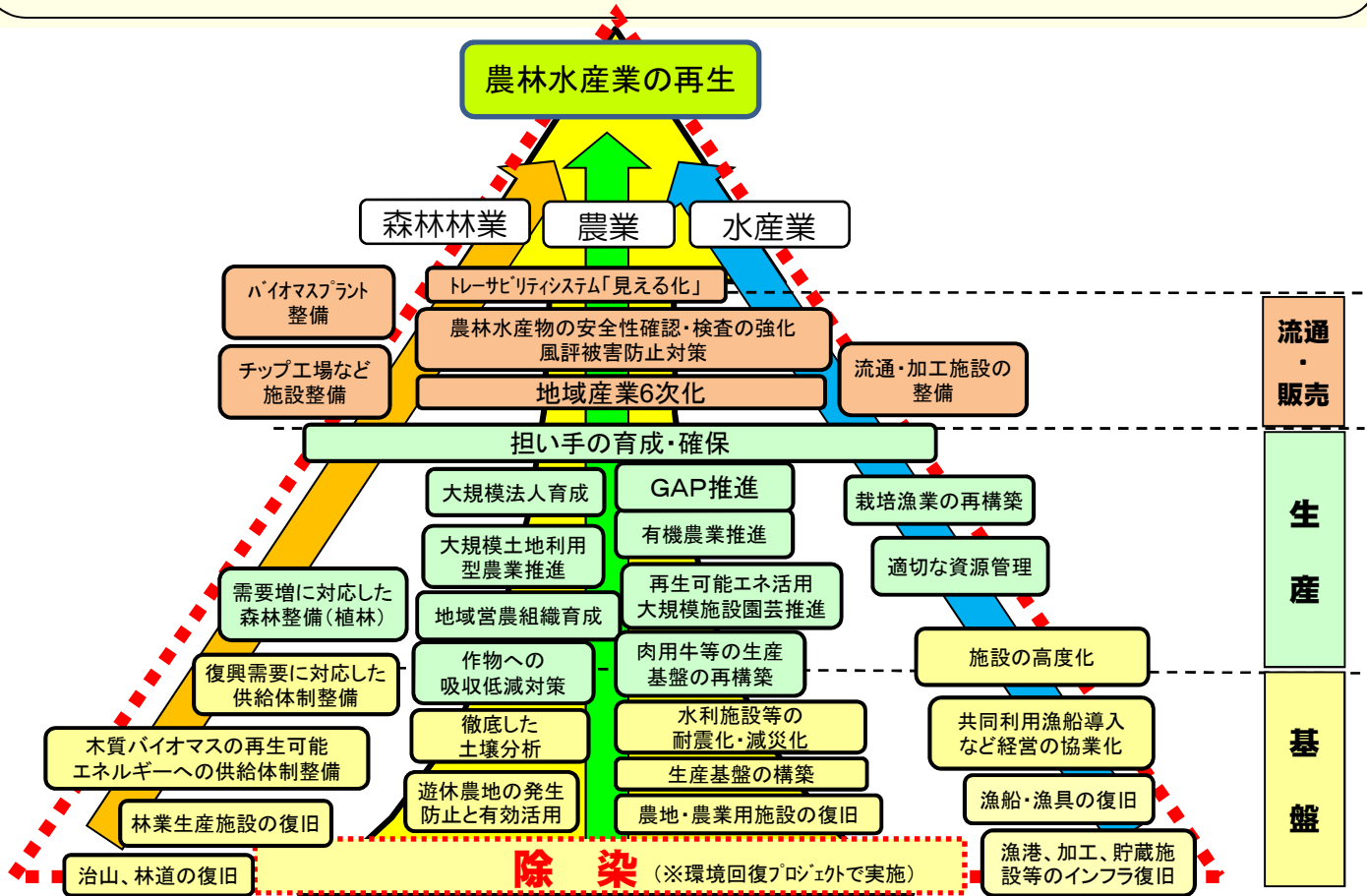
- 森林施業と放射性物質の除去・低減を一体的に実施
- 木質バイオマスを再生可能エネルギーの原料として活用
- 復興需要に対応した供給体制の整備

4 水産業の再生

- 甚大な被害を被った漁港・漁船・施設等の復旧・復興
- 試験操業の実施等沿岸漁業の再開に向けた取組支援
- 中長期的には適切な資源管理と栽培漁業再開
- 加工業や観光業と連携した地域産業の6次化を進めることによる付加価値の高い漁業経営の確立

5 区域見直しに伴う対応

- 避難指示解除区域における農林水産業の再生
 - ・営農の再開・農業の再生に向けた調査研究を行う拠点の整備
 - ・農用地、森林等の除染
 - ・生産基盤の復旧
 - ・農地を活用したバイオマスの利活用の調査研究
 - ・新たな経営・生産方式の導入
 - ・検査体制の強化と情報の提供
 - ・農林漁業者への技術支援・経営支援



復興計画
重点プロジェクト

6 中小企業等復興プロジェクト

目指す姿

地域経済の担い手である中小企業等が活気に満ち、新たな雇用の場と収入が確保され、本県経済が力強く発展している。

プロジェクトの内容

1 県内中小企業等の振興

(1) 復旧・復興

- ・被災中小企業等の事業再開・継続支援の推進
- ・産業基盤の整備
- ・商業の振興
- ・二重債務などへの金融対策
- ・復興まちづくり会社設立の推進
- ・ハイテクプラザ等による研究開発の促進
- ・起業支援の強化
- ・帰還する中小企業への支援

(2) 販路開拓、取引拡大

- ・加工食品や工業製品の放射線量測定
- ・県産品のブランド化及び販売促進
- ・中小企業の海外取引の支援
- ・加工食品や工業製品の販路拡大の推進
- ・市場性の高い製品・技術開発の推進

(3) 人材育成

- ・県内に整備する各種研究拠点等との連携やテクノアカデミー等による人材育成

2 企業誘致の促進

他県より抜きんてた優遇制度の活用
(福島特措法、復興特区制度・重点推進計画・産業復興再生計画等に基づく税・財政・金融上の支援措置、規制の特例)

3 新たな時代をリードする新産業の創出

(1) 再生可能エネルギー 関連産業

- ・再生可能エネルギー関連産業の集積
- ・取引拡大、技術移転

再生可能エネルギー
推進プロジェクト

(2) 医療関連産業

- ・医療関連産業の集積
- ・取引拡大、技術移転

医療関連産業集積
プロジェクト

4 区域見直しに伴う対応

被災中小企業等の事業再開・帰還支援や、企業誘致、新たな産業の創出等の、より力強い推進



地域経済の活性化と
雇用の確保・創出

復興計画
重点プロジェクト

7 再生可能エネルギー推進プロジェクト

目指す姿

再生可能エネルギーが飛躍的に推進され、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会へ向けた取組が進んでいる。

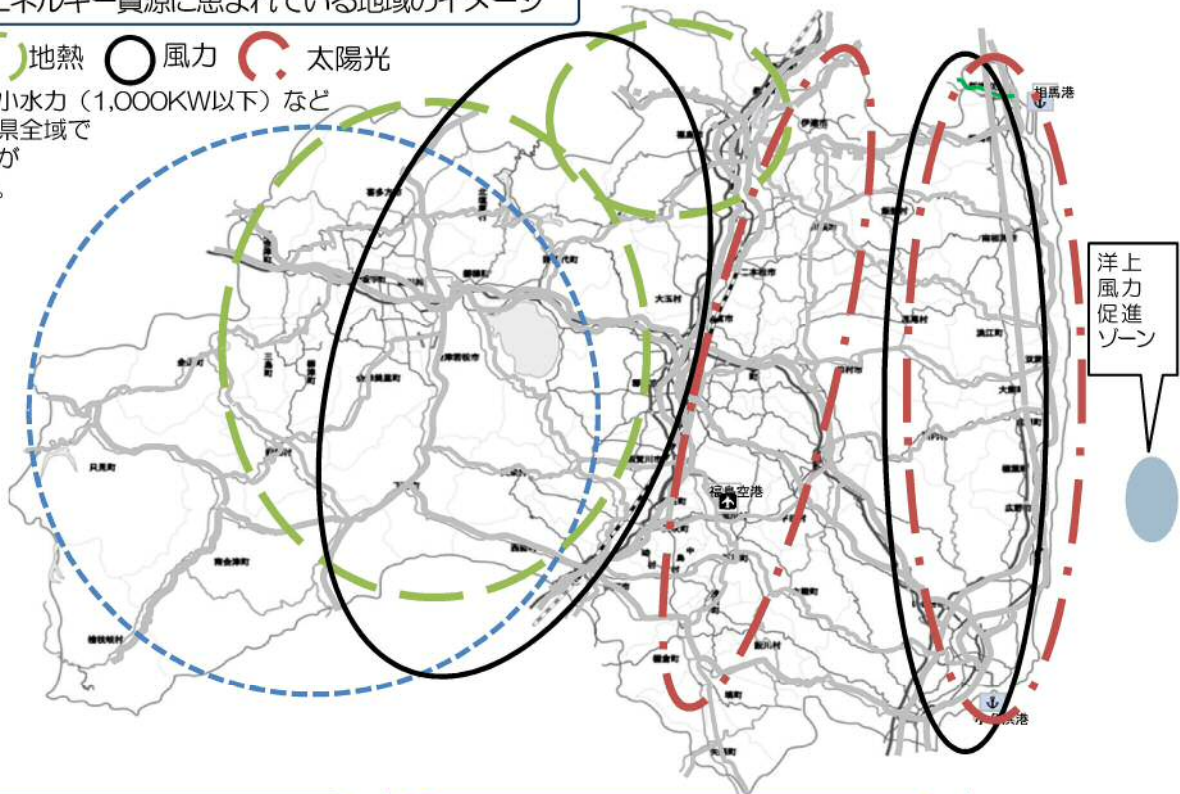
プロジェクトの内容

- 1 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大
- 2 再生可能エネルギーに係る最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備
- 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致、県内企業の参入・取引支援
- 4 スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギー資源に恵まれている地域のイメージ

 水力
  地熱
  風力
  太陽光

※バイオマスや小水力（1,000KW以下）などについては、県全域で導入の可能性が考えられます。



ステップ1（初期実効型プロジェクト）

- 1 地域への再生可能エネルギーの大量導入
- 2 再生可能エネルギーに係る研究開発拠点の整備と実証研究等の実施
- 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致、県内企業の参入・取引支援

ステップ2（長期熟成型プロジェクト）

- 1 分散型再生可能エネルギーを活用したスマートコミュニティの実現
- 2 世界初の浮体式洋上windファームの実現
- 3 再生可能エネルギー関連産業の一大拠点化へ成長

ステップ3

再生可能エネルギー産業等の飛躍的发展

雇用の創出
持続的に発展可能な社会の実現

復興計画
重点プロジェクト

8 医療関連産業集積プロジェクト

目指す姿

最先端の放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化などに関連した形で、我が国をリードする医療関連産業の集積地域となっている。

プロジェクトの内容

1 医療福祉機器産業の集積

(1) 医療機器開発・安全評価拠点の整備

- ・技術開発と安全性（生物学的安全性等）を総合的に評価する拠点を整備

(2) ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立

- ・拠点の運営や薬事支援、事業化支援、人材育成等を実施

(3) 医療福祉機器・介護ロボット開発ファンドの創設

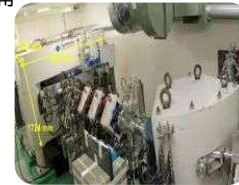
- ・医療・介護ロボット等から一般医療機器までの開発、試作・臨床研究・治験等を対象に経費補助

(4) 国際的先端医療機器の開発・実証

- ・世界初のBNCTの開発実証や手術支援ロボットの開発・実証について経費補助

(5) 県内企業の参入・取引支援

- ・産学官が連携し、医療現場のニーズ収集から研究開発、事業化、販路拡大までを一体的に支援



2 創薬拠点の整備

(1) ふくしま医療産業振興拠点（創薬）の整備

医療界と産業界を円滑に橋渡しすることにより、がんを中心とした諸疾患の新規治療薬・診断薬・検査試薬・医療機器などの開発支援を多面的に行う。

- ・共同研究開発（診断薬・試薬等）
- ・バイオマーカー開発
- ・がんなどに対する医薬品の開発支援
- ・新規産業・雇用の創出



雇用の創出
我が国の医療関連産業をリード

9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト

目指す姿

県内外に避難している県民の心がふくしまとつながり、避難されている方々がふるさとに帰還することができるよう、地域コミュニティのきずなが再生・発展するとともに、震災を契機とした新たなきずなが構築されている。

プロジェクトの内容

1 福島県内におけるきずなづくり

- ・仮設住宅等におけるコミュニティ活動への支援
- ・県民による復興活動への支援
- ・市町村等による地域づくりへの支援
- ・避難住民に対する情報や交流の場の提供



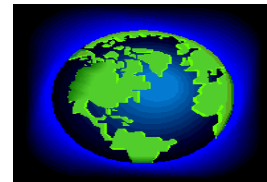
2 県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり

- ・県内外の避難者へ電子回覧板等により情報を発信するとともに、避難者の意向を把握する等双方向の取組の推進
- ・県外における相談・情報提供窓口等の設置
- ・スポーツや伝統文化、農産物の販売などを通じた交流
- ・ふくしまを応援してくれる人に対する感謝を込めた交流の取組
- ・「がんばろう ふくしま！」応援店の拡大



3 ふくしまにおける復興へ向けた取組や情報の発信

- ・ふくしまで頑張っている個人、団体の発掘
- ・テレビ、インターネットなどあらゆる媒体を複合的に活用した国内外へ向けた正確な情報の発信
- ・ふくしまをテーマとした会議等の開催や誘致
- ・ふくしまの復興の姿の発信
- ・復興に向けた県のスローガン「ふくしまから はじめよう」の浸透
- ・緑豊かな県土の再生を全国に発信する全国植樹祭の開催



4 ふるさとへ戻らない人とのきずなの維持

- ・ふくしまの復興の状況や正確な情報の発信や提供
- ・県人会等組織との連携

復興計画
重点プロジェクト

10 福島県の観光交流プロジェクト

目指す姿

ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、国内外から多くの観光客等が訪れている。

プロジェクトの内容

- 1 テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食との連携など、県内市町村、観光事業者が一丸となった観光復興キャンペーンの実施
- 2 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などによる観光と多様な交流の推進



風評の払拭

- 国内外への正確な情報発信
- 物産展等の開催による国内外への安全性のPR
- 県外との交流人口の回復・拡大による本県の現状の理解促進

復興に向けた施策

- 観光復興キャンペーンの実施
- 芸術文化やスポーツの全国大会等の誘致
- 国際会議等の誘致推進
- 東アジアを始めとする外国人観光客受入体制の整備促進
- 教育関係者招聘や官民一体となった誘致キャラバン、学校関係者への説明会の実施

【ふくしまのことをきちんと伝える】

【交流によるきずなを作る】

多くの観光客が訪れるふくしま

復興計画
重点プロジェクト

1 1 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト

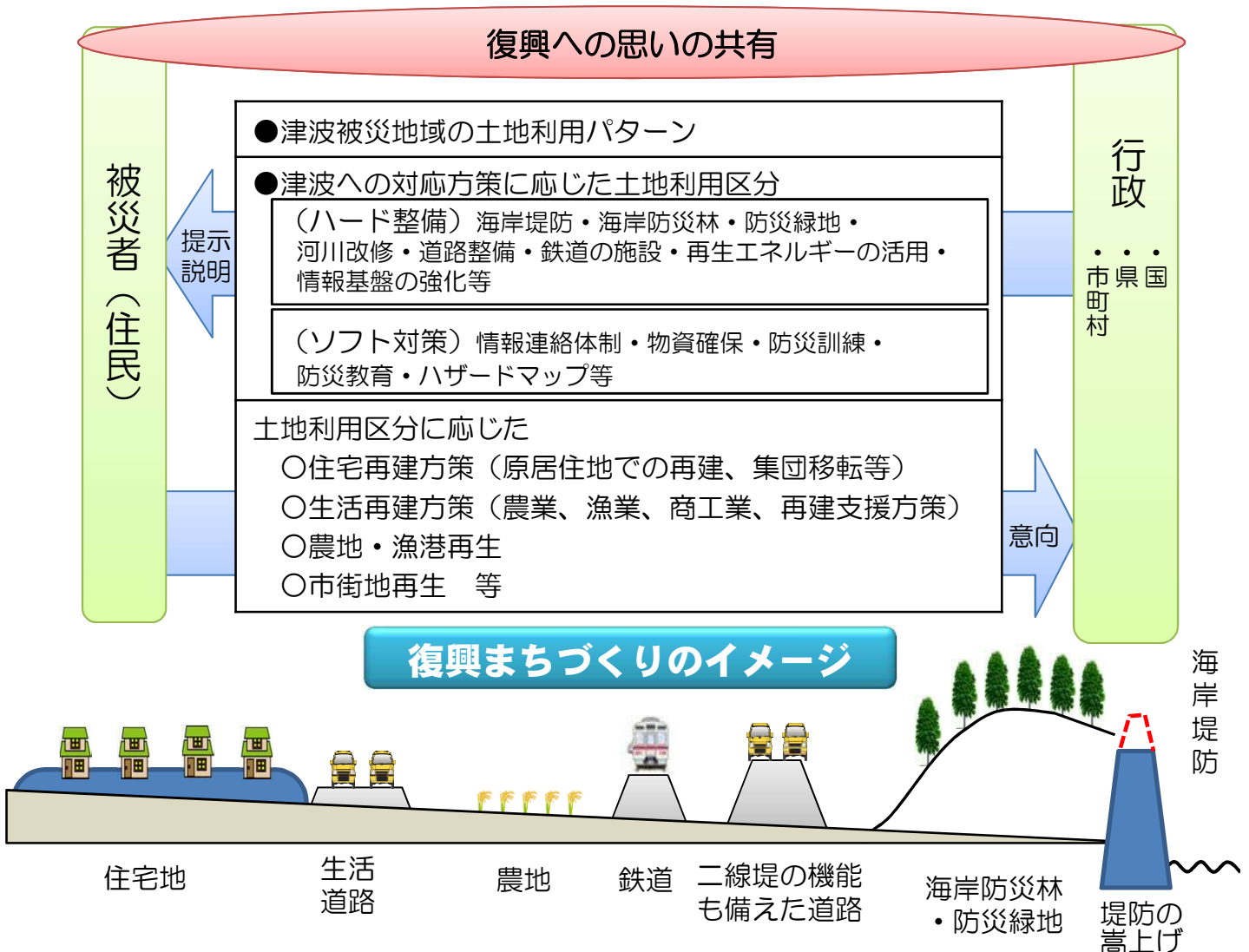
目指す姿

津波により甚大な被害を受けた沿岸地域等において、「減災」という視点からソフト・ハードが一体となり、防災機能が強化されたまちが生まれている。

プロジェクトの内容

- 1 津波被災地における海岸堤防の嵩上げ、海岸防災林、防災緑地、道路、鉄道など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力が向上したまちづくり
- 2 情報連絡体制や物資の確保体制の充実など地域防災計画等の見直し、防災訓練の強化や防災リーダーの育成などによる防災意識の高い人づくり・地域づくり
- 3 地域とともに取り組む土地利用の再編や復興のまちづくり計画策定及び実施

津波被災地域のまちづくりの検討プロセス



復興計画
重点プロジェクト

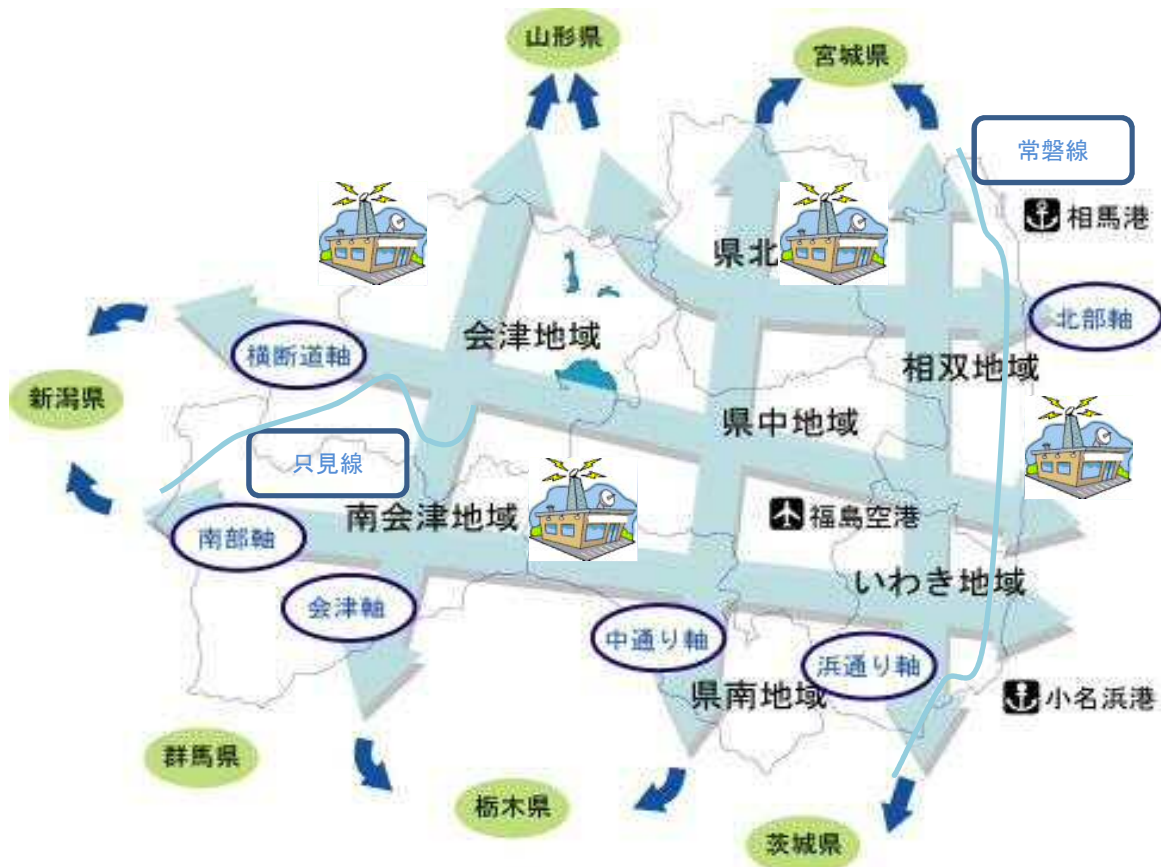
1 2 県土連携軸・交流ネットワーク 基盤強化プロジェクト

目指す姿

かねてから県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸、福島空港、小名浜・相馬港の機能や情報通信基盤の強化された新たな県土が形成されている。

プロジェクトの内容

- 1 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路の整備
- 2 浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や会津・中通りの東西連携道路などの整備・強化による、災害に強く信頼性の高い本県の復興を推進する道路ネットワークの構築
- 3 福島空港、小名浜港、相馬港の早期復旧・機能強化による、本県の物流、観光の復興を支える基盤の整備
- 4 JR常磐線・只見線の早期復旧
- 5 災害時における広域的な連携・連絡体制の構築





指標

重点プロジェクトに関する県の取組の成果を示す主な「指標」を、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」から再掲します。

安心して住み、暮らす

プロジェクト	指標	現況値	目標値
環境回復	市町村除染地域における住宅除染の進捗率（計画戸数に占める実績戸数の割合） ※なお、現況値は、H24.9月末現在で把握できた実績値となっています。 	H24年度 6.2% <small>(H24.9月末現在で把握できた実績)</small>	H28年度 各年度 100%
	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率 ※災害廃棄物推定量に対する処理完了量であり、H25までに処理・処分率100%を目指します。 	H23年度 12.0%	H25年度 100%
生活再建支援	県内・県外避難者数（県全体） 県内の応急仮設住宅、借り上げ住宅等の入居者数及び県外への避難者数 ※県内の応急仮設住宅・借り上げ住宅などへの入居者数及び県外避難者数であり、皆減を目指します。 	H24年度 159,128人 <small>(H24.10.1)</small>	H32年度 0人
	避難区域等の居住人口（うち帰還人口） ※[居住人口]避難指示などが解除された区域において、生活の本拠を有する人口であり、帰還を促進することなどにより、数値の増加を目指します。 ※[帰還人口]避難元の市町村に帰還した人口であり、帰還を促進することなどにより、数値の増加を目指します。 	H24年度 約40,900人 <small>(約25,900人) (震災前人口:約146,400人)</small>	H32年度 増加を目指す
	昼間就労者概数〔参考〕 再開した病院の数（避難地域）〔参考〕 原発事故による避難後の公立学校の自校再開数〔参考〕 	約 28,000人 病院 0施設 小学校 10校 中学校 5校 高等学校 2校	
県民の心身の健康を守る	甲状腺検査の受診率 ※福島県健康管理調査に基づく、甲状腺検査の対象者が検査を受診した割合であり、100%の受診を目指します。 	H23年度 79.8%	H32年度 100%
	医療施設従事医師数（人口10万人対） ・相馬エリア ・双葉エリア ・いわきエリア ※県内の医療機関に従事している医師数(人口10万人当たり)であり、数値の増加を目指します。相馬エリア・双葉エリア・いわきエリアの区域の詳細については、福島県地域医療再生計画を参照してください。 	H22年 182.6人 130.8人 103.0人 160.4人	H32年 (増加の方向で検討中)
未来を担う子ども・若者育成	保育所入所待機児童数 ※保育所入所申込書が市町村役場に提出され、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童の数であり、数値の減少を目指します。 	H23年度 124人	H32年度 0人
	全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合、全国平均=100) ・国語 ・算数(数学) ・理科 ※文部科学省が実施する全国・学力学習状況調査において、全国平均の正答率を100とした場合の本県の正答率であり、数値の上昇を目指します。国語、算数(数学)は、1年毎の調査、理科は3年毎の調査となります。 	H24年度 (小学校) (中学校) 99.7 101.9 97.7 98.7 101.3 102.4	H32年度 (小学校) (中学校) 103.0以上 103.0以上 102.0以上 102.0以上 103.0以上 103.0以上

ふるさとで働く

プロジェクト	指標	現況値	目標値
農林水産業 再生	農林水産業の産出額 ・ 農業産出額※1 ・ 林業産出額※2 ・ 沿岸漁業産出額※3 ※1農産物、加工農産物（農産物加工施設の販売額を含む）などの産出額であり、数値の増加を目指します。なお、数値には、農業生産関連事業を含むものとします。 ※2木材（素材）、栽培きのこ、薪、木炭などの産出額であり、数値の増加を目指します。 ※3沿岸漁業（沖合底びき網を含む）により水揚げされた水産物のうち、産地魚市場における販売高であり、数値の増加を目指します。	 H23年 1,895億円 <small>（推計値）</small> 1,782億円 <small>（推計値）</small> 100億円 <small>（推計値）</small> 13億円	H32年 2,920億円 以上 2,635億円以上 185億円以上 100億円以上
	避難地域において農業を開始した認定農業者数 ※帰還困難区域を除く避難地域において、農業を開始した認定農業者の数であり、数値の増加を目指します。	 H23年度 一 経営体 <small>（参考：H22年度 768経営体）</small>	H32年度 750 経営体以上
中小企業等 復興	製造品出荷額等 ※年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料及びその他の収入額の合計額であり、製造業の経済活動の状況を図る数値として、数値の増加を目指します。	 H22年 50,957億円	H32年 55,174億円 以上
	工場立地件数 ※福島県工業開発条例に基づく、敷地面積1,000㎡以上の工場の新・増設に係る届出件数であり、数値の増加を目指します。	 H23年 52 件	H32年 700 件以上 <small>（H25～32累計）</small>
再生可能 エネルギー 推進	再生可能エネルギーの導入量 ※福島県内の太陽光、風力などの再生可能エネルギーの発電施設の設備容量であり、数値の増加を目指します。なお、設備容量の値は、原油換算のうちバイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差熱利用、雪氷熱利用の導入量を含まない値となっています。	 H21年度 〔原油換算〕 1,924,379 kl 〔一次エネルギーに占める割合〕 21.2 % 〔設備容量〕 421.4 万kW 3.9 万kW 7.0 万kW 397.3 万Kw （1.4万kW） 6.5 万kW 6.6 万kW	H32年度 〔原油換算〕 3,522,467 kl以上 〔一次エネルギーに占める割合〕 40.2 %以上 〔設備容量〕 740.8 万kW以上 100.0 万kW以上 200.0 万kW以上 398.1 万kW以上 （2.2万kW以上） 6.7 万kW以上 36.0 万kW以上
	再生可能エネルギー関連の工場立地件数 ※福島県内に新たに再生可能エネルギー関連産業の工場が立地した件数であり、数値の増加を目指します。	 H23年 4 件	H32年 70 件以上 <small>（H25～32累計）</small>
医療関連産業 集積	医療機器生産額 ※福島県内で生産された医療機器などの生産額であり、数値の増加を目指します。	 H23年 976 億円	H32年 1,750 億円以上
	医療福祉機器の工場立地件数	 H23年 4 件	H32年 70 件以上 <small>（H25～32累計）</small>

まちをつくり、人とつながる

プロジェクト	指標	現況値	目標値
ふくしま・ きずなづくり	NPOやボランティアと県との協働事業数  ※NPOやボランティアと県との協働による事業の実施数であり、数値の増加を目指します。	H23年度 60事業	H32年度 130事業 以上
	ふくしまファンクラブ会員数  ※福島県に興味を有する人の結びつきを強め、本県への定住・二地域居住につなげることを目的とした「ふくしまファンクラブ」の会員登録者数であり、登録者数の増加を目指します。	H23年度 6,368人	H32年度 12,100人 以上
ふくしまの 観光交流	観光客入込数  ※県内観光施設ポイントの年間延べ入込数であり、数値の増加を目指します。	H22年 57,179千人	H32年 63,000千人 以上
	教育旅行における県内宿泊者数  ※学校が主催する修学旅行、合宿、野外活動などの教育旅行において、県内宿泊施設に宿泊した延べ人数であり、数値の増加を目指します。	H23年度 132,445人	H32年度 750,000人 以上
津波被災地等 復興 まちづくり	防災緑地設置箇所数  ※多重防御のため、想定を超える津波のエネルギーの減衰を目的として設置される防災緑地の設置箇所数であり、数値の増加を目指します。	H24年度 0か所	H32年度 10か所 以上
	自主防災組織率  ※町内会・自治体などによる防災組織に参加している世帯の割合であり、数値の上昇を目指します。	H22年度 84.6%	H32年度 93.7% 以上
県土連携軸・ 交流 ネットワーク 基盤強化	七つの生活圏の中心都市間の平均所要時間  ※隣接する生活圏の中心都市間(市役所・町役場)を高速道路、国道、県道などの幹線道路を利用して移動する際の平均所要時間であり、数値の減少を目指します。	H23年度 88分	H32年度 86分 以下
	JR路線の運休区間の距離 ・JR常磐線 ・JR只見線  ※原子力災害や新潟・福島豪雨災害によるJR常磐線・JR只見線の運休区間(県内)の距離であり、区間の解消を目指します。	H24年度 (H24.10.1) 63.3 km 27.6 km	H32年度 0.0 km 0.0 km

ii 具体的取組

復興ビジョンにおける3つの理念の下、7つの主要施策を実現するために必要な具体的取組や年度計画、取組主体を位置づけ記載した。
 今後、本県においては、復興を成し遂げるため、これらを最優先に取り組む。

「具体的取組」の構成



※記載の取組については、必ずしも財源が確保されたものだけではありません。

1 緊急的対応

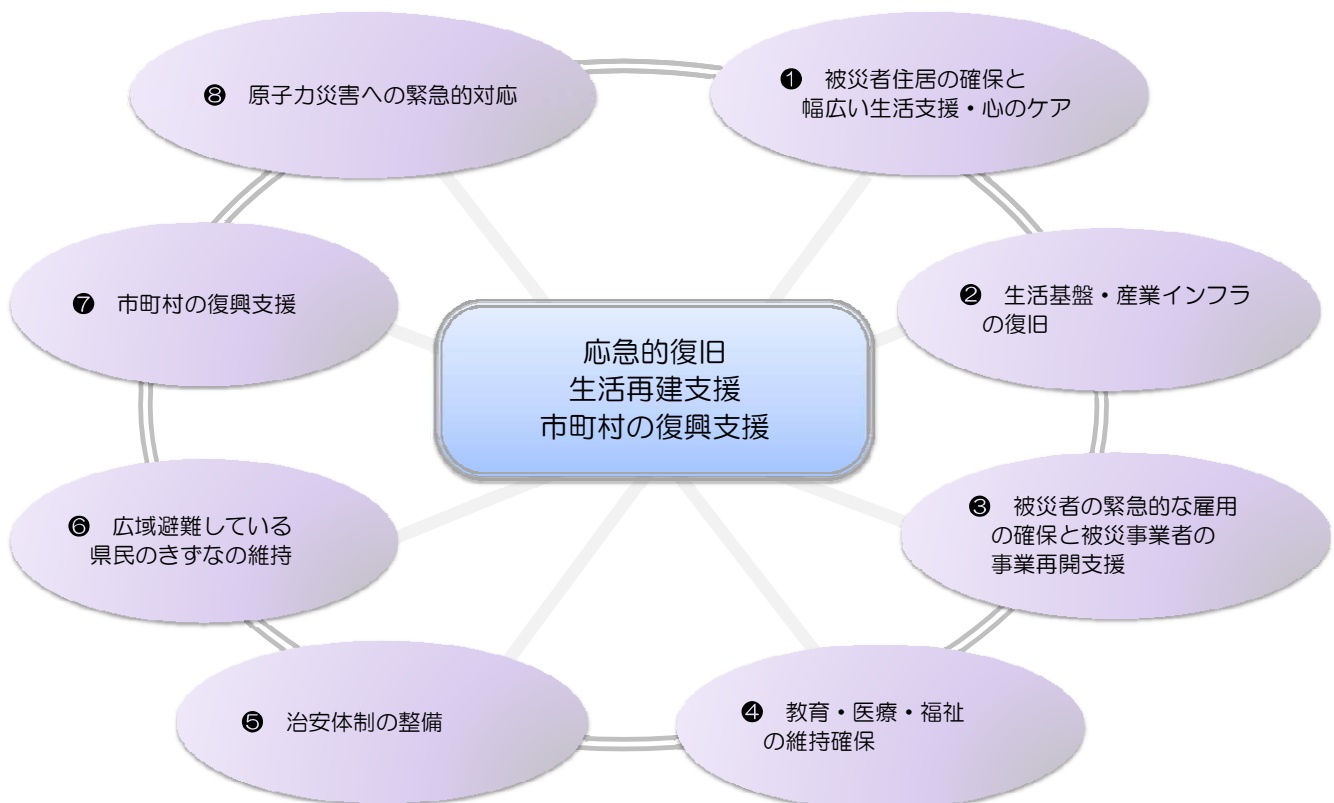
（1） 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

本県は、地震、津波、原子力発電所事故による被害が広範かつ甚大であったことから、再建にはかなりの期間を要することが想定される。そのため、インフラ復旧はもとより、被災者の住居、雇用、医療・福祉などの緊急的復旧・生活再建支援についても、今後の円滑な復興につなぐための重要な要素として復興ビジョンの中に位置づけ、復興の基本である一人一人の生活基盤の再建に取り組む。

また、東日本大震災では、原子力災害に伴う避難指示等により、浜通りの多くの町村が役場機能を県内外に移転しているなど、被災市町村が自治体として行政事務を行う上で重大な障害を負うことになった。こうした中で、県は、復旧・復興に向け、広域自治体として被災市町村の執行体制の強化とともに必要な財源の確保に連携して取り組む。

さらに、避難住民や被災町村の役場機能を受け入れた市町村における平常時では想定されない様々な課題に対して、受入市町村とともに、住民や役場の支援に努める。

原子力災害については、国の責任において対応すべきであるが、収束時期が明確となっていないことから、原子力発電所事故の収束状況を踏まえて、放射性物質に汚染された環境の回復や廃棄物の処理など、適時適切に対応していく。



① 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
融資などによる生活支援	被災者に対する融資等	国 県 市町村						
快適な居住環境の整備	応急仮設住宅の供与など被災者の居住の確保	県 市町村						
	被災住宅の再建・補修などの相談体制の確保	県						
	仮設住宅及び借上住宅入居者のコミュニティの確保	国 県 市町村 民間団体						
	仮設住宅等における孤立の防止	国 県						
	行政情報、生活情報に関するきめ細かな情報提供	県						
	仮設住宅の快適な居住環境の整備	県						
心のケア対策	学校、事業所、地域における県民の心のケアの推進及び仮設住宅における癒しの空間づくり	国 県 市町村 民間団体						

② 生活基盤・産業インフラの復旧								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
公共土木施設等の復旧	小名浜港の復旧	国 県 市町村	■	■	■			
	相馬港の復旧	国 県 市町村	■	■	■	■	■	
	道路、河川、橋りょう、下水道、公営住宅、公園などの復旧	県 市町村	■	■	■	■	■	
	海岸堤防等の復旧	県	■	■	■	■	■	
	砂防、地すべり、急傾斜地の復旧	県 市町村	■	■	■			
	農地、林地、農林道、農業用ダム、ため池、排水機場、農業集落排水施設等の復旧	国 県 市町村	■	■	■	■	■	
	工業用水の復旧	県	■	■				
	漁港・市場・養殖場の復旧	県 市町村 団体	■	■	■	■	■	
	海岸防災林の復旧	県	■	■	■	■	■	■
	農地の除塩対策の推進	県 市町村	■	■	■	■		
災害廃棄物の処理、広域市町村圏管理施設の復旧	災害廃棄物（がれき）処理	国 県	■	■	■			
	消防施設、廃棄物処理、汚泥処理施設、火葬場などの早期復旧	県 市町村	■	■	■			
警戒区域等の見直しに伴うインフラの復旧	警戒区域等の見直しに伴うインフラの復旧	国 県 市町村	■	■	■	■	■	■

③ 被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の事業再開支援										
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32		
雇用の確保	被災者の緊急的な雇用確保、就職相談、職業訓練の実施	県 市町村 団体等	■	■	■	■	■	■	■	■
被災事業者への支援	被災事業者への資金支援	県	■	■	■	■	■	■	■	■
	被災事業者の本格的な事業再開までの人材確保や雇用維持等への支援	県 市町村 団体等	■	■	■	■	■	■	■	■
	全国規模の展示会等に出展する中小企業に対する助成	県	■	■	■	■	■	■	■	■
	警戒区域等から移転を余儀なくされている中小企業等に対する融資	県	■	■	■	■	■	■	■	■
	被災した中小企業に対する技術的助言等	県	■	■	■	■	■	■	■	■
	県内製造業の支援拠点（ハイテクプラザ）の復旧	県	■	■	■	■	■	■	■	■
	被災企業の施設・設備の復旧補助による再開促進・流出防止	県	■	■	■	■	■	■	■	■
区域見直しに伴う対応	被災企業等の帰還支援や帰還後の事業再開支援、新たな産業の創出	国 県 市町村	■	■	■	■	■	■	■	■
農林漁業者等への支援	農林漁業者等に対する資金融通	県	■	■	■	■	■	■	■	■
	農業用施設等の補修など被災した農林漁業者等に対する支援	県 市町村 団体等	■	■	■	■	■	■	■	■
	避難先での農林漁業の再開に対する支援	県	■	■	■	■	■	■	■	■
	被災した水産業共同利用施設の復旧・復興	県 市町村 団体	■	■	■	■	■	■	■	■
	共同利用に供する漁船建造の支援、早急な漁業生産活動の継続・再開支援	県	■	■	■	■	■	■	■	■
	農業法人などの経営再建のための雇用の確保の促進	県	■	■	■	■	■	■	■	■

④ 教育・医療・福祉の維持確保								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
教育環境の復旧	被災した学校施設等の応急復旧	県 市町村	■	■	■	■	■	■
	アクアマリンを始めとした被災した生涯学習施設の早期再開	県	■	■	■	■	■	■
	サテライト校の設置や運営など、長期避難に対応した教育環境の整備	県	■	■	■	■	■	■
	避難児童、生徒受け入れ学校の教員の増員	県	■	■	■	■	■	■
	被災した子どもたちの就学環境等を確保するための経済的支援	県 市町村	■	■	■	■	■	■
医療提供体制の回復	医師等の医療従事者の確保と医療機関の機能回復 浜通り地方の医療提供体制の再構築	国 県	■	■	■	■	■	■
福祉サービス提供体制の復旧	福祉施設等の応急復旧	国 県 市町村 事業者	■	■	■	■	■	■
	被災した障がい者の生活支援の充実・強化と福祉サービス提供体制の整備	国 県 市町村 事業者	■	■	■	■	■	■
被災者の心身の健康の保持	仮設住宅への診療所や居宅介護サービス提供施設の設置	国 県	■	■	■	■	■	■
	スクールカウンセラーの活動による心のケアや地域ぐるみの見守り活動	国 県	■	■	■	■	■	■
	検診等を通じた健康支援活動の実施	県 市町村	■	■	■	■	■	■

⑤ 治安体制の整備								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
被災地や仮設住宅等における治安対策	被災した警察施設及び交通安全施設の復旧	県	■	■	■	■	■	
	避難指示区域等の防犯機能の強化	県	■	■	■	■	■	■
	仮設住宅等における治安対策の推進	県	■	■	■	■	■	■

⑥ 広域避難している県民のきずなの維持								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
広域避難している県民のきずなの維持	ICT等を活用した避難者への情報発信による全国各地に分散している県民のきずなの維持	県 市町村 民間団体	■	■	■	■	■	
	全国の都道府県や市町村等での福島県情報窓口の設置	県	■	■	■	■	■	■

⑦ 市町村の復興支援								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
被災市町村の行政機能の復興	被災市町村の行政事務や復興事業・取組の支援及び代行	県						
	役場機能を移転した町村と受け入れた市町村の相互援助体制構築	県 市町村						
役場機能が移転した町村に対する行政機能の回復	役場機能を移転した町村への職員派遣及び町村が行う避難住民との連絡調整	国 県						
	役場機能が移転した町村の行政サービスのシステム構築	国 県						
	緊急災害時において行政機能を低下しないよう連絡体制の強化	国 県 市町村						
被災市町村の復興計画策定支援・現場の意見聴取	市町村の復興計画策定	国 県 市町村						
	津波等被害市街地の復興整備計画策定	国 県 市町村						
	国土調査の促進による、市町村の復興整備計画策定・実施	国 県 市町村						
	効果的・効率的な復興事業実施のための高等教育機関の英知の活用	国立 大学 法人 県						
	市町村との意見交換の場の設定など、現場の意見の聴取	県						

⑧ 原子力災害への緊急的対応								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組	福島県原子力損害対策協議会の活動を通じた取組や賠償請求支援	県 市町村 団体等						
モニタリング強化及び 県土の環境回復	空間線量、飲料水、農林水産物、食品、野生鳥獣などのモニタリングの強化	国 県 市町村						
	講習会の開催などによる除染従事者育成の加速化	国 県 市町村						
	除染技術の実証などによる技術的支援の強化	国 県 市町村						
	仮置場現地視察会の実施などによる住民理解の促進	国 県 市町村						
	身近な生活空間における放射線量低減対策	国 県 市町村						
	農地及び農業用施設における除染対策	国 県 市町村						
	森林等における除染対策、適正な森林の整備・保全による再拡散の防止	国 県 市町村						
	その他の大気、水、土壌の環境回復	国 県 市町村等						
	放射性物質に汚染された災害廃棄物や下水汚泥等の早急な処理、処分先の確保	国 県 市町村						
県民の健康管理	長期にわたる県民健康管理調査を通じた健康の保持・増進	国 県						
	子ども、妊婦への個人線量計の配布	国 県						
	国に対する、放射線に関する各種安全基準の早急な設定や健康に関する情報の迅速な開示の要請	国 県						
	放射性物質検査の体制整備等による食品の安全確保	国 県 市町村 団体等						

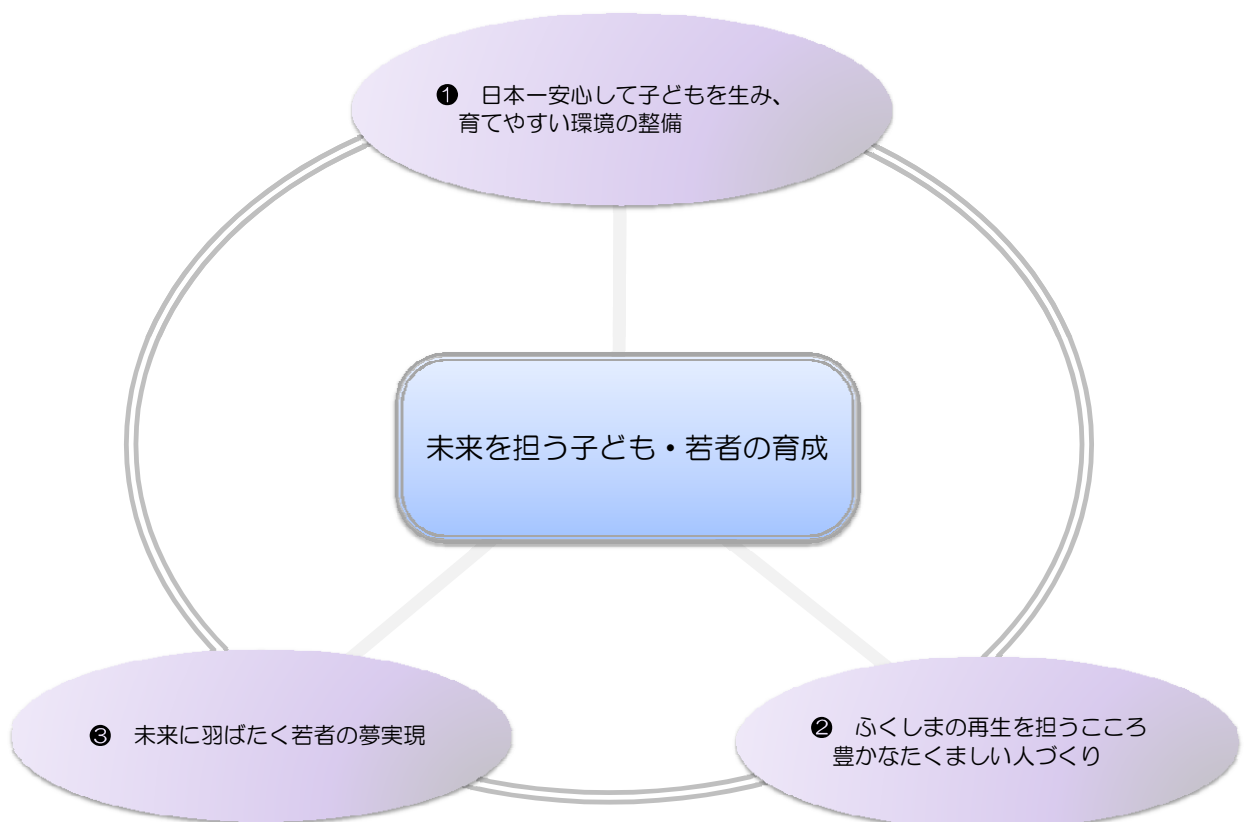
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
風評対策	地域ごと、分野ごとの徹底したモニタリング調査など、放射線量の測定体制・スクリーニング体制の充実・強化	国 県 市町村 団体等						
	正確な情報発信、物産展・展示会の開催等による国内外への安全性のPR、安全性を確保するための仕組みの検討	国 県						
	テレビや映画等とのタイアップを始めとした観光キャンペーンの強化	県						
災害情報の迅速な伝達等	国及び原子力発電事業者に対する事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示の要求、市町村、県の間での災害時における迅速な情報伝達等の対策	国 県 市町村 事業者						

2 ふくしまの未来を見据えた対応

（1）未来を担う子ども・若者の育成

今の若い世代が、これから復興していくふくしまの将来を担っていくことになる。しかし、現在、地震や津波、原子力発電所事故の影響などにより多くの児童・生徒が地元を離れ、さらに県外にまで避難を強いられた子どもたちも少なくない。ふくしまの地で次の世代を育成できるように、特に子どもたちやその親たちの放射性物質の汚染により生じた不安を取り除くだけでなく、さらにふくしまだからこそ子育てしたいと思われる環境を作っていく。

一方、この大震災によって、多くの若者たちは、命の尊さ、人間と環境との関わり、自ら判断する力の大切さ、自分たちが社会を構成し、動かす力を持っていること、そして、ふくしまが世界と直接つながっていることなどを実感することになった。こうした状況は、世界に通ずる人づくりをするに当たっての重要な基礎となり得るものであり、この大震災の体験を生かしたふくしまならではの教育により、若者たちが力を十分に発揮し、自分の夢を叶えることができるふくしまを目指す。



① 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
大震災・原子力災害への対応	放射線量の徹底した低減と適時・適切な情報提供	国 県 市町村						
	子どもや親の不安や悩みに対する相談体制の整備	県 市町村						
	県民健康管理事業によるきめ細かな健康管理の推進	国 県 市町村						
	学校や保育所等における給食の検査体制の整備	県 市町村						
子どもを生み、育てやすい環境整備の更なる推進	子どもたちのスポーツ・文化活動促進や遊びの場の提供、子育て支援者の人材育成など地域ぐるみの子育て環境の整備	国 県 市町村						
	災害に強く、地域コミュニティの拠点となる教育・福祉施設の整備	国 県 市町村						
	就学等への経済的支援	県 市町村						
	震災孤児等への経済的支援	県 市町村						
	18歳以下医療費無料化	県 市町村						
	救急医療体制や小児・周産期医療体制など医療サービスの提供体制の強化、保育料の減免をはじめとした保育サービスの充実	国 県 市町村						
	子育て関係施設の整備や心のケアに関する取組など子育て環境の整備	国 県 市町村						

② ふくしまの再生を担うところ豊かなたくましい人づくり								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
確かな学力の育成	少人数教育を生かした少人数指導の充実、魅力ある教材の開発、教員の資質向上等による確かな学力の育成	県市町村						
豊かな心の育成	道徳教育やボランティア等の体験活動の一層の推進による豊かな心の育成	県市町村						
	避難した子どもたちに対する、ふるさととの交流機会の提供	県						
健康・体力の増進	公園の除染など子どもたちが屋外で安心して遊び、運動できる環境の整備	国県市町村						
	子どもたちが自ら健康の保持・増進を図ることができるような健康教育及び食育の推進	県市町村						
地域が一体となった教育の推進	学校・家庭・地域が一体となった地域全体での教育の推進	県市町村						
将来のふくしまを担う人づくり	理数教育、防災教育の大幅な充実や国際化の進展に対応できる人づくりなどによる、ふくしまならではの教育の推進	県市町村						
	再生可能エネルギーや医工連携の分野など、ふくしまの将来の産業を担う人づくり	県						

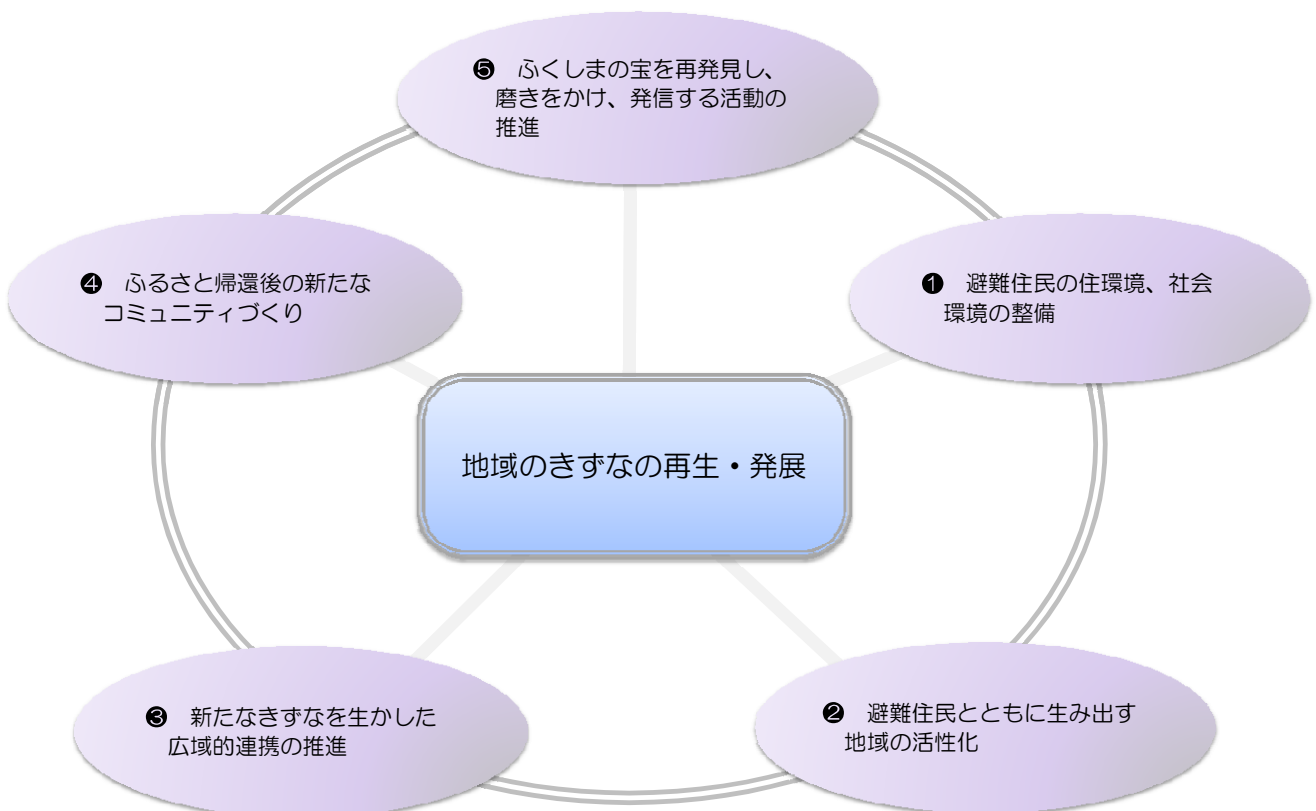
③ 未来に羽ばたく若者の夢実現								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
若者の夢実現に向けた取組	人の痛みを理解し、優しい気持ち、思いやりを持った若者の育成	県						
	中・高校生や大学生など若者の社会参画の促進	県						
	各大学が行う復興に関する取組への支援など県内高等教育の充実	県国立大学法人						
	幅広い視野や国際感覚を持つ若者の育成のための国内外の地域との積極的な交流の実施	県						

（2） 地域のきずなの再生・発展

地震、津波、原子力発電所事故により、県民は、着の身着のままに県内外に散り散りに避難することを余儀なくされ、地域によっては、避難生活が長期間続くこととなっている。

このような状況だからこそ、県民それぞれが、ふくしまらしさを問い、ふるさとへの思いを見つめ直し、ふるさとに対する誇りを大事にすることが必要である。年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、人間の幸福にとって、コミュニティ（地域）の存在は欠かすことはできない。本県に息づく温かい県民性と互いを支え合う地域社会のきずなを再生し、ふるさと帰還後に誇りを持って新たな形に発展できるようにしなければならない。

そのため県は、地域をつなぐ活動を推進するとともに、男女が共に参画し、子ども、障がい者、高齢者等、あらゆる人々が住みやすいコミュニティを目指す。また、県民それぞれのふるさとに対する思いを発信しながら、新たに生まれた国内外の人々とのきずなをふくしまの未来につなげていく。



① 避難住民の住環境、社会環境の整備								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
避難住民の住環境・社会環境の整備	避難住民が新たな避難先に移転する際の居住環境の整備、コミュニティ確保	国 県 市町村						
	復興公営住宅の整備	県 市町村						
	住宅の二重ローン対策など被災者の住宅再建対策	県 市町村						
	NPO等の団体による支援活動の環境整備や住民の自治組織の形成	県 民間団体						
自主避難者への対応	県内自主避難者に対する借上住宅の供与	国 県						
	避難先で安心して暮らし、最終的には帰還できるためのきめ細かな情報の提供	国 県						
当面ふるさとへ戻らない人への支援	ふくしまの今の姿の情報発信	県						
	県内へ帰還する方のための住宅再建・確保の支援	県						
避難者を支える仕組みづくり	避難者を把握するための仕組みづくり	国 県						
	避難場所に関する証明の仕組みづくり	国 県						
	子ども・被災者支援法に基づく施策の具体化及び活用	国 県						
	個人情報保護法（条例）の弾力的運用	国 県						

② 避難住民とともに生み出す地域の活性化								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
避難住民とともに生み出す地域の活性化	避難住民による事業の再開・起業等による、過疎・中山間地域を始めとした県内各地域の活性化	県 市町村 団体等						

③ 新たなきずなを生かした広域的連携の推進								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
新たなきずなを生かした広域的連携の推進	医療や食料・生活物資の提供、人材の派遣、「がんばろう ぶくしま！」運動への参画等、新たなきずなを生かした広域連携の推進	県						
	震災を契機とした新たなきずなを次世代へと継承し、広域連携と復興のシンボルとなるきずなの森林づくりの推進	県 市町村 民間団体 等						
	避難先で得た自治体や団体等との新たなきずなを生かした広域連携の推進	県 市町村 民間団体						

④ ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくり										
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32		
ふるさと帰還の促進	生活インフラの復旧整備など避難指示解除後の帰還のための環境整備	国 県 市町村	■	■	■	■	■	■	■	■
	復興に従事する作業員等の宿舍の確保	県		■	■	■	■	■		
住民によるコミュニティの再生	地域の歴史・文化を学び、再発見する取組の推進	県 市町村 民間団体	■	■	■	■	■			
	若者から高齢者まで多くの住民が集い、地域の課題に対処する取組の推進	県 市町村 民間団体 国立大学 法人	■	■	■	■	■	■	■	■
	商店街活性化など地域のにぎわいづくり	県	■	■	■	■	■	■	■	■
女性を始めとした生活者目線からの地域づくり	女性を始め、若者、高齢者等を含めた多様な主体との連携	県 市町村 民間団体 等			■	■	■	■	■	■
高齢者や障がい者を支えるまちづくり	地域全体での見守り活動を始めとした高齢者と地域住民との交流の場の設置	県	■	■	■	■	■	■	■	■
	買い物支援や生活交通の確保など高齢者や障がい者のためのサービスや住宅の整備	県 民間団体 等		■	■	■	■	■	■	■
	障がい者一人一人がその人らしく自立した生活ができるよう、ユニバーサルデザインに配慮された社会づくり	県	■	■	■	■	■	■	■	■

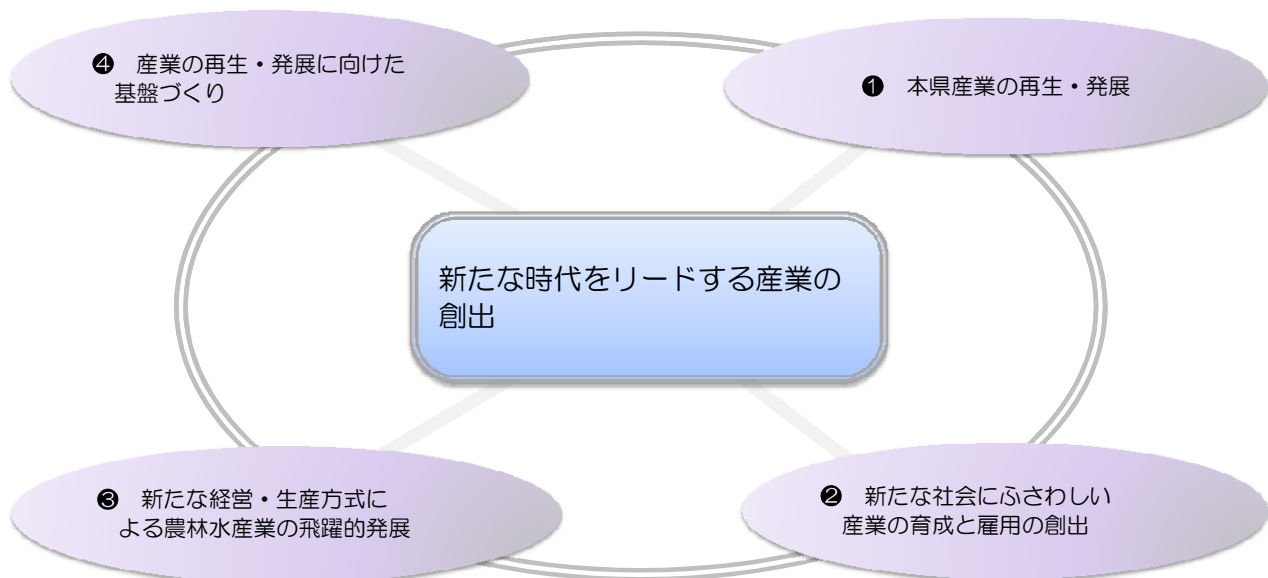
⑤ ふくしまの宝を再発見し、磨きをかけ、発信する活動の推進								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画				H28～H32	
			H23	H24	H25	H26		H27
伝統、自然、景観の保存、芸術・文化・スポーツの振興	地域の伝統文化や自然などの継承、保存、振興	県 市町村 民間団体						
	ふるさとの景観の再生、魅力の向上	県 市町村						
	全国大会や国際大会の誘致などによる芸術文化・スポーツの振興	県						
	日本陸上競技選手権大会の開催	県						
国内外へのふくしまの宝の情報発信	ふくしまの復興の姿を発信	県						
	県民運動の取組の推進による本県のイメージの再生	県						
	豊かな森林を再生する県民運動の推進と全国植樹祭の開催	県 市町村 民間団体						
	ふくしまをテーマに議論する国際会議などの開催	県 大学等 民間団体						

（3）新たな時代をリードする産業の創出

本県産業は、基幹産業である農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野において、地震や津波災害に加え、さらには、原子力災害及びそれに伴う風評により、まさに存亡の危機に立たされているといっても過言ではなく、企業が県外に流出するという危機にも直面しており、企業が県内で存立するための取組を推進する。

本県産業を大震災前の状況に戻すことが喫緊の課題であることはもとより、浜通りを始めとして、県内全域において、多くの就業の場も失われている。特に、原子力発電所に代わる雇用を確保する必要があることから、環境と共生した豊かなふるさとの未来を描きながら、新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

これらによって、地域の雇用を生み出し、女性、高齢者、障がい者なども含めた全員参加の経済社会を目指すとともに、若者たちにとっても、将来に夢と希望を持つことができる県づくりを進める。



① 本県産業の再生・発展								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
製造業等の再生	移転を余儀なくされた被災事業者の事業再建	県						
	被災事業者がふるさとに帰還する際の事業再建	県						
	緊急雇用創出基金等を活用した避難住民に対する就業の場の確保	県						
	医療機器、半導体、輸送用機器など従来進めてきた産業クラスターづくりの一刻も早い再開と更なる集積	県						
	企業立地補助制度など企業誘致・企業流出防止	県						
県産品の流通拡大	市場性の高い商品や基盤技術の開発支援、販路開拓	県 団体						
被災した市街地と産業の再生	民間活力による復興まちづくり	県 市町村 民間団体						
	地域コミュニティの核となる地場商店街のにぎわいづくり	県						
地域産業の6次化の飛躍的推進	農林水産業と観光との連携、加工分野の育成、流通システムの構築、担い手の育成	県 団体						

② 新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
未来に向けた新たな知の拠点の創出	再生可能エネルギー関連分野を始めとした世界的な研究者・技術者の招聘、国際的研究機関との連携	国県						
	地域産業と県内高等教育機関との連携強化	県						
観光交流の再生・発展	JRデスティネーションキャンペーンなど観光復興キャンペーンの継続的展開	県 JR東日本 関係団体						
	海外のマスコミ・旅行関係者等の招聘、海外でのプロモーション活動の実施、外国人観光客の受入体制の整備	県						
	ふくしまを舞台とした様々なMICEの誘致	県						
	磐梯山ジオパークの強化と国内外への発信	県						
	福島空港等を活用した広域的で裾野の広い人的交流の拡大	県						
医療関連産業の推進	放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化と関連する医療機器産業の集積や創薬開発	県						
	医療機器の安全性評価や事業化支援を行う拠点の整備	県						
	医療機器の開発や治験等への一体的な支援	県						
	手術支援ロボットなど国際的先端医療機器の開発への支援	県						
	介護福祉サービスや介護福祉機器産業など高齢化を見据えた産業づくりの推進	県						
	技術開発支援など県内企業の参入・取引支援	県						
産業人材の育成	事業者の自己研鑽や企業・団体の研修制度への支援、専門的かつ実践的な教育訓練などによる産業人材の育成	県						
国内外からの資金・人材の調達	産業育成などを目的とした基金の造成や復興のための組織の設立等による資金調達	県 市町村 民間団体						
原子力発電に代わる新たな産業の集積	再生可能エネルギー関連産業を始めとした多様な産業の集積	国県						

③ 新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的發展									
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32	
安全な生産流通体制の確保と情報の積極的発信	GAPやトレーサビリティシステムなど消費者の安心感を高める取組推進	県 市町村 団体等	■	■	■	■	■	■	■
	女性の視点を活用した食の安全・安心に関する取組の推進	県 市町村 団体等			■	■	■	■	■
	情報の積極的発信を通じた消費者とのきずなの構築によるふくしまブランドの飛躍的推進	県 市町村 団体等	■	■	■	■	■	■	■
新たな経営・生産方式の導入による農業再生モデル構築	農地・農業用施設の復旧とあわせた大区画ほ場の整備	県	■	■	■	■	■	■	■
	大規模農業法人や集落営農組織等の育成	県 市町村 団体等	■	■	■	■	■	■	■
	再生可能エネルギーを活用した野菜工場などの大規模施設園芸団地の形成	県 市町村 団体 営農集団 等		■	■	■	■	■	■
	生産基盤の回復と経営の協業化による足腰の強い畜産経営体の育成	県 市町村 団体等		■	■	■	■	■	■
林業の復興	森林施業と放射性物質の除去・低減を一体的に実施	県 市町村 団体 等	■	■	■	■	■	■	■
	木材等林産物のモニタリングなど県産材の安定供給体制の構築	県 市町村 団体 等	■	■	■	■	■	■	■
	再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用促進	県 市町村等	■	■	■	■	■	■	■
漁業の復興	経営の協業化や低コスト生産による収益性の高い漁業経営の推進	県 団体等		■	■	■	■	■	■
	適切な資源管理と栽培漁業の再構築	県 団体等	■	■	■	■	■	■	■
農林水産業の復興を担う人材の育成	農林漁業者に対する新たな経営・生産方式の習得等の機会の提供	県 市町村 団体 営農集団 等	■	■	■	■	■	■	■
区域見直しに伴う対応	避難指示解除区域における農林水産業の再生	県 市町村 団体 営農集団 等		■	■	■	■	■	■
	営農の再開・農業の再生に向けた調査研究を行う拠点の整備	国 県		■	■	■	■	■	■

④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
産業の再生・発展に向けた基盤づくり	小名浜港や相馬港などの整備及び利用促進	国 県	■	■	■	■	■	■
	工業団地の整備	国 県 市町村	■	■	■	■	■	■
	福島空港を物流拠点として活用するなどの積極的活用	県	■	■	■	■	■	■
	高規格幹線道路網の整備の促進	国 県 市町村 事業者	■	■	■	■	■	■
	ブロードバンドや携帯電話等の情報通信利用環境の整備	国 県 市町村	■	■	■	■	■	■
	漁港施設の早期復旧と整備の推進	県 市町	■	■	■	■	■	■
	除塩や地力回復など農地の早期回復と利用集積の促進	国 県 市町村 団体等	■	■	■	■	■	■
	農地整備や海岸保全施設の整備など農林水産業基盤の強化	国 県 市町村 団体等	■	■	■	■	■	■
	コンベンション機能の強化	国 県	■	■	■	■	■	■

（4） 災害に強く、未来を拓く社会づくり

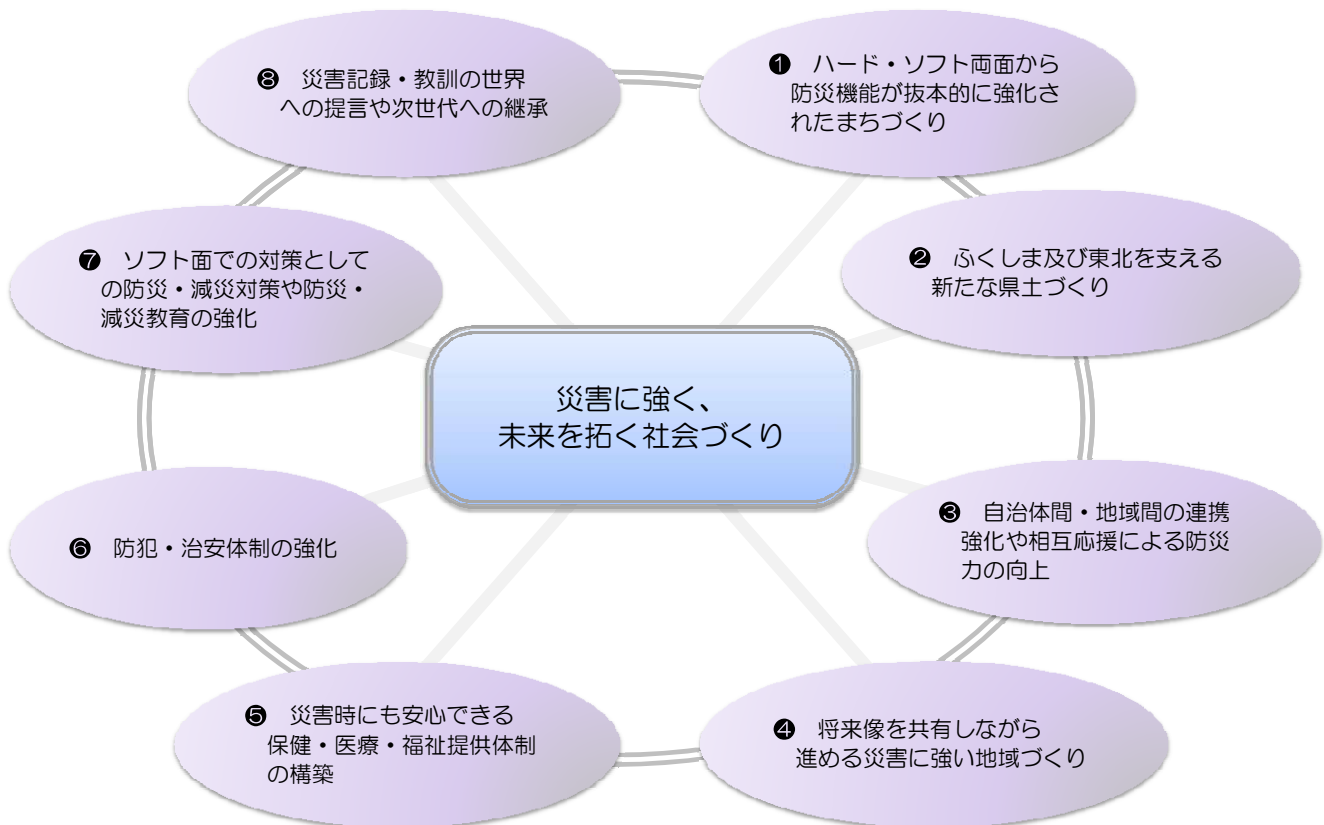
東日本大震災では、東北地方の沿岸域約500kmの極めて広範囲にわたり、道路、鉄道、港湾などのインフラが壊滅的打撃を受け、沿岸地域での交通・通信が途絶えてしまった。

また、原子力災害により住民は、これまで経験したことのない、市町村の範囲を超えた広域避難を強いられ、その情報伝達・避難誘導は困難を極めた。さらに、保健・医療・福祉提供体制の確保という面でも、大きな課題を残した。

そのため、地域防災計画等の見直しを行い、代替手段を持った災害に強いまちづくりを進めるとともに、「減災」という観点から、ハード面の整備、土地利用の再編はもとより、災害時において、安全な場所に確実に逃げるという意識の向上を図るなど、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能を強化する。

また、地域コミュニティの防犯機能の強化を図り、県民の安全・安心の確保を図る。

さらに、従来から懸念されていた人口減少・超高齢化が、今回の大震災によってさらに加速するおそれがあることから、人口減少・超高齢化に対応した社会づくりを推進する。



① ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
各種の防災計画の見直し	福島県及び市町村の地域防災計画の見直し	県 市町村	■	■	■	■	■	■
	福島県・市町村耐震改修促進計画及び県有施設・建築物の耐震計画の見直し	県 市町村	■	■	■	■	■	■
	県有建物の再配置・集約・共同利用などの推進による防災機能の強化	県	■	■	■	■	■	■
代替手法の確保とネットワーク化等	災害に強い道路ネットワークの構築など交通基盤の代替手法の検討	県	■	■	■	■	■	■
	災害時における情報通信手段の強化	国 県 市町村	■	■	■	■	■	■
	大規模災害発生時に備えた燃料等の備蓄体制の構築	県	■	■	■	■	■	■
防災情報の提供	ライブカメラの設置等による海岸及び河口部状況の情報提供	県	■	■	■	■	■	■

② ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
県土を形成する基幹的交通基盤の早期復旧と災害に強い道路ネットワークの構築	東北中央自動車道の整備（相馬～福島間）	県国	■	■	■	■	■	■
	東北中央自動車道の整備（福島～米沢間）	県国	■	■	■	■	■	■
	常磐自動車道の整備（南相馬～相馬間）	NEXCO	■					
	常磐自動車道の整備（相馬～山元間）	NEXCO	■	■	■	■		
	常磐自動車道の整備（常磐富岡～南相馬間）	NEXCO	■	■	■	■	■	
	磐越自動車道の4車線化整備（会津若松～新潟間）	NEXCO		■	■	■	■	■
	東西の連携軸の強化等、復興道路ネットワークの整備、「ふくしま復興再生道路」の整備	県	■	■	■	■	■	■
	会津縦貫道の整備	県国	■	■	■	■	■	■
	市町村の復興計画と整合を図った道路整備	県	■	■	■	■	■	■
県土を形成する基幹的交通基盤の早期復旧と整備促進	JR常磐線の早期復旧・基盤強化（宮城県巨理駅～相馬駅間）	JR東日本	■	■	■	■	■	■
	JR常磐線の早期復旧・基盤強化（原ノ町駅～広野駅間）	JR東日本	■	■	■	■	■	■
	JR只見線の早期復旧（会津川口駅～大白川駅（新潟県））	JR東日本	■	■	■	■	■	■

具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
公共防災拠点施設、道路、港湾、下水道等の防災機能の強化	県庁など公共防災拠点施設の防災機能強化	県国						
	県有建築物・民間建築物等の耐震化の推進	県						
	道路・港湾・上下水道などの防災機能の強化	国 県 市町村						
	ダム・ため池などの耐震性の強化	県国						
港湾・空港の機能強化	小名浜港東港地区国際物流ターミナルの整備（国際バルク戦略港湾としての機能強化）	県国						
	相馬港3号ふ頭地区国際物流ターミナルの整備	県国						
	福島空港の防災機能強化	県						

③ 自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上	他県・団体との災害協定締結の推進や市町村間の災害協定締結の推進や災害時の応援・受援体制の整備	県						
	災害時における応急仮設住宅や民間賃貸住宅に関する協定締結の推進	県						

④ 将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
災害に強く、安全・安心なまちづくり	住宅の耐震化等で地域の実情に応じた、災害に強く安全・安心なまちづくり	国 県 市町村 民間団体等	■	■	■	■	■	
	防災林の造成など森林の防災機能の強化による地域の防災機能の向上	国 県 市町村 民間団体等	■	■	■	■	■	
地震・津波に強い地域づくり・コミュニティづくり	土地区画整理事業などを活用した多重防御によるまちづくり	県 市町村	■	■	■	■	■	
	都市防災機能の整備や地域活性化の仕掛けづくりなど地震・津波被害地域における持続可能なまちづくり・地域づくり	県 市町村 民間団体	■	■	■	■	■	
	土地利用ゾーニングにより防災機能を向上させた農村づくり	県 市町村	■	■	■	■	■	

⑤ 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
保健・医療・福祉提供体制の整備	保健・医療・福祉に係る専門スタッフ、施設・設備の確保等、サービスの提供体制の整備	国 県 市町村	■	■	■	■	■	
災害時における避難誘導及び保健・医療・福祉の連携体制	災害時のマニュアル整備など保健・医療・福祉に関する連携体制の構築	県 市町村	■	■	■	■		
	災害時要援護者への情報提供や避難誘導體制の強化	県 市町村	■	■	■	■		
	福祉避難所の設置、要介護者の災害時の緊急的相互受け入れ体制の整備	県 市町村	■	■	■	■	■	
	広域避難を想定した保健・医療・福祉提供体制の整備	県 市町村	■	■	■	■	■	

⑥ 防犯・治安体制の強化								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
防犯・治安体制の強化	警察活動基盤・防犯ネットワークの整備	県						
	防犯リーダーの育成、防犯教育・啓発の展開、確実な情報通信手段の強化	県						
	暴力団等反社会的勢力の排除気運の向上	県						

⑦ ソフト面での対策としての防災・減災対策や防災・減災教育の強化								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
ソフト面での防災・減災対策や防災・減災教育	地域の防災体制強化、防災リーダーの育成、地域住民との情報の共有化	県						
	学校や地域・職場における防災教育・防災訓練などの防災活動の強化	県 市町村 団体						

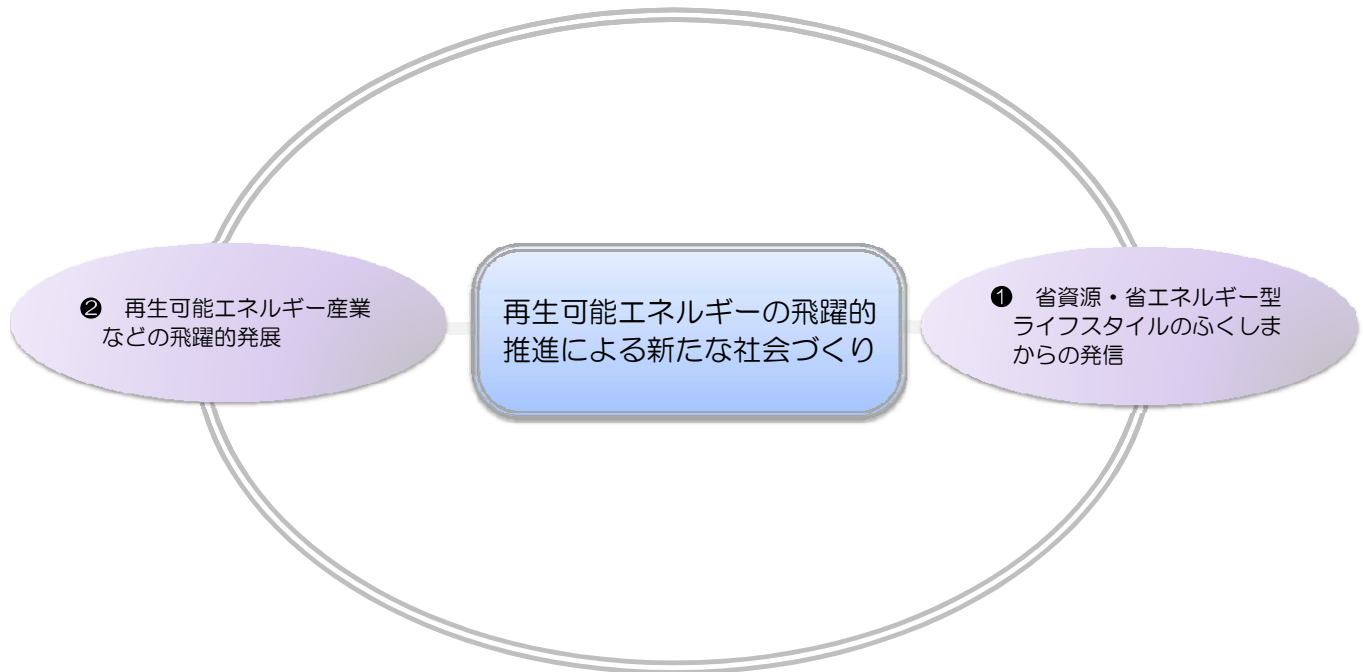
⑧ 災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承	犠牲者の鎮魂と、体験や記録、教訓を次世代へ継承するためのアーカイブセンターの設置	国 県 市町村						

（5）再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

今回の原子力災害により、ふくしまは深く傷ついた。原子力発電所の安全性に対する信頼が根底から崩れた今、本県は、原子力への依存からの脱却を目指す。一方、これまで人類が追い求めてきたエネルギー活用による便利さや快適さを放棄することも困難である。本県は、地球環境の保持と経済的な発展をいかに両立させるかという課題を解決しなければならない。

本県は、この課題に立ち向かい、21世紀が人類にとって環境問題を真剣に考えなければならない時代であるという原点に立ち返り、真に持続可能な社会モデルを国内はもとより世界に対して発信する先進地を目指していく。

そのため、再生可能エネルギーに関する最先端の研究拠点の誘致、関連産業の集積、省エネルギーや地域でエネルギー自立を図る取組などを強力に進める。



① 省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
省資源・省エネルギー活動の推進	地球温暖化防止のための福島議定書事業の推進	県						
	省エネ設備等導入促進	県						
	公共交通機関の利用拡大	県						
	建築物の低炭素化の推進	県						
家庭における省資源・省エネルギー型ライフスタイルの推進	太陽光発電システムなど各家庭における再生可能エネルギーの普及	国県						
	スマートコミュニティの実証・実用化	国県						
	資源・エネルギー循環のライフスタイルの再評価・情報発信	県						
企業・団体における省資源・省エネルギー活動の推進	企業、団体、公共施設における再生可能エネルギー設備の導入促進	国県						
	ICTによる流通インフラの構築など共同物流システムの導入促進	県 民間団体						
	ビルや工場などの建物の省エネルギーに必要なサービスを包括的に提供するESCO事業の導入促進	県						

② 再生可能エネルギー産業などの飛躍的発展							
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画				
			H23	H24	H25	H26	H27
研究拠点の整備	再生可能エネルギーや関連部門の世界レベルの研究拠点の整備	国 県					
再生可能エネルギーによる発電や熱利用の推進	住宅への太陽光発電設備の設置や農地法の規制緩和等による再生可能エネルギーの導入推進	国 県 市町村等					
再生可能エネルギー関連産業の集積と雇用の創出	太陽光パネルや風力・小水力等の発電用部品の製造、組立て、システム開発、蓄電池の製造等の振興	国 県					
	県内企業の参入・取引支援	国 県					
低炭素化のための取組の推進	高効率の火力発電の開発・推進や火力発電への木質バイオマスの利用等の促進	国 県 事業者					
エネルギーの地産地消による持続可能なモデルの構築	スマートコミュニティの実証	国 県					

3 原子力災害対応

（1） 原子力災害の克服

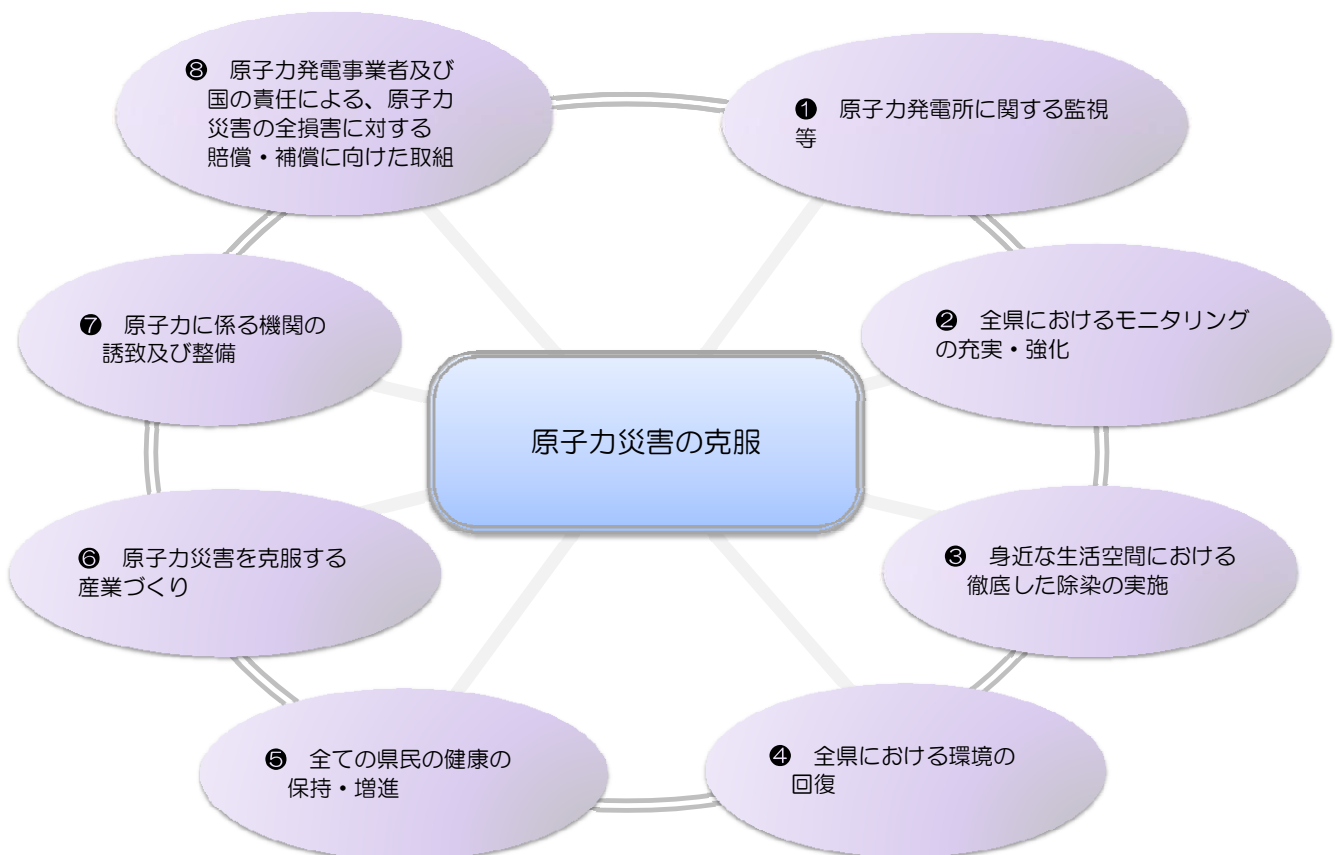
原子力災害が進行中であり、本県は深刻な影響を受け続けていることから、本県の復興に当たって原子力災害対策が極めて重要な位置を占める。また、原子力災害による影響は、環境、健康、産業、教育などあらゆる分野に及ぶとともに、世代を越えて長期にわたることが想定される。

本県は、原子力に依存しない社会を目指しており、国及び原子力発電事業者に対し、県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。廃炉が完了するまで、国及び原子力発電事業者の責任の下、廃炉作業が安全に進められ、原子力関連施設及び周辺地域の安全性が確保されなければならない。なお、本県を放射性廃棄物の最終処分場としない方針を堅持する。

国及び原子力発電事業者は、原子力発電が安全であるとして国策として推進してきた責任、汚染された土壌、水などを元の状態に戻す責任、そして、原状回復に至るまでの間に生じる損害についての責任があり、これらを全うすることを強く求める。

本県は、この難局を乗り越え、すべての県民が安全で安心して暮らすことのできる社会を目指すため、環境回復についての研究拠点や放射線影響に関する医療拠点を整備し、除染を進めるとともに、健康第一の考え方を前面に打ち出し、全国にも誇れるような健康長寿県を目指す。

さらに、原子力に係る国際的機関の誘致を含め、世界最先端の知見・頭脳を本県に招致し、事故後の原子力発電所の安全の確保とその監視に取り組んでいく。



① 原子力発電所に関する監視等								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
廃炉に向けた本県独自の安全監視態勢の構築	国及び原子力発電事業者が示した工程の進捗状況、廃炉に向けた取組状況に対する監視と県民へのわかりやすい情報提供	国 県 市町村 事業者						
	安全確保協定の見直し	国 県 市町村 事業者						
	廃炉作業員の健康管理等の監視	国 県 市町村						
災害情報の迅速な伝達等	国及び原子力発電事業者に対する事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示の要求、市町村、県の間での災害時における迅速な情報伝達等の対策	国 県 市町村 事業者						

② 全県におけるモニタリングの充実・強化								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
全県におけるモニタリングの充実・強化	空間線量、飲料水、農林水産物、食品、野生鳥獣などのモニタリングの強化	国 県 市町村						
	モニタリング結果の一元的解析・評価と県民へのわかりやすい情報発信	国 県						

③ 身近な生活空間における徹底した除染の実施								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
身近な生活空間における徹底した除染	講習会の開催などによる除染従事者育成の加速化	国 県 市町村						
	除染技術の実証などによる技術的支援の強化	国 県 市町村						
	仮置場現地視察会の実施などによる住民理解の促進	国 県 市町村						
	身近な生活空間における放射線量低減対策	国 県 市町村						
	放射性物質に汚染された災害廃棄物や下水汚泥等の早急な処理、処分先の確保	国 県 市町村						

④ 全県における環境の回復								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32
環境回復・創造のための国内外の英知を結集した調査研究	環境回復・創造のための、国内外の英知を結集した調査研究・技術開発・実証実験、国際的な研究拠点の整備	国 県						
	研究成果や実証事例などの情報の国内外への発信	国 県						
全県全土の環境回復	農地及び農業用施設における除染の推進	国 県 市町村						
	森林等の除染の推進、適正な森林の整備・保全による再拡散の防止	国 県 市町村						
	その他の大気、水、土壌の環境回復	国 県 市町村等						
	仮設焼却炉等の整備	国 県 市町村						
建設副産物の処理	復旧・復興工事等から発生する放射性物質に汚染された建設副産物の適正な処理の推進	国 県 市町村						

⑤ 全ての県民の健康の保持・増進								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
県民の健康確保	長期間にわたる県民健康管理調査を通じた健康の保持・増進	国県						
	放射性物質検査の体制整備などによる食品の安全確保	国県 市町村 団体等						
	疾病予防・早期発見・早期治療による保健医療先進県の創造	国県						
保健医療拠点の整備	最先端医療設備による早期診断及び早期治療の実施、最先端医療の提供に必要な人材の確保・育成などの機能を持つふくしま国際医療科学センターの整備	国県 医科大学						
	国際的な保健医療機関等との連携・協働	国県						

⑥ 原子力災害を克服する産業づくり								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
各産業における放射線による影響監視システムの確立及び情報発信	農林水産物、工業製品等の放射能・放射線量測定及び情報の迅速・的確な公表	国県 市町村 団体等						
	放射能や食の安全に関する知識の普及	県						
安全で消費者に信頼される農林水産物の生産技術の開発普及	放射性物質の農産物への吸収抑制のための研究等	国県						
原子力災害対策と関連させた新たな産業の育成	放射性物質の除去や処理技術に関する技術開発及び産業化の推進	国県						
	放射線医学推進と関連させた医療機器の開発及び産業化	国県						

⑦ 原子力に係る機関の誘致及び整備								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
原子力に係る機関の誘致及び整備	原子力に関する国際的研究機関や監視機関の誘致、廃炉基準などの安全管理や放射線に関する高度技術の開発促進	国 県						
	廃炉に関する研究拠点の整備促進	国 県 事業者						

⑧ 原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組								
具体的取組	取組内容	取組主体	年度計画					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28～H32
原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組	福島県原子力損害対策協議会の活動を通じた取組や賠償請求支援	県 市町村 団体等						

iii 地域別の取組

本県は、地理的条件や歴史的・文化的に関連が強く一体性が高い7つの生活圏に基づく地域づくりを進めてきた。一方、東日本大震災からの復興においては、地震・津波・原子力災害及び風評による被害の状況が地域ごとに異なるため、それぞれに応じた取組が必要となる。

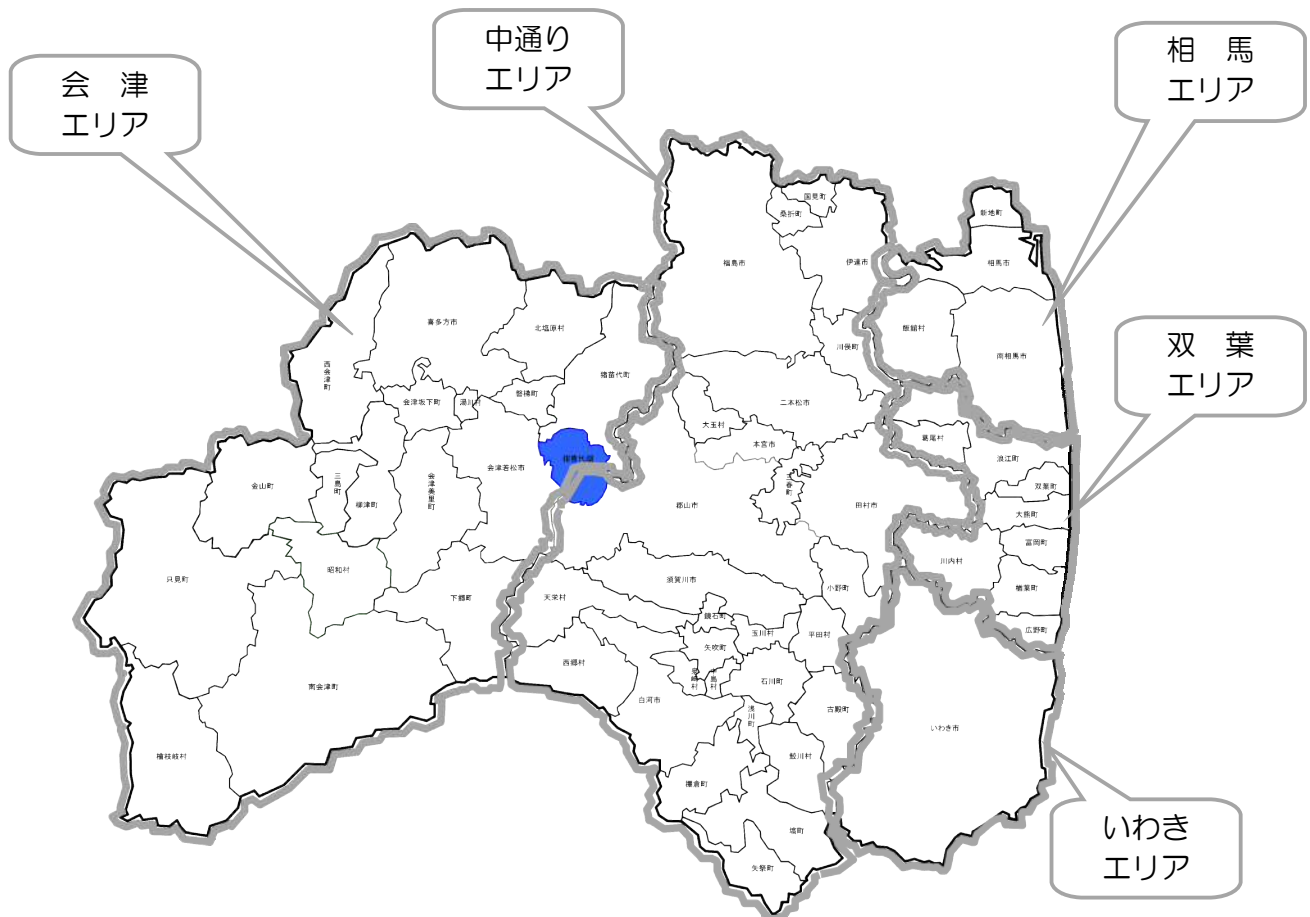
そこで、本節では、生活圏を基礎としつつ、被害状況を踏まえて、本県を5つのエリアに分け、各エリアで重点的に推進する施策として、関連する重点プロジェクト等を記載する。また、具体的な取組として、エリア固有の事項や特に重要な事項を中心に記載する。

また、各エリアに共通する取組は全県で進めていくが、それぞれのエリアの復興の取組を連携して進めることにより、本県全体の復興を進めるものとする。

なお、政府は、平成24年4月から避難指示区域を、年間積算線量等を踏まえ、順次、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の3つの区分に再編している。

県は、放射線量等により長期間避難を余儀なくされるという未曾有の事態に、市町村と連携しながら立ち向かっていくとともに、復旧・復興への取組を進めている市町村についても、復興が加速するよう取り組んでいく。

さらに、原子力災害の長期化に伴い、各エリアの復旧・復興進捗の相違や、避難生活の長期化に伴う地域ニーズの変化が生じている。県は、これらの変化の把握に努め、県民の意向に細やかに対応していく。



地域別データ

○人口

※()書きは、地域内市町村数

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合計
人口(H23.3.1現在)	122,783人	72,679人	341,463人	1,196,730人	290,746人	2,024,401人
人口(H24.12.1現在)	114,669人	67,398人	329,986人	1,163,443人	285,027人	1,960,523人
増減	-8,114人	-5,281人	-11,477人	-33,287人	-5,719人	-63,878人
減少率	-6.61%	-7.27%	-3.36%	-2.78%	-1.97%	-3.16%

出典：福島県の推計人口（平成24年12月1日現在）

（注：住民基本台帳の転出入や出生死亡等の加減による推計値）

○東北地方太平洋沖地震による被害状況

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合計
最大震度	震度6強	震度6強	震度6弱	震度6強	震度6弱	震度6強
死者(A)※1	1,643人	923人	441人	40人	4人	3,051人
(内訳) 震災関連死	438人	671人	111人	8人	3人	1,231人
行方不明者(B)※2	0人	4人	0人	1人	0人	5人
(A+B)/人口(3月1日)	1.34%	1.28%	0.13%	0.00%	0.00%	0.15%
住家全壊	7,139棟	813棟※	7,905棟	5,187棟	24棟	21,068棟※
住家半壊	3,141棟	404棟※	32,514棟	36,146棟	134棟	72,339棟※

* 住家全半壊の双葉エリアの棟数は、詳細調査中。

※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届等が出されている者

※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっておらず、死亡届等も出ていない者

出典：福島県災害対策本部平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第821報 平成24年12月25日現在）

○津波浸水状況

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合計
面積	873 km ²	865 km ²	1,231 km ²	5,393 km ²	5,421 km ²	13,783 km ²
浸水面積全体	79 km ²	18 km ²	15 km ²	- km ²	- km ²	112 km ²
	9.05%	2.08%	1.22%	- %	- %	0.81%
浸水面積 (主な土地の 面積)	(海水域)	6 km ²	0.5未満 km ²	1 km ²	-	8 km ²
	(田)	46 km ²	10 km ²	2 km ²	-	59 km ²
	(その他の用地※)	7 km ²	1 km ²	3 km ²	-	10 km ²
	(幹線交通用地)	2 km ²	0.5未満 km ²	0.5未満 km ²	-	2 km ²
	(建物用地)	6 km ²	1 km ²	5 km ²	-	13 km ²

出典：国土地理院(平成23年4月18日)より

○公共施設被害状況

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合計	
公共 土木 施設	被害報告件数	855件	179件	1,063件	2,802件	50件	4,949件
	被害報告額	166,715百万円	49,410百万円	62,569百万円	35,876百万円	1,631百万円	316,202百万円
農林 水産 施設	被害報告件数	562件	87件	382件	3,988件	85件	5,104件
	被害報告額	158,381百万円	40,860百万円	5,904百万円	39,177百万円	978百万円	245,300百万円
文教 施設	被害報告件数	65件	7件	169件	616件	48件	905件
	被害報告額	2,004百万円	99百万円	14,222百万円	30,123百万円	533百万円	46,981百万円
合計	被害報告件数	1,482件	273件	1,614件	7,406件	183件	10,958件
	被害報告額	327,100百万円	90,369百万円	82,695百万円	105,176百万円	3,142百万円	608,483百万円

* 県所管分：福島第一原子力発電所から30km圏内は、航空写真等により推定した概算被害額を計上している。(土木部・農林水産部)

* 市町村所管分：南相馬市の一部及び双葉郡8町村の概算被害額は含まれていない。(土木部・教育庁)

* 今後の調査により、被害箇所数及び被害額の変更がある。

※福島県土木部、農林水産部、教育委員会調べ(県工事・市町村工事合計、平成23年12月27日現在)

○原子力災害に伴う避難区域等

（平成24年12月25日現在）

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)
警戒区域		浪江町(一部) 双葉町 富岡町 葛尾村(一部)	-		-
計画的避難区域		葛尾村(一部) 浪江町(一部)	-	川俣町(一部)	-
特定避難勧奨地点	南相馬市 (142地点)	-	-	-	-
帰還困難区域	南相馬市(一部) 飯館村(一部)	大熊町(一部)			
居住制限区域	南相馬市(一部) 飯館村(一部)	川内村(一部) 大熊町(一部)			
避難指示解除 準備区域	南相馬市(一部) 飯館村(一部)	川内村(一部) 楢葉町(一部) 大熊町(一部)		田村市(一部)	
緊急時避難準備区域 (H23.9.30解除)	南相馬市(一部)	広野町 川内村(一部) 楢葉町(一部)	-	田村市(一部)	-

○役場機能移転状況

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	
役場機能移転	飯館村	6町村※	-	-	-	
条例設置の 出張所等	-	-	楢葉町・富岡町	飯館村・富岡町 双葉町・浪江町 葛尾村	楢葉町・大熊町	埼玉県 双葉町

※双葉8町村のうち、広野町は平成24年3月1日、川内村は平成24年3月26日に地元で役場再開

○避難者の状況(県内)

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合計
仮設住宅(12/20)	-12,058人	-17,328人	-455人	-2,597人	0人	-32,438人
受入数	11,423人	133人	7,614人	11,618人	1,650人	32,438人
借上住宅(12/20)	-14,155人	-34,246人	-5,527人	-5,822人	0人	-59,750人
受入数	7,281人	68人	21,643人	26,603人	4,155人	59,750人
公営住宅(12/20)	-226人	-450人	0人	-494人	-6人	-1,176人
受入数	99人	0人	201人	738人	138人	1,176人
県内避難者計	-26,439人	-52,024人	-5,982人	-8,913人	-6人	-93,364人
受入数	18,803人	201人	29,458人	38,959人	5,943人	93,364人
雇用促進住宅(8/31)			4,523人			97,887人

* 上段は、当該地域から避難元住居を離れて県内に避難している人数。下段の受入数は、当該地域に県内から避難している人数。

※福島県災害対策本部、土木部調べ

(注：該当市町村等からの報告、聴取による数。住民基本台帳とは連動していない。)

【参考】避難者の状況(県外)

	避難者数
県外避難者(12/6)	57,954人

※復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

1 相馬エリア

1 相馬エリア

復興へ向けた考え方

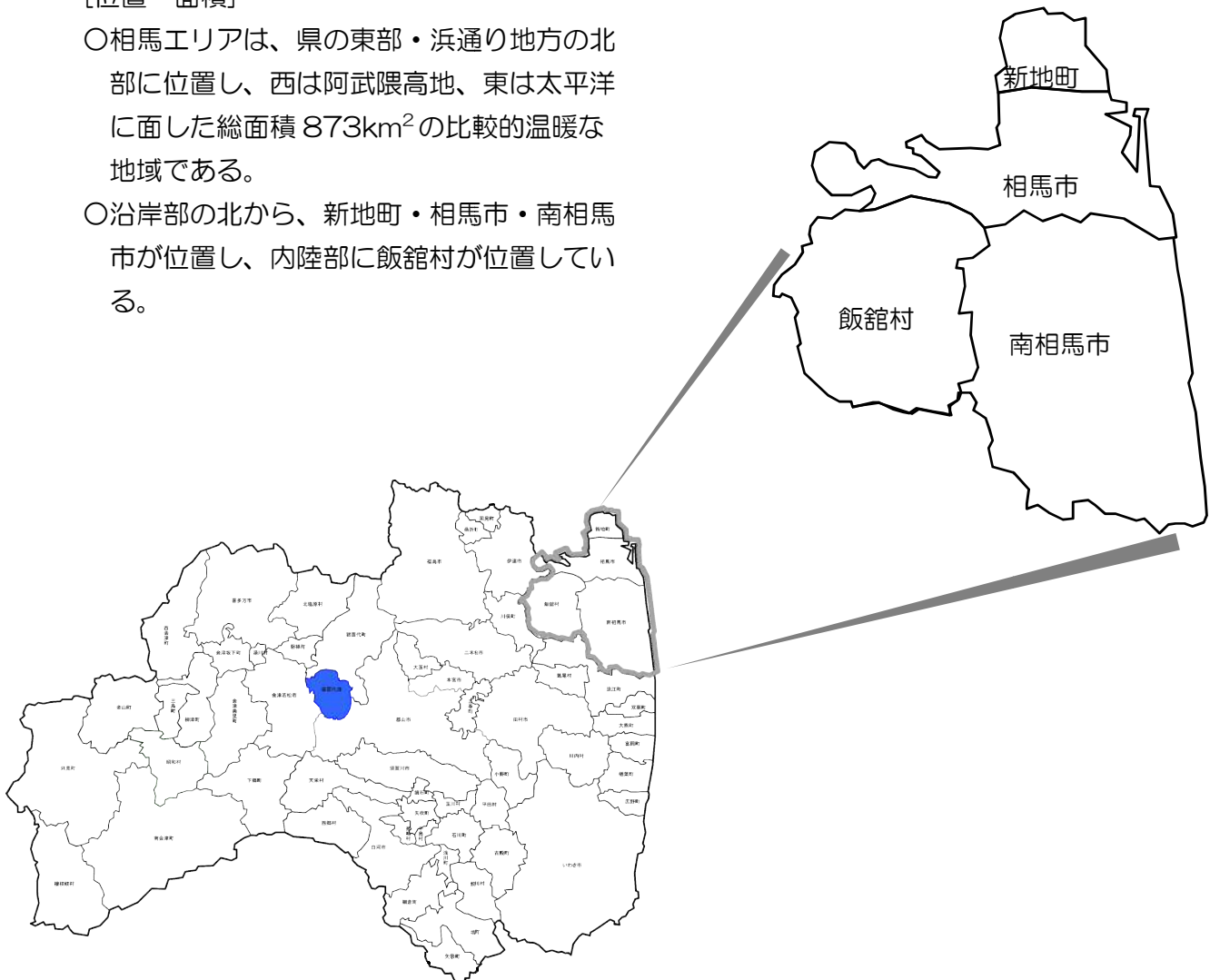
相馬エリアにおいては、特に地震・津波により被災した施設の早期復旧と復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。

また、原子力災害に伴い避難を余儀なくされている地域においては、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、本エリアを含む相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえないという考えの下、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、県は、避難指示解除(準備)区域の復旧・復興の取組を加速化するとともに、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力で取り組む。

[位置・面積]

○相馬エリアは、県の東部・浜通り地方の北部に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積 873km² の比較的温暖な地域である。

○沿岸部の北から、新地町・相馬市・南相馬市が位置し、内陸部に飯舘村が位置している。



1 相馬エリア

(1) 現状と課題

[主な地震・津波被害]

○平成23年3月11日、震度6強を観測。地震・津波による死者1,643人。住家全半壊10,280棟（平成24年12月25日現在）。

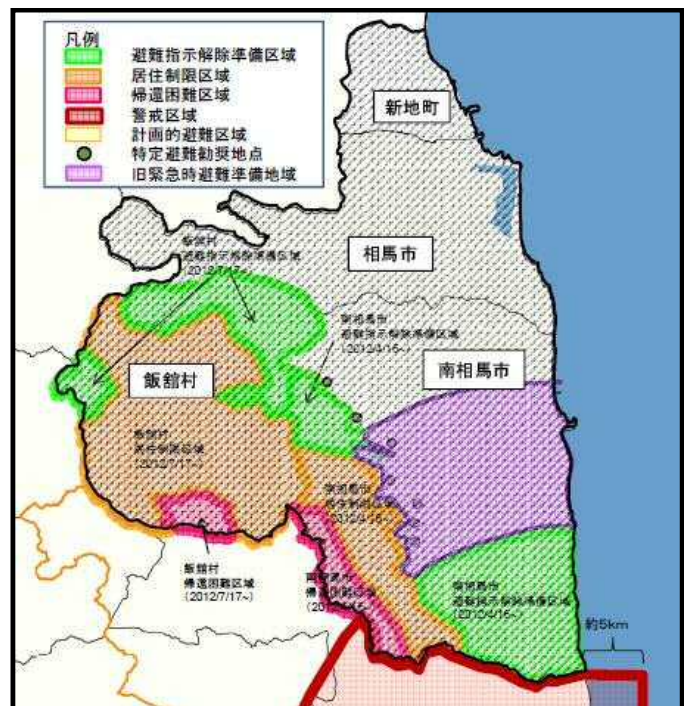
○津波の浸水面積は、相馬エリアの総面積873km²の約9%となる79km²に及び、当エリアの水産業と観光に大きな役割を果たしてきた相馬市松川浦が壊滅的な被害を受けたほか、建物用地6km²、農地46km²を始め、住家・鉄道・道路・漁港・水産業関連施設・港湾・海岸堤防等のインフラに壊滅的な被害を受けている。

○被災者に対する支援及びインフラの復旧や医療・福祉の早期回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大であった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しながら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課題となっている。



[原子力災害に伴う影響]

○南相馬市は、平成23年4月22日に避難指示区域が警戒区域に、屋内退避区域を含む地域が計画的避難区域及び緊急時避難区域に設定された。また、142の特定避難勧奨地点が設定された一方で、避難指示区域等に設定されなかった地域もあり、一つの市の中に様々な状況が混在している。なお、緊急時避難準備区域については、平成23年9月30日に解除されている。また、平成24年4月16日に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われ、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に再編され、住民の帰還に向けた取組が進められている。



1 相馬エリア

○飯舘村は、平成23年4月22日に全村が計画的避難区域に設定された。平成24年7月17日に避難指示区域の見直しが行われ、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3つの区域に再編されたが、今もなお、村民は避難生活を余儀なくされている。また、役場機能も移転しており、避難先における役場機能の維持、県内外に分散した住民に対する行政サービスの提供、原子力災害への対応等を同時に進めていることから、県は、村の復旧・復興の取組を国とともに強力に進めていく必要がある。

○住民は放射線の影響に対する不安を抱えた生活を強いられており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。

○県内外への避難者は、家族の分断や慣れない避難先での孤立による精神的苦痛、避難生活に伴う経済的負担の増加、生活不安などが生じており、避難先における住民の支援ときずなの維持を図ること等が課題となっている。

○相馬エリアは、医師や看護師の不足等により地域医療が危機的な状況にあり、早急な医療提供体制の再構築が課題となっている。

○農林水産業を始めあらゆる産業が原子力災害と風評などの打撃を受けており、これらを克服する産業づくりが課題となっている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○相馬エリアでは、双葉エリアからの避難者を含め、仮設住宅や借上住宅などにより約1万9千人の避難者が居住している。居住人口の急増に対応する住環境の整備や、教育、保健、医療、福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

（2）復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- ・廃棄物の処理を進める。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 1 「環境回復プロジェクト」

1 相馬エリア

<具体的な取組>

[モニタリング]

- 5 kmメッシュごとに設置した計約60台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のために学校や保育施設等に設置した計約160台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。
- 住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検査し確認できる体制を構築する。

[除染]

- 関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- 除染特別地域において、県は、市村と連携して国による除染を促進し、域内の放射線量を低減させる。
- 仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会等の住民理解を促進する取組を行う。

[廃棄物の処理]

- 地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。
- 国が廃棄物処理を行う汚染廃棄物対策地域については、早急に取り組むよう市村とともに国に働きかける。

[食品、飲料水の安全確保]

- 米や野菜、魚など農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。
- 飲料水の安全性を確保するため、水源の種類や環境放射線等の状況を考慮した定期的な放射性物質検査を実施する。

[拠点の整備]

- 放射性物質に汚染された環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、原子力関連施設周辺でのモニタリングや安全監視等を行う国際的な調査研究拠点を整備する。

1 相馬エリア

②健康、教育

- ・ 県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・ 医療福祉提供体制の再構築を図る。
- ・ 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・ 放射線に関する知識の普及に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 3 「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
- 👉 重点 4 「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[健康管理調査]

- 県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

- 仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受けた県民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療福祉提供体制の再構築]

- 国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用等、医師・看護師を始めとする医療人材や福祉人材を確保・育成する。
- 被災した医療機関、福祉施設等の復旧、避難指示等のあった区域内の医療機関の運営支援に取り組む。
- 精神科入院病床の再稼働や在宅医療の推進による精神科医療の回復を図る。
- 本エリアの中核的医療機関については、福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点との連携体制の構築等により、医療拠点として整備する。

[教育環境等の整備]

- 被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保等、長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。
- 避難指示区域等内にある学校等について、解除後の早期再開を図るとともに、教育環境の充実に努める。

1 相馬エリア

○安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。


[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・地震・津波による被災者や双葉エリアからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 2 「生活再建支援プロジェクト」

 重点 9 「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[情報発信]

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況の情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

○仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民等とのきずなづくりを回りコミュニティの確保をするとともに、仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信等、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新増設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。

○社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづくりに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯・防火]

○避難指示区域内の警戒、警ら活動を継続して行い、治安の維持と避難者の安心を確保する。

○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。

○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、避難指示区域内での大規模火災に備える。

[住宅再建の推進]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建（新築・改修・購入）を進める。

1 相馬エリア

○既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[自治体連携体制の構築]

○相馬市及び南相馬市は、地震・津波による大きな被害を受けるとともに、南相馬市は原発避難者特例法の指定市町村となっている。加えて、双葉エリアを始めとした避難指示区域からの被災者を受け入れ、その対応に当たっている。原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村並びに相馬市及び南相馬市とともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制を構築する。

○市町村の復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、人的支援等による執行体制の強化とともに必要な財源の確保に連携して取り組む。

[受入自治体との連携した取組]

○双葉エリア等の住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス等が円滑に提供できるよう、必要な取組を進める。

[長期避難者等の生活拠点の整備]

○復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。

○生活拠点に必要な機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。

○戻りたくとも戻れない避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構築できるよう、住宅の確保、雇用の創出等に取り組む。

[作業員等の宿舎確保]

○復興に従事する作業員等の宿舎の確保を図る。

[帰還支援]

○公共インフラの復旧状況等、帰還に向けた取組を情報発信する。

○市町村の住民の帰還に向けた構想を尊重しながら、帰還に当たっての課題を整理するとともに国や市町村と連携して環境整備に取り組み、住民や事業所の帰還を加速させる。

[原子力損害賠償の促進]

○原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日も早く元の生活が再建できるよう、様々な取組を行う。

1 相馬エリア

[区域の見直し]

○町村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域の見直しに当たっては、国に対して、町村の意向を考慮しつつ、地域の状況を踏まえ十分に協議した上で判断するよう要請する。

④産業の再生及び創出

- ・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評により存亡の危機に立たされており、これらが大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
- 👉 重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
- 👉 重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」
- 👉 重点10 「ふくしまの観光交流プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[農林水産業の再生]

- 大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した植物工場を始めとした施設園芸を推進する。また、そこで生産された農産物の加工・販売を一体的に行う地域産業6次化の取組を進める。
- 食品としての農産物の出荷が難しい場合、バイオ燃料利用としての栽培等について研究し、食品以外での利用を図る。
- 優良繁殖牛・肥育牛・乳用牛の導入や、安全な粗飼料の確保を推進し、畜産業の再生を図る。
- 避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を進める。
- 間伐と除染が一体となった森林整備を推進し、放射性物質に汚染された森林を再生していくとともに、生産される木材を復興用資材や木質バイオマス資源として利活用して新たな林業・木材産業の振興を図る。
- ノリの養殖場・カレイ類等の保育場となっている松川浦の復旧のほか、沿岸漁業の操業再開に向けた取組を進めるとともに、共同利用漁船の導入や経営の協業化を進める取組を推進し、沿岸漁業の再生を図る。
- 漁業者のニーズが高い種苗の生産を再開し、つくり育てる漁業の再構築を推進する。

1 相馬エリア

[事業再開等への支援]

- 大震災により多大な影響を受けた企業や農林漁業者等に対し、商工団体や農林水産業関係団体等と連携し経営相談を行うとともに、事業再開・継続に要する経費の補助や資金融資等により、事業再建に取り組む。
- 避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。
- 緊急雇用創出事業を活用して、被災者の就業の場の確保に努める。
- 市町村、商工団体等との連携を図りながら、民間サービスの再開を始め、買い物環境や交通手段の確保など生活環境の整備に取り組む。
- 避難解除区域における課税の特例措置（福島復興再生特別措置法）の活用を促進し、避難等指示の対象となった区域に震災時において事業所を有していた事業者が、避難解除区域において事業を再開・継続し、また、同区域に帰還することを促進する。

[産業人材の育成]

- テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業（技塾等）を実施するなど地域産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

- 工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- ふくしま産業復興投資促進特区により、復興特区制度による課税の特例措置（東日本大震災復興特別区域法・福島復興再生特別措置法）の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・更なる産業振興を推進する。
- 既存産業の集積を生かしながら、新たな時代をリードする医療関連産業及び再生可能エネルギー関連産業の集積を図る。
- 水産加工業など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 本エリアにおいてポテンシャルが高い太陽光発電や風力発電等、先進地として再生可能エネルギー導入を図る。
- 再生可能エネルギーの研究開発拠点と連携し、スマートコミュニティの実証試験等スマートグリッドを含む再生可能エネルギーの研究を推進するとともに、研究施設の誘致活動を展開する。
- 木質がれきや森林除染に伴う伐採木の活用を含めた木質バイオマスのエネルギー利用、藻類によるバイオ燃料の実証研究等を推進する。

1 相馬エリア


[観光交流の推進]

○相馬野馬追や史跡、パークゴルフ場等の観光資源はもとより、復興の過程を資源とする観光や復興をきっかけとする交流促進、再生可能エネルギーの集積を踏まえた産業観光等、新たな観光振興と多様な交流を推進する。

⑤地震・津波被害への対応

・本エリアは、津波により県内で最も甚大な被害を受けている。被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

＜関連する重点プロジェクト＞

 重点11「津波被災地等復興まちづくりプロジェクト」

＜具体的な取組＞

[土地利用]

○津波により甚大な被害を受けた地域については、住民の命を最優先に考え、海岸堤防の嵩上げや、防災緑地、海岸防災林（防潮林）、道路などを組み合わせた多重防御によるハード整備と、災害危険区域の指定や避難計画の強化等のソフト対策を複合的に検討し、国、県、市町村が緊密に連携しながら災害に強いまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の推進]

○被災した住民の意向を基本にしながら、防災集団移転事業や土地区画整理事業等について推進する。

[住宅の整備]

○復興公営住宅整備事業について、法制度や活用事例等を情報提供する。
○既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[インフラの復旧]

○国と連携し、がれきなど災害廃棄物の早期処理を推進する。また、漁場生産力の回復のため、漁場に堆積した壊れた建物等の回収などの取組を、市町とともに推進する。
○土木施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度から平成27年度までの完成を目指す。
○海岸堤防は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、堤防高7.2mを基本として、概ね平成27年度までに整備を行う。

1 相馬エリア

- 県道相馬巨理線や原町海老相馬線、北泉小高線等について、各市町が策定する復興計画に基づくまちづくりや土地利用の方針を勘案し、必要に応じ二線堤の機能も備えるよう整備する。
- 避難指示区域等内における生活、交通、産業に係るインフラの被害状況の把握に努め、区域の解除に備えてインフラの早期復旧に努める。また、沿岸部の復旧においては、市町の策定するまちづくりや土地利用の方針を勘案し、多重防御によるハード整備等、総合的な防災力の向上に取り組む。
- 重要港湾相馬港は、相馬エリアの物流拠点として重要な役割を担っており、概ね平成25年度までに岸壁、上屋、荷役機械等の係留施設等の復旧を完了し、概ね平成27年度までに防波堤の復旧を目指す。
- 釣師浜漁港、松川浦漁港、真野川漁港の岸壁等の主要な施設については概ね平成25年度までの本復旧を目指す。
- 漁港間の機能分担を図りつつ、産地市場や水産業関連施設等の効率的な復旧を進める。
- 旧警戒区域以外の農地の除塩及び排水機場など農業用施設の災害復旧を推進し、概ね平成26年度で完了する。また、津波被害を受けた農地について、市町の復興計画を踏まえて事業着手から概ね5年以内での復旧を目指す。
- 「農用地災害復旧関連区画整理事業」及び「復興基盤総合整備事業」により大区画のほ場整備を行う等、まちづくりと一体となった農地等の基盤整備を行う。
- ため池の効果的な耐震性検証手法を確立した上で、調査を実施し、ため池の耐震化を推進する。

[防災対策]

- 避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時に市町村等へ情報連絡員を派遣する。
- 消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。
- 災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

- 地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

1 相馬エリア

⑥復興を支援する交通網の整備

- ・浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携道路など、災害に強い道路ネットワークを構築する。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 📁 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[道路]

- 県土の骨格を形成する縦横6本の連携軸のうち、相馬エリアと中通りを結び「北部軸」である東北中央自動車道（相馬～福島間）について、着手後概ね10年以内の完成に向けて、国や関係市町村等と連携し整備促進に努めるとともに、「浜通り軸」である常磐自動車道の常磐富岡以北（常磐富岡～山元間）については、平成26年度の完成予定年（ただし、常磐富岡～浪江間は平成26年度を目指す他の区間から大きく遅れることのない時期）にこだわることなく、一日も早い全線供用に向けて、国や関係市町村、NEXCO 東日本等と連携し整備促進に努める。また、避難指示区域等の早期の復旧・復興を支援するため、常磐自動車道への追加ICの設置に向けた検討を進める。
- 「本県の復興に向けた戦略的道路整備」として、相馬エリアと中通りを結び県道原町川俣線等の整備を重点的に進め、東西連携及び防災機能の強化を図る。

[鉄道]

- JR常磐線について、県境から駒ヶ嶺駅までの区間においての津波被害を受けにくい西側へのルート変更や新地駅の西側への移設に向けて県職員を新地町に駐在させ、地元市町及びJR、国等と協議を進めるとともに、早期復旧を進める中で、線形改良や道路との立体交差等による基盤強化を図る。また、原ノ町駅～広野駅間の不通区間について、避難指示区域内の詳細な被害状況の把握に努めるとともに、被災町の復興計画等の策定状況や原子力発電所事故による影響の収束状況を見ながら、地元市町やJR東日本、国等と連携して、運転を再開する区間を順次延伸しながら早期復旧に向けて取り組む。さらに、原ルートでの復旧が困難な区間については、早期復旧の具体化を進める中で、ルート変更や線形改良、道路との立体交差等による基盤強化を図る。
- 将来的には、JR常磐線の複線化を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

1 相馬エリア

[路線バス等]

○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

[産業の復興を支援する物流拠点の強化]

○産業復興を支援するため、国際海上物流の拠点である相馬港の整備を推進する。

2 双葉エリア

2 双葉エリア

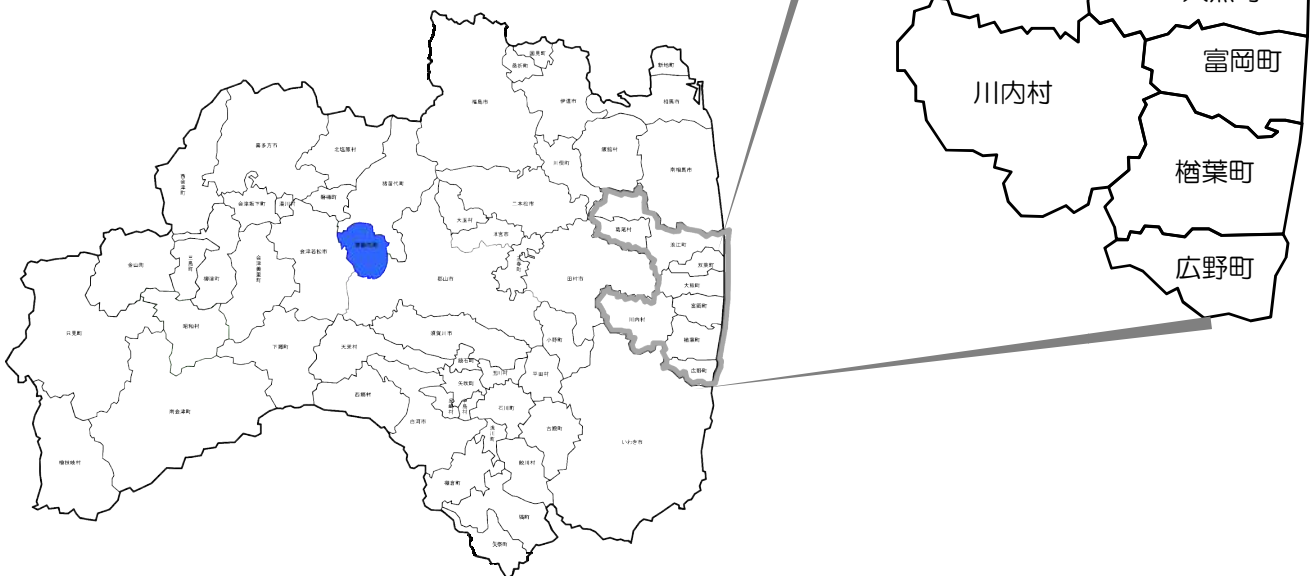
復興へ向けた考え方

双葉エリアは、地震・津波に見舞われたほか、原子力災害によりほとんどの住民が避難を余儀なくされるという人類史上経験がない災害に見舞われている。

このため、県は、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、本エリアを含む相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえないという考えの下、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、県は、避難指示解除（準備）区域の復旧・復興の取組を加速化するとともに、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力で取り組む。

[位置・面積]

- 双葉エリアは、県の東部・浜通り地方のほぼ中央に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積 865km²の比較的温暖な地域である。
- 沿岸部の北から、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町の6町が位置し、内陸部に葛尾村、川内村が位置している。



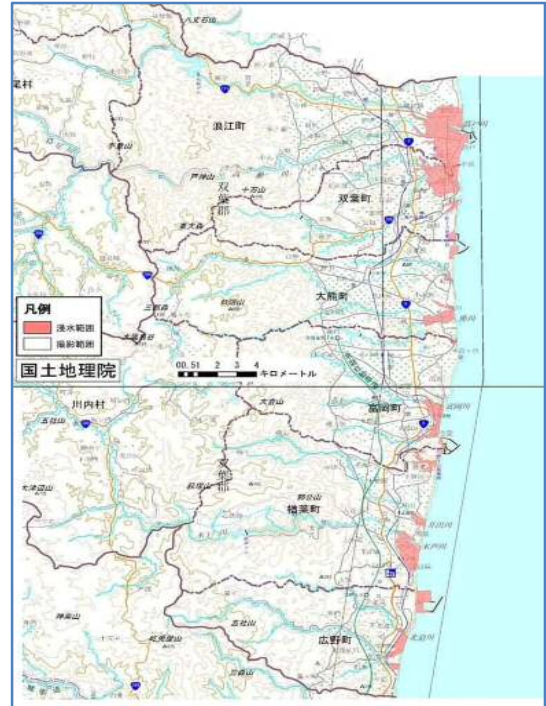
2 双葉エリア

(1) 現状と課題

[主な地震・津波被害]

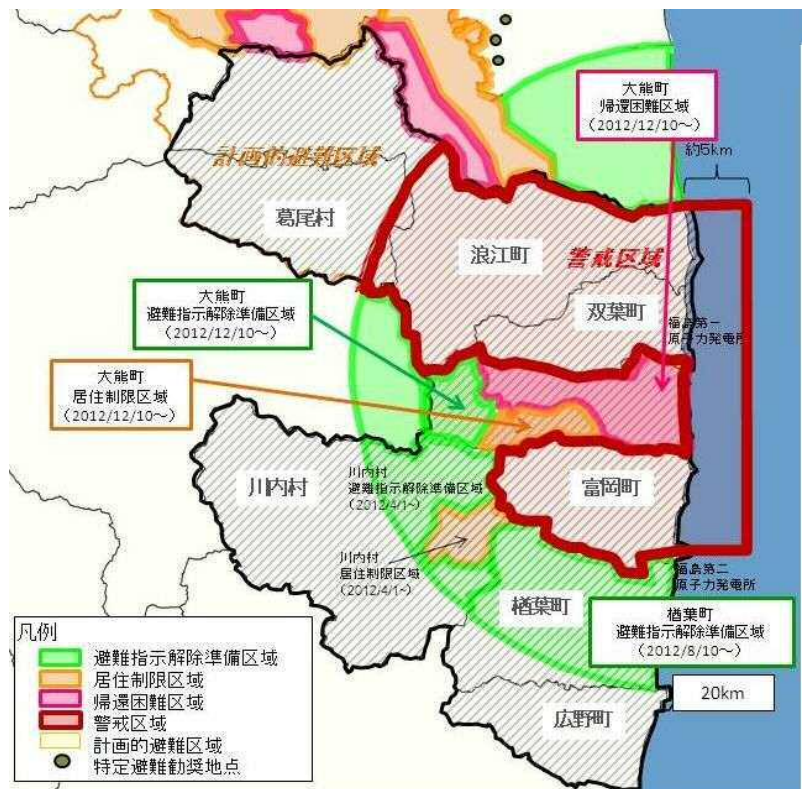
○平成23年3月11日、震度6強を観測。地震に続く大津波により、東京電力福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所が浸水し、事故を引き起こした。東京電力福島第一原子力発電所事故は未だ完全収束に至っていない。

○死者923人、行方不明者4人（平成24年12月25日現在）。津波の浸水範囲は18km²に及んでいるが、原子力発電所事故による警戒区域等の設定により立入りが禁止されている区域では、住家やインフラ等の地震・津波被害に関する詳細な調査ができていないため、正確な復旧計画を立てることが困難な状態が続いている。



[原子力災害に伴う影響]

○平成23年3月11日午後、政府から原子力緊急事態宣言が発令され、福島県知事は同日20時50分に大熊町及び双葉町に対し、東京電力福島第一原子力発電所から半径2km圏内の居住者等の避難を要請した。同日21時23分、政府は関係地方自治体に対し、半径3km圏内の居住者等の避難及び3km～10km圏内の居住者等は屋内に退避することを指示したが、その後、避難指示の対象範囲は次々と広がり、平成23年3月15日までは、双葉エリアのほぼ全域が避難区域及び屋内退避区域に設定された。



2 双葉エリア

平成23年4月22日には改めて双葉町・大熊町・富岡町の全域と浪江町・葛尾村・川内村・楡葉町の一部が警戒区域に、浪江町・葛尾村の一部が計画的避難区域に、そして、広野町の全域と川内村・楡葉町の一部が緊急時避難準備区域に設定された。その後、川内村に1箇所特定避難勧奨地点が設定されていたが、平成24年12月14日に解除された。緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に解除されたものの、今なお8町村の住民の多くが避難を余儀なくされている。

- 県内外で多くの住民が避難生活を送っている。県外避難先は北海道から沖縄まで分散している。住民は放射線被ばくの不安を抱えるとともに、家族の分断や慣れない避難先での孤立による精神的苦痛や避難生活に伴う経済的負担の増加、生活不安等が生じており、県内外の避難先における住民の支援とさすなの維持を図ること等が課題となっている。
- 役場機能も県内外に移転しており、避難先における役場機能の維持、県内外に分散した住民に対する行政サービスの提供、地震・津波被害と原子力災害への対応等を同時に進めていることから、町村の復旧・復興の取組を国とともに強力に進めていく必要がある。
- 緊急時避難準備区域の解除を受け、川内村、広野町では住民の帰還のための環境の整備を進めている。
- 楡葉町では、2年間実施する除染の状況を見極めながら住民の帰還について判断するとしている。
- 避難指示区域においては、インフラ調査など生活環境の復旧に向けた取組や国による除染が開始されている。
- 広野町は、町が平成23年3月13日に発令した避難指示について平成24年3月31日に解除した。川内村は平成24年4月1日に、楡葉町は平成24年8月10日に、大熊町は平成24年12月10日に警戒区域の見直しが行われた。なお、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村についても、現在区域見直しに向けた協議が進められている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

- 緊急時避難準備区域が解除された地域については、避難指示区域等での生活再建の準備のための居住者を受け入れるため、これらに対応する住環境の整備や、教育、医療、福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

2 双葉エリア

（2）復興の取組

○双葉エリアは、5町2村が警戒区域及び計画的避難区域に設定され、その後区域見直しが進められているものの、依然として県内でも特に困難な状況に置かれている。こうした中、各町村は、多くの悩みを抱えながらそれぞれに、あるいは、双葉地方町村会の場合や県と国との協議の場等を用いて、復興に向けた検討や取組を進めている。県は、各町村と緊密に協議を行うとともに、福島県復興の最重要課題として双葉地方町村の復興に臨み、一日も早い双葉エリアの復興に向けて全庁を挙げて取り組む。

①環境回復

- 環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- 徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- 廃棄物の処理を進める。
- 原子力発電所周辺地域の安全監視を徹底する。

<関連する重点プロジェクト>

 重点1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

○5kmメッシュごとに設置した計約140台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設等に設置した計約30台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。

○住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検査し確認できる体制を構築する。

[除染]

○関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。

○除染特別地域において、県は、町村と連携して国による除染を促進し、域内の放射線量を低減させる。

○仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会等の住民理解を促進する取組を行う。

2 双葉エリア

[廃棄物の処理]

- 地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。
- 国が廃棄物処理を行う汚染廃棄物対策地域については、早急に取り組むよう町村とともに国に働きかける。

[食品、飲料水の安全確保]

- 米や野菜、魚など農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。
- 飲料水の安全性を確保するため、水源の種類や環境放射線等の状況を考慮した定期的な放射性物質検査を実施する。

[原子力防災拠点]

- 国に対し、廃炉に向けた取組を進める原子力発電所にかかる新たな原子力防災拠点施設の設置要請する。

[原子力発電所に関する監視]

- 原子力発電所の立入調査や環境放射線の監視測定等を継続的に行うことにより、廃炉に至るまで周辺地域の安全監視を徹底する。
- 中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の廃炉に向けた取組状況について、県民と専門家の2つの目線で確認する安全監視組織を設置し、取組の進捗状況や廃炉作業従事者の健康管理等を監視するとともに、県民への分かりやすい情報提供を充実する。
- 関係機関とも協議の上、安全確保協定を見直し、東京電力の廃炉に向けた取組について、安全確認の仕組みを再構築する等、更なる監視態勢の強化を図る。

[廃炉に向けた取組]

- 安全かつ安定的な廃炉処理を確実に進めるために、廃炉に関する研究及び人材育成のための機関を誘致するとともに、廃炉に向けた関連産業の育成を図る。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・医療福祉提供体制の再構築を図る。
- ・子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

2 双葉エリア

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 3 「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
- 👉 重点 4 「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[健康管理調査]

○県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

○仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受けた県民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療福祉提供体制の再構築]

- 町村と協働して、被災した医療機関・福祉施設等の復旧に取り組むとともに、国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用の支援など、医師・看護師等を始めとする医療福祉従事者の確保・育成を図る。
- 福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点と、本エリアの医療機関との連携体制を構築する。
- 原子力災害により延期されている県立大野病院と双葉厚生病院の統合について、原子力発電所事故収束後の原発周辺地域への立入規制の動向、住民の帰還状況や医療需要を見極めるとともに、浜通り地方医療復興計画に基づき実施する双葉地域における医療提供体制の再構築も考慮しながら、方向性を検討し、地域に必要な医療需要に応えられる体制の整備を図る。
- 避難指示解除(準備)区域における医療福祉提供体制を整備する。

[教育環境等の整備]

- 各地域において再開している学校等について、被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設等の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保など、長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。
- 避難指示区域等内にある学校等について、解除後の早期再開を図るとともに、教育環境の充実に努める。
- （財）日本サッカー協会人材育成プログラムと連携して展開してきた国際人として社会をリードする人づくりを目指す「双葉地区教育構想」の双葉エリアにおける再開を目指す。
- 安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

2 双葉エリア


[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

- ・被災者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の確保に努め、生活再建に取り組む。
- ・町村とともに、警戒区域等の解除に向けた取組を推進する。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 2 「生活再建支援プロジェクト」

 重点 9 「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[情報発信]

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況の情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

○避難先において、仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民等とのきずなづくりを図りコミュニティの確保をするとともに、仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信など、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新増設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。

○社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづくりに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯・防火]

○避難指示区域等の立入規制や警戒、警ら活動を継続して行い、治安の維持と避難者の安心を確保する。

○楢葉町に設置した双葉署の臨時庁舎を拠点として、区域見直しに対応した治安態勢を強化する。

○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、警戒区域等内での大規模火災に備える。

[住宅再建の推進]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建（新築・改修・購入）を進める。

○既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

2 双葉エリア

[自治体連携体制の構築]

- 必要に応じ、事務の共同処理及び委託等、町村間または町村と県など自治体間における業務連携の検討及び調整を行う。
- 市町村の復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、人的支援等による執行体制の強化とともに必要な財源の確保に連携して取り組む。

[長期避難者等の生活拠点の整備]

- 復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。
- 生活拠点に必要な機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。
- 戻りたくとも戻れない避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構築できるよう、住宅の確保、雇用の創出等に取り組む。

[作業員等の宿舎確保]

- 復興に従事する作業員等の宿舎の確保を図る。

[帰還支援]

- 公共インフラの復旧状況等、帰還に向けた取組を情報発信する。
- 町村ごとではもとより同一町村の中でも、地震・津波被害、放射線量等の状況が大きく異なっており、住民の帰還に向けては、これらの状況に応じて各町村で様々な方法が検討されている。区域見直し後、速やかに帰還することを目指す町村、町村内外に一定期間集合して居住せざるを得ない町村等がある。それぞれの構想を尊重しながら、国や町村とともに、帰還のための環境整備に関する課題を整理するとともにその解決に取り組み、住民や事業所の帰還を加速させる。
- 双葉地方広域市町村圏組合が実施するごみ処理を始めとした生活インフラ事業等の再開に向けた取組を支援するとともに、組合が実施するインフラ復旧の課題について、国とともに解決に向けて協議しながら、帰還のための環境整備を加速させる。
- 区域見直し後、帰還を進める町村と連携し、地域全体の復興再生に向けた取組を行う。

[原子力損害賠償の促進]

- 原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日も早く元の生活が再建できるよう、様々な取組を行う。

2 双葉エリア




[区域の見直し]

○町村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域の見直しに当たっては、国に対して、町村の意向を考慮しつつ、地域の状況を踏まえ十分に協議した上で判断するよう要請する。

④産業の再生及び創出

- 農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評により存亡の危機に立たされており、これらが大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。
- 避難のための移転を余儀なくされた農林漁業者・商工事業者等の帰還と事業再開を進める。
- 帰還後の住民の安全・安心な暮らしを支える産業の再生に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

-  重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
-  重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
-  重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[農林水産業の再生]

- 生産性の飛躍的向上を図るため、担い手への農地集積による土地利用型農業の大規模化、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーを活用した植物工場を始めとした施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- 花き・種苗など非食用作物等への転換を検討するとともに、導入を図る。
- 家畜の衛生対策等を図るとともに、畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛や乳用牛の導入、安全な粗飼料の確保を推進する。
- 森林・林業の再生を図るため、継続的なモニタリングの実施と間伐等の森林施業による放射性物質の除去・低減を進める。
- 漁業協同組合や地元自治体との協議を密にしながら、漁業生産関連施設等の復旧・整備を図る。
- 線量の高い地域においては、バイオマス燃料用作物の栽培・燃料化等の可能性について調査を行う。
- 避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を行う。

[事業再開等への支援]

- 避難のための移転を余儀なくされた農林漁業者・商工事業者等の帰還と事業再開に取り組む。

2 双葉エリア

- 大震災により多大な影響を受けた企業に対し、商工団体等と連携し経営相談を行うとともに、事業再開・継続に要する経費の補助や資金融資などにより、事業再建に取り組む。
- 避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。
- 緊急雇用創出事業を活用した雇用創出により、可能な限り被災者の就業の場の確保に努める。
- 町村、商工団体等との連携を図りながら、民間サービスの再開を始め、買い物環境や交通手段の確保など生活環境の整備に取り組む。
- 避難解除区域における課税の特例措置（福島復興再生特別措置法）の活用を促進し、避難等指示の対象となった区域に震災時において事業所を有していた事業者が、避難解除区域において事業を再開・継続し、また、同区域に帰還することを促進する。

[産業人材の育成]

- テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業（技塾等）を実施するなど地域産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。また、生徒募集が停止されている公立双葉准看護学院の学生に対する支援を含めた同学院の今後の取組に対しては町村等と協議しながら進める。

[産業振興の推進]

- 工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- ふくしま産業復興投資促進特区により、復興特区制度による課税の特例措置（東日本大震災復興特別区域法・福島復興再生特別措置法）の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・更なる産業振興を推進する。
- 環境回復に係る取組を進めるほか、再生可能エネルギー関連産業などの集積を推進し、原子力産業に代わる新たな雇用の創出を図る。
- 事業を再開した事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進する。
- ハイテクプラザ等において、放射線低減に係る技術開発に取り組み、関連する企業へ技術移転を行う。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 再生可能エネルギーの研究開発拠点と連携し、本エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光や風力発電などの先進地として再生可能エネルギーの導入を図るとともに、研究施設の誘致活動を展開する。
- 木質バイオマス資源の活用施設を整備し、管内の間伐材、枝葉等の有効利用を進めるとともに、森林内の放射性物質を低減を図る取組を推進する。

2 双葉エリア


[観光交流の推進]

○サッカー界初のナショナルトレーニングセンターであるJヴィレッジ（楡葉町・広野町）は、原子力発電所事故収束に向けた前線基地として利用されているが、原発事故収束後の状況をみながら迅速な除染を進め復興のシンボルとして早期の再開を目指す。

⑤地震・津波被害への対応

・本エリアでは、地震・津波による甚大な被害が発生した。避難区域等の見直しを踏まえながら、生活に必要な被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

＜関連する重点プロジェクト＞

 重点11「津波被災地等復興まちづくりプロジェクト」

＜具体的な取組＞

[土地利用]

○津波により甚大な被害を受けた地域については、住民の命を最優先に考え、海岸堤防の嵩上げや、防災緑地、海岸防災林（防潮林）、道路等を組み合わせた多重防御によるハード整備と、災害危険区域の指定や避難計画の強化等のソフト対策を複合的に検討し、国、県、町が緊密に連携しながら災害に強いまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の推進]

○被災した住民の意向を基本にしながら、防災集団移転事業や土地区画整理事業等について早期の事業化を図る。

[インフラの復旧]

- 警戒区域等内における生活、交通、産業に係るインフラの被害状況の把握に努め、避難指示区域等の見直しを踏まえながら、インフラの早期復旧に努める。
- 国と連携し、がれきなど災害廃棄物の早期処理を推進する。また、漁場生産力の回復のため、町とともに、漁場に堆積した壊れた建物等の回収等の取組を推進する。
- 沿岸部の復旧においては、町村の策定するまちづくりや土地利用の方針を勘案し、多重防御によるハード整備等、総合的な防災力の向上に取り組む。
- 海岸堤防は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、富岡より南側は堤防高 8.7m、北側は 7.2m を基本として、概ね平成 27 年度まで（避難指示区域と警戒区域は事業に着手してから概ね 5 年以内）に整備を行う。

2 双葉エリア

○請戸漁港、富岡漁港については、区域の見直し状況を踏まえ、準備が整い次第災害査定を実施し、岸壁などの主要な施設については、着手後概ね3箇年での本復旧を目指す。

[公共サービスの復旧支援]

○避難指示区域内に所在する施設により行われていた、ごみ、し尿処理、下水処理や水道事業等の公共サービスについて、町村等とともに復旧又は代替機能の確保等に取り組む。

[防災対策]

- 避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時に市町村等へ情報連絡員を派遣する。
- 消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。
- 災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。


[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

○地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

- 避難指示区域の解除に伴い帰還する住民の生活に必要な、他エリアへの通勤による雇用確保や医療提供体制の確保のためにも、浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早急な復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ東西連携道路等、災害に強い道路ネットワークを構築する。

＜関連する重点プロジェクト＞

 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[道路]

○「浜通り軸」である常磐自動車道の常磐富岡以北（常磐富岡～山元間）については、平成26年度の完成予定年（ただし、常磐富岡～浪江間は平成26年度を目指す他の区間から大きく遅れることのない時期）にこだわることなく、一日も早い全線供用に向けて、国や関係市町村、NEXCO 東日本等と連携し整備促進に努める。また、避難指示区域等の早期の復旧・復興を支援するため、常磐自動車道への追加ICの設置に向けた検討を進める。

2 双葉エリア

- 「本県の復興に向けた戦略的道路整備」として、双葉エリアと中通りエリアを結ぶ国道114号や288号、県道小野富岡線等、また、双葉エリアといわきエリアを結ぶ国道399号等の整備を重点的に進める。
- 双葉エリアにおける将来の復興の姿「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」（グランドデザイン）等を踏まえながら、必要となる道路網についての検討を進める。

[鉄道]

- 広野駅以北が不通となっているJR常磐線について、警戒区域や避難指示区域内の詳細な被害状況の把握に努めるとともに、被災町の復興計画等の策定状況や原子力発電所事故による影響の収束状況を見ながら、地元町やJR東日本、国等と連携して、運転を再開する区間を順次延伸しながら早期復旧に向けて取り組む。また、原ルートでの復旧が困難な区間については、早期復旧の具体化を進める中で、ルート変更や線形改良、道路との立体交差等による基盤強化を図る。
- 将来的には、JR常磐線の複線化を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

[路線バス等]

- 避難指示区域等の見直しを踏まえて、住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

3 いわきエリア

3 いわきエリア

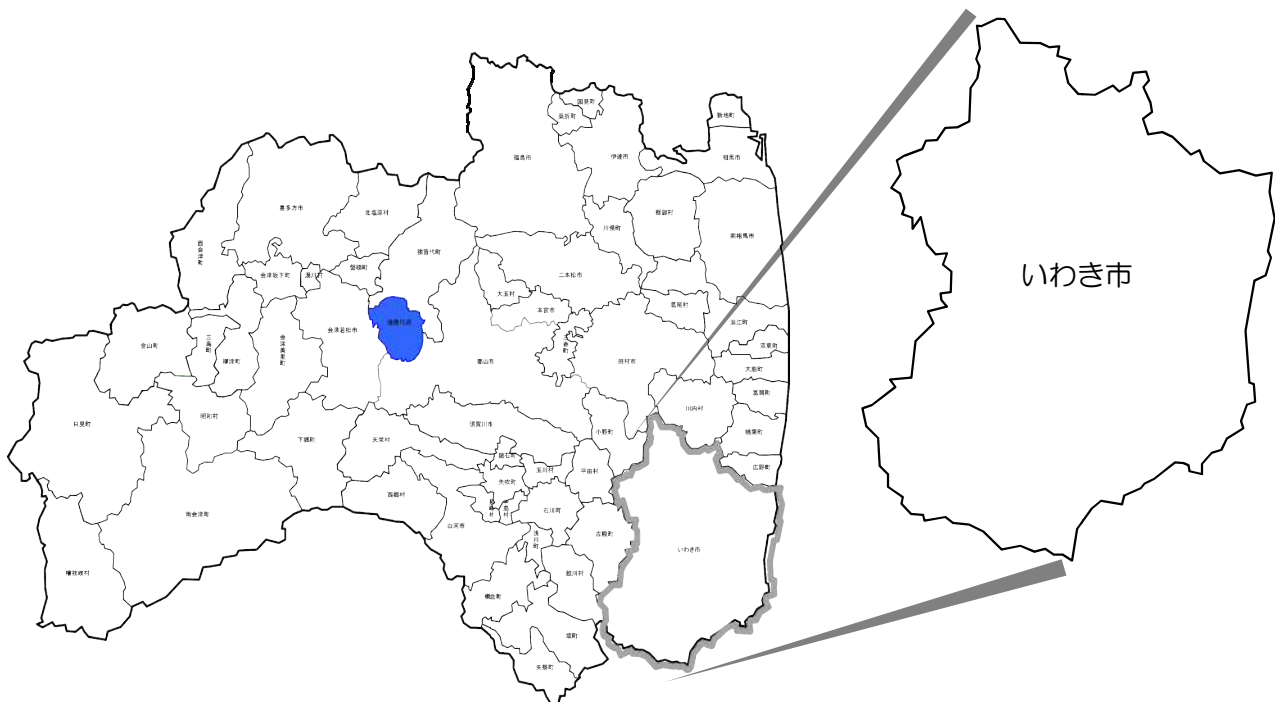
復興へ向けた考え方

いわきエリアにおいては、地震・津波・原子力災害による複合災害を克服し、復旧・復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。

特に、地域特性を生かして洋上風力発電の導入に向けた検討を行うなど、再生可能エネルギーの推進を図るとともに、国際バルク戦略港湾小名浜港の整備を進めるなど、浜通りの復興拠点地域としていち早く復興を成し遂げることによって、ふくしま全体の復興に結び付ける。また、双葉エリア等から多くの避難者を受け入れており、いわき市及び避難元自治体との連携協力を進めながら、受け入れに伴う様々な課題の解消に取り組む。

[位置・面積]

〇いわきエリアは、県の東部・浜通り地方の南側に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面し、総面積 1,231km²、年間日照が 2,000 時間を超える温暖な地域である。



3 いわきエリア

(1) 現状と課題

[主な地震・津波被害]

○平成23年3月11日、震度6弱を観測。同年4月11日及び12日、震度6弱を観測。死者441人。住家全半壊40,419棟（平成24年12月25日現在）。

○津波の浸水面積は15km²に及んでいる。住家のほか、水道やガスなどのライフライン施設が大きな被害を受け、特に平成23年3月及び4月の地震により断水が長期にわたるなど住民生活に大きな支障が生じた。

○宅地も含め多くの箇所で土砂災害が発生し、道路等が損壊したほか、港湾・漁港・海岸堤防等のインフラが被災した。農地・農業用施設、水産業関連施設、林道・治山施設などにも甚大な被害が生じており、被災者に対する支援及びインフラ等の早期の復旧・回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大であった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しながら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課題となっている。



[原子力災害に伴う影響]

○原子力発電所事故発生当初は一部地域が屋内退避区域に設定されたが、平成23年4月22日に解除されている。

○住民は放射線の影響に対する不安を抱えており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。

○農林水産業を始めあらゆる産業が原子力災害と風評などの打撃を受け、これらを克服する産業づくりが課題となっている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○いわきエリアには、仮設住宅や借上住宅等により約2万9千人の避難者を受入れており、双葉エリアの住民を中心に増加傾向が続いている。また、楢葉町が役場機能を設置しているほか、いわき市に居住する避難住民の多い富岡町、大熊町、浪江町が平成24年12月現在も出張所等を設置している。居住人口の急増に対応する住環境の整備や、教育、保健、医療、福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。


3 いわきエリア

（2）復興の取組

①環境回復

- 環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- 徹底した除染により美しく豊かなふるさとを再生する。
- 廃棄物の処理を進める。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 1 「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- 5kmメッシュごとに設置した計約50台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のために学校や保育施設等に設置した計約420台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。
- 住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検査し確認できる体制を構築する。

[除染]

- 関係機関と連携し、除染計画を策定・実施するいわき市とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- 仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会等の住民理解を促進する取組を行う。

[廃棄物の処理]

- 地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。

[食品の安全確保]

- 米や野菜、魚など農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

3 いわきエリア

②健康、教育

- ・ 県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・ 避難指示区域などからの避難者が多く、居住人口が増加していることから、医療福祉提供体制の回復及び充実・強化を図る。
- ・ 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・ 放射線に関する知識の普及に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 3 「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
- 👉 重点 4 「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[健康管理調査]

○ 県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

○ 仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受けた県民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療福祉提供体制の回復及び充実・強化]

- 国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用等、医師・看護師を始めとする医療人材や福祉人材を確保・育成する。
- 医療機関の役割分担と機能強化、医療機関相互及び医療と介護の連携促進を図る。
- 医療福祉等の提供体制の充実・強化を図るほか、仮設施設の整備にあたり双葉郡との広域調整を図る。
- いわきエリアにおいて中核となる総合磐城共立病院については、双葉エリアの医療確保にも重要な役割を担っており、三次救急医療等の機能強化を図るため、新病院の整備を進める。
- 福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点と本エリアの中核的医療機関との連携体制の構築を図る。

3 いわきエリア

[教育環境等の整備]

- 被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の教育環境の充実を図る。
- 安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。



[放射線に関する知識の普及]

- 放射線に関する正確な知識を住民と共有するため、講習会等を開催する。

③生活再建

- ・地震・津波による被災者や避難指示区域等からの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

-  重点 2「生活再建支援プロジェクト」
-  重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[情報発信]

- 被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況等に関連した情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

- 仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図りコミュニティの確保をするとともに、被災者が安心して暮らすことができる環境を整備する。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新增設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。
- 社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづくりに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯]

- 仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。

3 いわきエリア

[住宅再建の推進]

- 生活再建に向けて、被災者の住宅再建（新築・改修・購入）を進める。
- 既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[自治体連携体制の構築]

- いわき市は、地震・津波による大きな被害を受けるとともに、原発避難者特例法の指定市町村に指定されている。加えて、双葉エリアをはじめとした避難指示区域からの避難者を受け入れ、その対応に当たっている。原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村及びいわき市とともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制を構築する。

[受入自治体との連携した取組]

- 本エリアは、地震・津波の被災地であると同時に避難指示区域等の住民を受け入れていることを踏まえ、いわき市の地震・津波からの復興及び再生に係る事業の円滑な推進と避難者の受け入れによる居住人口の増加に対応し、行政サービスを円滑に提供できるよう人的支援等により市の執行体制の強化を図るとともに、必要な財源の確保に連携して取り組む。

[長期避難者等の生活拠点の整備]

- 復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。
- 生活拠点に必要な機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。

[作業員等の宿舎確保]

- 復興に従事する作業員等の宿舎の確保を図る。

[原子力損害賠償の促進]





- 原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日も早く元の生活が再建できるよう、様々な取組を行う。

3 いわきエリア

④産業の再生及び創出

- ・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評により大きな被害を受けており、これらが大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

-  重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
-  重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
-  重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」
-  重点 10 「ふくしまの観光交流プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[農林水産業の再生]

- 生産性の飛躍的向上を図るため、ほ場の大区画化等の基盤整備と担い手への集積を進めるとともに、冬季温暖で日照量が豊富な気象条件を生かした大規模施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- 農林水産業とその他産業の連携・融合により、農林水産物の付加価値を高める地域産業6次化を推進する。
- 畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛や乳用牛の導入、安全な粗飼料の確保を推進する。
- 森林・林業の再生を図るため、増大が見込まれる木材の復興需要に対応した供給体制の整備を推進する。
- 沿岸漁業の操業再開に向けた取組を進めるとともに、カツオ・サンマ等沖合性魚類の水揚げ量の拡大による地域の活性化を図るため、県外船の誘致を図る取組を推進する。
- アワビなど漁業者ニーズが高い種苗の生産を再開し、つくり育てる漁業の再構築を推進する。
- 避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を進める。

[商工業の再生]

- 津波被害により事業再開が遅れている事業者をはじめ、被災事業者の事業再建に関する取組を進める。また、中心市街地の商業機能の回復と活性化に取り組む。
- 避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。

[産業人材の育成]

- テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業（技塾等）を実施するなど地域産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

3 いわきエリア

[産業振興の推進]

- 工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- ふくしま産業復興投資促進特区等により、復興特区制度による課税の特例措置（東日本大震災復興特別区域法・福島復興再生特別措置法）の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・更なる産業振興を推進する。
- 国際バルク戦略港湾の選定を受けた小名浜港を活用し、再生可能エネルギー関連産業の集積を進め、雇用の創出を目指す。
- 水産加工業など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 再生可能エネルギーの研究開発拠点と連携し、本エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光発電などの先進地域として再生可能エネルギー等の導入を図る。また、スマートコミュニティ等の取組を進める。
- 特に、洋上風力発電について、国・市・事業者等と連携・調整を図るとともに、研究、試験を行う拠点の整備を目指す。


[観光交流の推進]

- いわきの温暖な気候を生かし、スポーツ等の大会やイベントによる観光振興を始め、定住・二地域居住、グリーン・ツーリズム等の多様な交流を推進する。
- アクアマリンふくしま等の観光施設を活用するとともに、フラダンス等の地域資源を活用し新たな観光振興を図る。

⑤地震・津波被害への対応

- 本エリアは、平成23年3月11日の地震・津波に加え、同年4月に発生した余震等により、甚大な被害を受けている。そこで、被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

<関連する重点プロジェクト>

-  重点11「津波被災地等復興まちづくりプロジェクト」

3 いわきエリア

<具体的な取組>

[土地利用]

- 津波により甚大な被害を受けた地域については、平坦地の区域や背後地が丘陵地や山林である区域等、区域毎に土地利用形態が異なることから、住民の意見を丁寧に聴きながら、海岸堤防の嵩上げや、防災緑地、道路などを組み合わせた多重防御によるハード整備やソフト対策などを複合的に検討し、国・県・市が緊密に連携して災害に強いまちづくりを行う。
- 小名浜港の背後地においては、アクアマリンパークとの連携によるにぎわい創出のため、幹線道路の整備を推進する等、港と市街地が一体となったまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の推進]

- 被災した住民の意向や各地区のまちづくりの方針、市の考え方を基本に防災集団移転事業や土地区画整理事業等を推進する。

[土砂災害への対応]

- 土砂災害により、人家や公共施設等に被害が生じた箇所でも今後も被害が拡大するおそれのある箇所において、緊急的に対策工事を行う。

[インフラの復旧]

- がれき等災害廃棄物の早期処理を進める。また、がれきの回収等を市や事業者と連携して進め、漁場生産力の回復を図る。
- 土木施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度から平成27年度までの完成を目指す。
- 海岸堤防高は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、久之浜港より北側は高さ8.7m、南側は7.2mを基本として概ね平成27年度までに整備を行う。
- 物流、工業、漁業、観光等の様々な経済活動の拠点である重要港湾小名浜港は、概ね平成24年度までを目途に主要な岸壁や係留施設、荷役機械等の復旧を完了し、概ね平成25年度までに港湾施設の復旧を目指す。
- 主要漁港である小名浜港漁港区については、水産加工業の原料確保や流通拠点として水産加工施設（冷凍、冷蔵施設）等を概ね平成25年度までに復旧する。また、岸壁などの主要な施設についても概ね平成25年度まで、その他については概ね平成27年度までの本復旧を目指す。
- 地方港湾である江名港、中之作港について、岸壁などの主要な施設については概ね平成25年度までの本復旧を目指す。
- 久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港、小浜漁港、勿来漁港については、漁港間の機能分担を図りつつ、産地市場や水産業関連施設等の効率的な復旧を進め、岸壁などの主要な施設については概ね平成25年度までの本復旧を目指す。

3 いわきエリア

- 農地・農業用施設等の災害復旧を概ね平成26年度まで、「復興基盤総合整備事業」による大区画ほ場整備（下仁井田、夏井、錦・関田地区）を概ね平成27年度までに完了し、生産基盤の復旧を推進する。

[防災対策]

- 避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時に市町村等へ情報連絡員を派遣する。
- 消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。
- 災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。


[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

- 地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

- ・浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ東西連携道路など、災害に強い道路ネットワークを構築する。

<関連する重点プロジェクト>

-  重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

[道路]

- 「浜通り軸」である国道6号については、久之浜バイパス・常磐バイパスの整備促進及び勿来バイパスの事業化を図る。
- 「本県の復興に向けた戦略的道路整備」として、双葉エリアといわきエリアを結ぶ国道399号や県道小野富岡線、県道吉間田滝根線の整備を重点的に進めるとともに、小名浜港と常磐自動車道を連携する小名浜道路の事業化を図る。
- いわきエリアと中通りの東西連携及び防災機能を強化するため、国道49号（平バイパス、北好間改良）、国道289号や県道いわき石川線等の整備を図る。
- 沿岸地域の復興を支援する道路として、各地区のまちづくりの方針に基づき県道豊間四倉線などの整備を進める。また、必要に応じて防災緑地等との組み合わせにより減災機能を持たせることを検討していく。

3 いわきエリア

[鉄道]

- 将来的には、JR常磐線の複線化（四ツ倉駅以北）を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

[路線バス等]

- 住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。
- 避難者の生活の足として、巡回バス等の生活交通の確保を推進する。

[産業の復興を支援する物流拠点の強化]

- 産業復興を支援するため、国際海上物流の拠点である国際バルク戦略港湾小名浜港において、東港地区国際物流ターミナルの大水深岸壁等を整備する。

4 中通りエリア

4 中通りエリア

復興へ向けた考え方

中通りエリアにおいては、地震による被害の復旧に加え、あらゆる面で復興の前提となる除染の取組を強力に推進する。

高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を生かして、県全体の復興を牽引するとともに、被災者支援、雇用確保等の役割を担う。

県は避難指示解除(準備)区域の復旧・復興の取組を加速化するとともに、解除を待つ区域の帰還に向けた環境整備に全力で取り組む。

[位置・面積]

- 中通りエリアは、西は奥羽山脈、東は阿武隈高地にまたがる福島県の中央部の地域で、総面積は5,393km²、高い産業集積等がある地域である。



4 中通りエリア

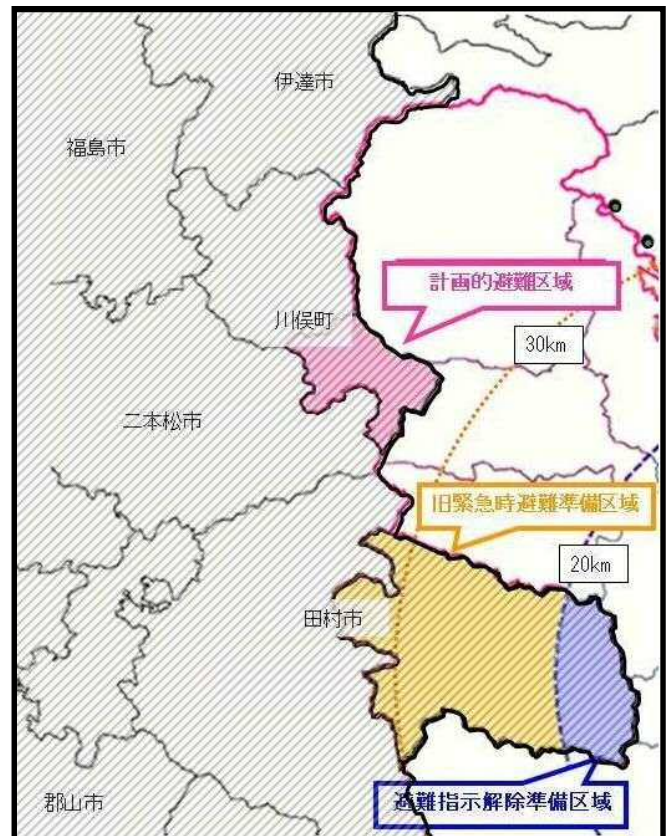
(1) 現状と課題

[主な地震被害]

- 平成23年3月11日、中通り地方29市町村のうち27市町村で震度6強から5強を観測。死者40人、行方不明者1人。住家全半壊 41,333 棟（平成24年12月25日現在）。
- 地震により多くの住家が被災したほか、白河市葉ノ木平・ザラ久保地区土砂崩れ（死者14人）、須賀川市藤沼湖決壊（死者7人、行方不明者1人）、福島市伏拝地区（あさひ台団地）の法面崩壊（国道4号通行止）、国営かんがい排水事業隈戸川地区パイプライン損壊（鏡石町・矢吹町他）、小峰城の石垣崩落など、中通り全域にわたり、甚大な地震被害が生じた。
- 国見町庁舎・川俣町庁舎・郡山市庁舎・須賀川市庁舎、県庁東分庁舎・県郡山合同庁舎北分庁舎等、自治体庁舎も損壊し、初期の復旧作業に困難をきたした。

[原子力災害に伴う影響]

- 田村市に設定されていた緊急時避難準備区域は、平成23年9月30日に解除され、警戒区域については、平成24年4月1日に解除され避難指示解除準備区域に再編された。
- 川俣町は、平成23年4月22日に山木屋地区が計画的避難区域が設定され、1か月という短期間での区域外避難を余儀なくされた。なお、現在区域見直しに向けた協議が進められている。
- 伊達市には117の特定避難勧奨地点が設定されていたが、平成24年12月14日に解除された。
- 住民は放射線の影響に対する不安を抱えた生活を強いられており、子どもの屋外活動を制限するなどの影響が生じており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。
- 健康への影響を心配した県内外への避難者が多く、家族の分断、慣れない避難先での孤立による精神的苦痛や避難生活に伴う経済的負担の増大、生活不安などが生じており、避難先における住民の支援と時々なりの維持を図ること等が課題となっている。



4 中通りエリア

○原子力災害による出荷制限等や風評により、水稻、野菜、モモ、柿などの果樹、畜産等の農林水産業はもとより、商工業においても観光客の激減や企業の転出等、あらゆる産業が打撃を受けており、原子力災害を克服する取組が求められている。

○福島空港では、国際定期路線（上海便、ソウル便）の運休が続いている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○中通りエリアでは、仮設住宅や借上住宅等により約3万9千人の避難者を受け入れているほか、警戒区域等に指定及び計画的避難区域に設定された相馬・双葉エリアから避難を余儀なくされた飯舘村・富岡町・双葉町・浪江町・葛尾村が平成24年12月現在も本エリアに役場機能に移している状態にある。また、居住人口の増加に対応する住環境の整備や、教育・医療・福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

（2）復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- ・廃棄物の処理を進める。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 1 「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

○5 kmメッシュごとに設置した計約230台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設等に設置した計約1,650台のリアルタイム線量測定システムにより環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。

○住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検査し確認できる体制を構築する。

[除染]

○関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。

4 中通りエリア

- 除染特別地域において、県は、市町村と連携して国による除染を促進し、域内の放射線量を低減させる。
- 仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会等の住民理解を促進する取組を行う。

[廃棄物の処理]

- 地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。
- 国が廃棄物処理を行う汚染廃棄物対策地域については、早急に取り組むよう市町村とともに国に働きかける。

[食品、飲料水の安全確保]

- 全国有数の産地となっている県北地方のモモ・リンゴ、県中・県南地方の米・キュウリ・トマト等の農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。
- 飲料水の安全性を確保するため、水源の種類や環境放射線等の状況を考慮した定期的な放射性物質検査を実施する。



[拠点の整備]

- 放射性物質に汚染された環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、調査・研究・技術開発、情報収集・発信、教育・研修・交流等を行う国際的な調査研究拠点を整備する。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・医療福祉提供体制の回復及び充実・強化を図る。
- ・子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

-  重点 3 「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
-  重点 4 「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

4 中通りエリア

＜具体的な取組＞

[健康管理調査]

○県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

○仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受けた県民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療福祉提供体制の回復及び充実・強化]

○被災した医療福祉施設等の復旧、医療福祉従事者確保に関する取組を進め、医療福祉提供体制等の回復及び充実・強化を図る。

○福島県立医科大学に放射線医学に関する調査研究と最先端治療拠点を創設するとともに、各地域の医療機関との連携体制の確保を図る。

[教育環境等の整備]

○被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の宿泊施設の確保など、長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。

○計画的避難区域にある学校等については、解除後の早期再開を図るとともに、教育環境の充実に努める。

○安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。


[放射線に関する知識の普及]


○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

- ・避難者や地震等による被災者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

＜関連するプロジェクト＞

 重点 2 「生活再建支援プロジェクト」

 重点 9 「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

4 中通りエリア

<具体的な取組>

[情報発信]

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況等に関連した情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

○仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民等とのきずなづくりを図りコミュニティの確保をするとともに、仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信等、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新增設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。

○自主避難者の帰還のための住環境の整備を進める。

○社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづくりに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯・防火]

○避難指示区域等の立入規制や警戒、警ら活動を継続して行い、治安の維持と避難者の安心を確保する。

○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。

○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、避難指示区域等内での大規模火災に備える。

[住宅再建の推進]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建（新築・改修・購入）を進める。

[自治体連携体制の構築]

○原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村と受入市町村とともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制を構築する。

○市町村の復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、人的支援等による執行体制の強化とともに必要な財源の確保に連携して取り組む。

[受入自治体との連携した取組]

○双葉エリア等の住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス等が円滑に提供できるよう、必要な取組を進める。

4 中通りエリア

[長期避難者等の生活拠点の整備]

- 復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。
- 生活拠点に必要な機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。
- 戻りたくとも戻れない避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構築できるよう、住宅の確保、雇用の創出等に取り組む。

[帰還支援]

- 公共インフラの復旧状況等、帰還に向けた取組を情報発信する。
- 市町村の住民の帰還に向けた構想を尊重しながら、帰還に当たっての課題を整理するとともに国や市町村と連携して環境整備に取り組み、住民や事業所の帰還を加速させる。

[原子力損害賠償の促進]

- 原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日も早く元の生活が再建できるよう、様々な取組を行う。






[区域の見直し]

- 町村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域の見直しに当たっては、国に対して、町村の意向を考慮しつつ、地域の状況を踏まえ十分に協議した上で判断するよう要請する。

④産業の再生及び創出

- 高い産業集積や都市機能の集積を生かし、農林水産業の再生や新たな産業の創出に取り組み、本県全体の復興を牽引する。
- 医療福祉機器産業の集積や創薬拠点の整備など、医療関連産業を振興する。
- 環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

-  重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
-  重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
-  重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」
-  重点 8 「医療関連産業集積プロジェクト」
-  重点 10 「ふくしまの観光交流プロジェクト」

4 中通りエリア

<具体的な取組>

[農林水産業の再生]

- 大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成等、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- 優良繁殖牛・肥育牛・乳用牛の導入や、安全な粗飼料の確保を推進し、畜産業の再生を図る。
- 地域産業6次化や農業と観光業・地元飲食業界と連携を進める取組を推進し、付加価値の高い農林水産業の確立を図る。
- 増大が見込まれる木材の復興需要に対応した供給体制の整備を推進し、森林・林業の再生を図る。
- 避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を進める。

[商工業の再生]

- 被災事業者の事業再建に関する取組を進めるほか、中心市街地の商業機能の回復と活性化に取り組む。
- 避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。

[産業人材の育成]

- テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業（技塾等）を実施するなど地域産業の二ーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

- 工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- ふくしま産業復興投資促進特区により、復興特区制度による課税の特例措置（東日本大震災復興特別区域法・福島復興再生特別措置法）の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・更なる産業振興を推進する。
- 避難解除区域における課税の特例措置（福島復興再生特別措置法）の活用を促進し、避難等指示の対象となった区域に震災時において事業所を有していた事業者が、避難解除区域において事業を再開・継続し、また、同区域に帰還することを促進する。
- 福島県立医科大学において医薬品開発を支援する拠点の整備を進めるとともに、安全性評価を始めとして医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する拠点を郡山市に整備する。
- これらの拠点を活用し、産学官が一体となって医療機器の開発等に取り組み、医療関連産業の集積を図る。

4 中通りエリア

- 既存産業の集積を生かしながら再生可能エネルギー関連産業の集積を進める。
- 繊維や工芸品など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- ハイテクプラザ及び福島大学、日本大学工学部等における太陽光や風力・地熱・地中熱・水力・バイオマス等の実用化に向けた再生可能エネルギー研究を推進する。
- 郡山市に整備される独立行政法人産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究開発拠点において、会津や浜通り等県内のそれぞれの特色を生かした取組と密接に連携を取りながら、県全域の再生可能エネルギーの推進を行う。

[観光交流の推進]

- 本エリアの充実した高速交通体系やビッグパレットふくしまなどのコンベンション機能と、都市部と温泉地等の観光地が近接している等の立地条件を生かし、国内外の会議や大会、イベント誘致による観光振興と多様な交流を推進する。
- 豊かな自然を生かした自然体験や農業体験（グリーン・ツーリズム）を柱とした体験型観光の振興に積極的に取り組む。

[福島空港の活用]

- 福島空港を活用した広域的かつ裾野の広い交流拡大や情報発信に取り組むとともに、航空物流や防災拠点としての機能を強化する。

⑤地震被害への対応

- ・本エリアでは、地震による甚大な被害が発生した。被災施設の復旧を行うとともに、ソフト・ハードが一体となった防災機能が強化されたまちづくりを推進する。

<具体的な取組>

[住宅の整備]

- 復興公営住宅整備事業の促進に向け、法制度や活用事例等の情報提供を行う。
- 既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[宅地地盤被害への対応]

- 地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地について、同様の被害を防止するための取組を市町村とともに進行。

4 中通りエリア

[土砂災害への対応]

○葉ノ木平地区を始め、人家や公共施設等に被害が生じた箇所でも今後も被害が拡大するおそれのある箇所において、緊急的に対策工事を行う。

[ため池の耐震性の検証]

○ため池の効果的な耐震性検証手法を確立し、その検証手法をもとに調査を実施、ため池の耐震化を推進する。

[インフラ・公共施設等の復旧]

○土木施設及び農業水利施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度までの完成を目指す。
○災害対応の拠点となる市町村庁舎等の公共施設について早期復旧に向けた取組を進める。

[防災対策]

○避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時に市町村等へ情報連絡員を派遣する。
○消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。
○災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。


[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

○市町村とともに、地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、歴史的なまちなみや自然景観の保全、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・浜通りと中通り、中通りと会津をつなぐ東西連携道路など災害に強い道路ネットワークを構築するとともに、浜通りの復興を支援する道路を整備する。

＜関連する重点プロジェクト＞

 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

4 中通りエリア

＜具体的な取組＞

[道路]

- 相馬エリアと県北地域を結ぶ東北中央自動車道（相馬～福島間）については、着手後概ね10年以内、東北中央自動車道（福島～米沢間）は平成29年度の完成に向けて、国や関係市町村等と連携し整備促進に努める。
- 「本県の復興に向けた戦略的道路整備」として、国道114号、国道288号、県道原町川俣線、県道吉間田滝根線等を重点的に整備する。
- 浜通りと中通りを結ぶ国道115号、国道289号、県道いわき石川線等を整備するとともに、中通りと会津を結ぶ国道118号等を整備し、東西連携及び防災機能の強化を図る。
- 「中通り軸」として、国道4号（白河、鏡石、伊達の拡幅）や国道13号（福島西道路の南伸）の整備を促進する。また、生活支援のための機能強化を図るため、国道349号等の整備を進める。
- 国道294号（白河）等、大規模な被災を受けた地域において、市町村の復興計画を勘案した道路整備を推進する。

[路線バス等]

- 住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

⑦台風15号豪雨災害への取組

- ・洪水被害の軽減を図るため河川改修等を促進する。

＜具体的な取組＞

[河川改修等]

- 河道の掘削や洪水調節施設の整備等、阿武隈川の改修事業を促進する。
- 広域的な内水被害を踏まえ、総合的な内水対策の促進や、関係機関との連携により住民避難の情報連絡体制の強化を図る。

[農林業関連インフラの災害復旧]

- 農地・林地、農林業用施設等の早期復旧に努め、概ね平成24年度の復旧を目指す。

5 会津エリア

5 会津エリア

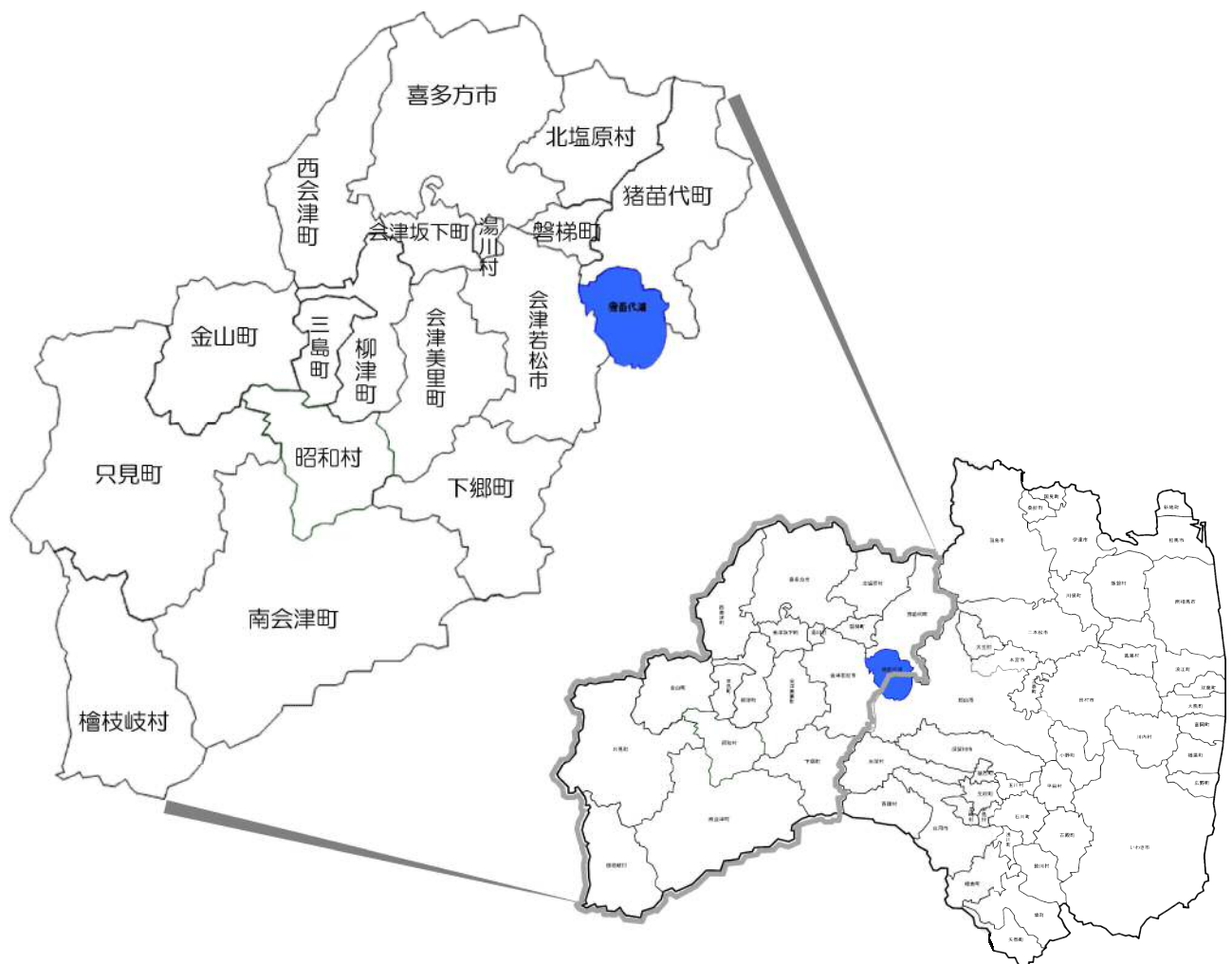
復興へ向けた考え方

会津エリアにおいては、平成23年3月11日の地震による被害は比較的少ないが、同年7月末の新潟・福島豪雨では甚大な災害に見舞われた。豪雨災害からの復旧・復興を進めることにより、災害に強い社会づくりを確かなものとする。

また、原子力災害に伴う風評から脱却し、豊かな自然と農林水産物等で国内外からの多くのお客様をもてなす全国屈指の観光地として、ふくしまの復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信する。

[位置・面積]

○会津エリアは、福島県の西部に位置し、総面積 5,421km²で、全国屈指の観光資源に恵まれた本県の観光の中心的地域である。



5 会津エリア

（1）現状と課題

[主な地震被害]

- 平成23年3月11日、会津地方では、猪苗代町で震度6弱を観測したほか、6市町村で震度5強を観測。死者4人、住家全半壊158棟（平成24年12月25日現在）。
- 地震による被害は少ないものの、鶴ヶ城の石垣が崩落するなどの被害が生じた。

[新潟・福島豪雨災害]

- 平成23年7月28日から30日にかけての局地的豪雨により、最大で2,318人が避難。
- 土砂災害により、全半壊を含めて多数の住家被害が発生したほか、只見川の堤防や護岸等の河川関連施設、国道252号や289号、401号などの道路等公共施設の被災を始め、土砂流入による農地被害や、山腹崩壊や沢の浸食による林地被災のほか、平成24年12月現在、会津川口駅から只見駅までの区間が運行不能となっているなど、JR只見線等が甚大な被害を受けており、インフラ等の早急な復旧を進めることが課題となっている。

[原子力災害に伴う影響]

- 空間線量率は比較的低いものの、住民の放射線の影響に対する不安は大きく、環境放射線等のモニタリング、除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組むことが必要である。
- 米や野菜などの農産物から放射性物質はほとんど検出されていないが、風評により販売数量の減及び価格の低迷が続いている。
- 会津地方の森林は、空間線量は低いものの、広葉樹林から生産されるきのこ原木の大部分が指標値を超えており、さらに、野生きのこや山菜に加え内水面魚種の一部が出荷制限の対象となっている市町村もある。
- 県外からの観光客は回復傾向にあるものの県外からの修学旅行は約8割減、第三セクター鉄道の利用減少など本エリアの基幹的産業である観光関連産業を始め多くの産業に著しい影響が及んでおり、風評の払拭が課題となっている。

[被災住民・被災町の受入れ]

- 会津エリアでは、仮設住宅や借上住宅などにより約6千人の避難者を受入れているほか、警戒区域等に設定された双葉エリアから避難を余儀なくされた大熊町が役場機能を、楢葉町が平成24年12月現在も出張所を本エリア内に設置している。
- 避難者の住環境の整備や、教育・医療・福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

（2）復興の取組

①環境回復

- 環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- 線量に応じた必要な除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 1 「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- 10 kmメッシュ（都市部は5 kmメッシュ）ごとに設置した計約70台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のため学校や保育施設等に設置した計約440台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握してわかりやすく測定結果を公開する。
- 住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検査し確認できる体制を構築する。

[除染]

- 関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。

[廃棄物の処理]

- 地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。

[食品の安全確保]

- 全国的なブランド力を有する米やアスパラガス、トマトなど農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

5 会津エリア

②健康、教育

- ・ 県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・ 医療提供体制等の充実を図る。
- ・ 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・ 放射線に関する知識の普及に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 3 「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
- 👉 重点 4 「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[健康管理調査]

- 県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

- 仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受けた県民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療提供体制等の充実]

- へき地医療支援体制を充実・強化するとともに、救急医療や周産期医療も含め、民間病院、会津医療センターと県立病院やへき地診療所等の役割分担と連携の促進を図る。

[教育環境等の整備]

- 被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、サテライト校の宿泊施設の確保等、教育環境の充実に努める。

[放射線に関する知識の普及]

- 放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

5 会津エリア

③生活再建

- ・避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の確保に努め、生活再建に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 2 「生活再建支援プロジェクト」
- 👉 重点 9 「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

＜具体的な取組＞

[情報発信]

- 被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況等の情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

- 温暖な浜通りから避難している被災者が多いことから、仮設住宅等における防寒対策等の住環境の整備や、避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図りコミュニティを確保するとともに避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新増設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。
- 社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづくりに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯]

- 仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。

[自治体連携体制の構築]

- 原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村と避難先市町村とともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制を構築する。
- 市町村の復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、必要な財源の確保に連携して取り組む。

[受入自治体との連携した取組]

- 双葉エリア等の住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス等が円滑に提供できるよう、必要な取組を進める。

5 会津エリア





[長期避難者等の生活拠点の整備]

- 復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。
- 生活拠点に必要な機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。

④産業の再生及び創出

- ・全国屈指の観光資源を活用して風評の払拭を目指し、県全体の観光振興を牽引する。
- ・全国的なブランド力を有する米を始めとし、地域の特性を生かした農林業をさらに振興する。
- ・国内外から企業を誘致し、新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

-  重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
-  重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
-  重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」
-  重点 10 「ふくしまの観光交流プロジェクト」

<具体的な取組>

[観光交流の推進]

- 磐梯山や猪苗代湖等の豊かな自然を生かした自然体験や農業体験(グリーン・ツーリズム)を柱とした体験型観光の振興に積極的に取り組む。
- 歴史的に価値のある施設や主要観光施設を活用するとともに「八重の桜」放送を契機として歴史的・文化的資源を活用した新たな観光振興を図る。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

- 市町村とともに、地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、歴史的なまちなみや自然景観の保全、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧に取り組む。
- 尾瀬国立公園等について、貴重な自然の保全と利用環境の整備を進めて風評の払拭を図る。

[農林水産業の再生]

- 生産性の高い農業経営を確立するため、担い手への農地集積を進める等、大規模土地利用型農業を行う農業法人を育成する。

5 会津エリア

- 地産地消を推進しながら、農業と観光業・地元飲食業界との連携を図るなど地域産業の6次化を進め、付加価値の高い農林水産業の確立を図る。
- 避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を進める。
- 畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛や乳用牛の導入、安全な粗飼料の確保を推進する。
- 増大が見込まれる木材や木質バイオマスの復興需要に対応した供給体制の整備を推進し、森林・林業の活性化を図る。
- 森林の公益的機能を維持しながら、間伐等の森林施業と放射性物質の低減を一体的に進め、森林の再生と林業の復興を図る。

[商工業の再開支援]

- 避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。

[産業人材の育成]

- テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業（技塾等）を実施するなど地域産業の二ーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

- 工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- ふくしま産業復興投資促進特区により、復興特区制度による課税の特例措置（東日本大震災復興特別区域法・福島復興再生特別措置法）の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・更なる産業振興を推進する。
- 伝統工芸品等当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- コンピュータ理工学専門大学「会津大学」と地域のICTベンチャー等の協働による人材育成やスマートコミュニティの実証試験等スマートグリッドの研究を推進し、ICT産業等の集積を図る等、新たな産業と雇用の創出を目指す。
- 再生可能エネルギーの研究開発拠点及び関係団体と連携し、地熱発電や小水力発電、木質バイオマス等、豊富な再生可能エネルギー資源を活用し、再生可能エネルギーの普及を促進する。

5 会津エリア


[情報通信関連産業の集積]

- 会津大学を中心とした産学官連携により、情報通信関連産業の振興を図るとともに、地域の人的資源や研究・技術力等を生かし、情報通信関連産業の基盤となるデータセンター等の企業誘致を推進し、関連産業の集積を図る。

⑤復興を支援する交通網の整備

- ・県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸のうち、「横断道軸」の整備や、国道252号など災害に強い道路の整備を進め、ふくしま及び東北を支える県土をつくる。

＜関連する重点プロジェクト＞

-  重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[道路]

- 浜通りと会津を結ぶ「横断道軸」である磐越自動車道（会津若松～新潟間）の4車線化の早期実現、中通りと会津を結ぶ国道118号等の整備及び会津を縦断する「会津軸」である会津縦貫道の整備に取り組む。
- 風評による観光客の激減等、大きな打撃を受けている観光産業の復興に向けて、観光地間移動の利便性を向上する道路ネットワークの整備を進める。
- 国道252号、国道289号、国道400号や国道401号等の整備を進め災害に強い道路ネットワークを構築する。

[路線バス等]


- 住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

⑥平成23年7月新潟・福島豪雨による災害復旧への取組

- ・豪雨災害からの早期復旧に取り組むとともに、ソフト・ハードが一体となった防災機能が強化されたまちづくりを推進する。

5 会津エリア

<関連する重点プロジェクト>

 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

[住宅の整備]

○復興公営住宅整備事業の促進に向け、法制度や活用事例等の情報提供を行う。

[インフラの復旧等]

○土木施設及び農地・農業用施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度までの完成を目指す。

また、黒谷川や叶津川などについては、一連区間の改良復旧が必要なことから、概ね平成26年度の完成を目指す。

○土砂災害により、人家や公共施設等に被害が生じた箇所でも今後も被害が拡大するおそれのある箇所において、緊急的に対策工事を行う。

○林道・林地の早期復旧と土砂災害等の防止を図るための治山施設の整備を推進する。

[鉄道]

○JR只見線の運休区間について、福島県JR只見線復興連絡会議等において、関係市町村等と課題の検討、連絡調整を行う。また、国やJR東日本に対して強く早期全線復旧を要請していく。

[防災対策]

○避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時に市町村等へ情報連絡員を派遣する。

○消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。

○災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。

○只見川流域等の災害復旧にあわせ、今回の豪雨を踏まえた新たな河川改修事業を計画する必要があることから、平成21年に策定した只見川圏域河川整備計画について変更を行い、ハード・ソフトが一体となった防災対策の構築を推進する。

[只見川流域豪雨災害復興基金]

○只見川で水力発電事業を行う電気事業者の資金協力を得て基金を創設し、只見川流域の町等が行う復旧・復興事業について連携して進める。

Ⅳ 復興の実現に向けて

1 情報の発信

- 県内外、さらには国外でふくしまに対して心を寄せる方々の協力を得ることができるよう、テレビ、インターネットなど、あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信する。
- また、被災者向けの情報発信においては、原子力災害等の長期化に伴う被災者のニーズの変化や多様化に対応し、よりきめ細かな情報発信を行う。

2 民間団体や県民等との連携

(1) 地域住民等との協働

- 復興計画の推進のためには、県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、多様な主体が役割分担しながら、協働していくことが必要である。このため、これらの主体が情報を共有し、地域の課題を確認するとともに、復興に向けた取組について知恵を出し合うため、各地方振興局を中心に協議の機会を設ける。
- 県民の生活に密着する取組においては、食の安全・安心の確保や子どもの健康管理を始め、長期化する避難生活における子ども・若者や高齢者等の心のケアなど、母親や若者、高齢者等の生活者目線からの取組の重要性が増している。このため、特に、母親や若者、高齢者等多様な主体からの意見反映を一層推進するとともに、その主体的な活動を促進しながら、協働を推進する仕組みや体制づくりを進める。
- 県民、行政区・町内会等、市民活動団体（NPO）、学校、企業、各種団体や行政機関など社会を構成するあらゆる主体が、より多くの知恵と行動力を結集して、地域コミュニティの再生に県民運動として取り組み、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会を形成する。

(2) 民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

- 本県の復興を進めるためには、行政の取組や公的資金だけでは不十分であり、日本や世界の各地の様々な人々、企業、団体等の民間の資金や知恵など、民間の力を積極的に受け入れ、活用することが不可欠である。このため、こうした企業や民間団体からの各種の提案や協力を受け止めるための窓口を設置し、必要な情報提供や県や各種団体との連携のための調整を行うなどして、企業や民間団体などがそれぞれの力を発揮し、活動しやすい環境の整備に取り組む。

3 市町村との連携

- 地域ごとに状況が大きく異なる今回の災害に対応するためには、最も地域住民に近く、地域の実情を把握している市町村が主体となって、復興に取り組む体制の構築が必要である。そのため、市町村が必要とする権限の移譲と財源の確保に努める。
- 一方、今回の災害では、役場機能を他の市町村に移すことを余儀なくされた町村を始め、市町村の業務遂行体制は著しい打撃を受けている。このため、県は、広域自治体として、復旧・復興業務に対応する職員を市町村に派遣するほか、全国市長会、全国町村会を通じた全国の市町村からの職員派遣等も活用し、市町村に対する迅速かつ的確な人的支援を行う。
- 復興計画に基づき具体的に取り組む場合、その取組が地域の実情に合い、効果的に進められるよう、市町村と連絡調整を密に行う。

4 国への要請等

- 本県の復興に関して必要な措置については、政府の復興基本方針にも盛り込まれ、平成23年度補正予算等、国の復興関連予算にも計上されたところである。しかし、原子力災害により土台から崩されてしまった本県の復興を進めるのは、一地方自治体の力では限界がある。また、原子力災害については、事業者及び原子力発電を国策として進めてきた国に全責任がある。そのため、今後とも、県はもとより、市町村を始め県内のあらゆる力を結集し、本県の復興のために必要な取組に関して更なる予算措置や法的措置等を国に対して求めていく。
- また、被災地の復旧・復興を強力に進めるため、国に対して、原子力発電所の立地に伴う財源に代わる、自由度の高い新たな財源措置を求めていく。
- なお、国への要請に際しては、復興大臣及び福島県知事等を委員とする福島復興再生特別措置法第70条第7項の規定に基づく法定協議会となった「原子力災害からの福島復興再生協議会」等の場を積極的に活用していく。

5 復興に係る各種制度の活用

(1) 復興基金等の設置と活用

- 国からの交付金などを活用して設置した福島県原子力災害等復興基金等、本県の復興・再生に係る基金を、復興計画を推進するための事業に活用する。なお、基金に積み立てた交付金については、使い勝手のよいものとするよう国に強く求めていく。

【 本県の復興・再生に係る主な新規設置基金 】

〔平成 24 年 12 月までの積立額 約 1 兆 77 億円〕

■ 県民健康管理基金	〔1,283 億円〕	■ 除染対策基金	〔3,310 億円〕
■ 原子力災害等復興基金	〔4,614 億円〕	■ 東日本大震災復興交付金基金	〔301 億円〕
■ 原子力被害応急対策基金	〔434 億円〕	※第 4 回復興交付金交付可能額通知における配分額まで含む	
■ 只見川流域豪雨災害復興基金	〔20 億円〕	■ 災害廃棄物処理基金	〔115 億円〕

(2) 復興特区制度の活用

- 平成 23 年 12 月 7 日に成立した「東日本大震災復興特別区域法」に基づく復興特区制度は、規制・手続きの特例措置、税・財政・金融上の支援措置により、行政や民間事業者等の地域における創意工夫を生かした復興の円滑かつ迅速な推進を図るものであり、本県としても、復興計画を実現するための有効な手段として、市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。また、復興交付金については、本県全域で幅広く活用することができるよう制度運用の弾力化や対象事業の拡大を図るとともに、十分な交付金予算を確保するよう、国に強く求めていく。

【東日本大震災復興特別区域法の概要】

- 震災財特法上の特定被災区域等の地方公共団体が、
 - ① 規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画（復興推進計画）
 - ② 土地利用の再編に係る特例、許可・手続きの特例等を受けるための計画（復興整備計画）
 - ③ 復興交付金を受けるための計画（復興交付金事業計画）を策定。
- これらの計画の国による認定等により、規制・手続きの特例や税制上の特例等の適用、復興交付金の交付が行われる。
- 新たな特例の提案等について協議を行うため、国と地方の協議会を設置することができる。
- 復興推進計画や復興整備計画の作成・実施について協議を行うため、地域における協議会を設置することができる。

(3) 法律の活用及び制定要請

- 本県の復興のために必要な取組を進めるためには、一地方自治体の枠を超えた法的措置による仕組みや制度等の整備とその活用が不可欠である。
- これまでに制定された、福島復興再生特別措置法を始め、原発避難者特例法、放射性物質汚染対処特別措置法、子ども・被災者支援法等について、本県の実情に即した具体化を求めていくとともに、一層の活用を進める。
- また、新たに全国に避難している県民の所在を正確に把握するための仕組みや避難場所に関する証明の仕組みづくりを行うことが急務となっており、新たに必要となる取組についての法的措置を引き続き国に対し求めていく。
- なお、個人情報保護法及び条例等に基づく弾力的な運用など、被災地の実態に即した適用が行われるよう理解と協力を求めていく。

ア 福島復興再生特別措置法

- 本県は原子力災害によって、県全域にわたって甚大な被害を受け、他県に比べ、自然的・社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下を被る事態に直面したことから、復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」の場を通じて、原子力災害からの地域再生のための特別法を制定するよう、国に対して求めてきた結果、平成24年3月31日、福島復興再生特別措置法（以下、「福島特措法」という。）が施行へと至った。
- 福島特措法には、原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任が明記されたほか、期限の定めのない恒久法として、安心して暮らし、子どもを産み育てる環境の実現から、産業再生など幅広い内容が盛り込まれた。また、同法に基づき、平成24年7月13日に、福島復興再生基本方針が閣議決定された。
- 現在、同基本方針に則して、産業復興再生計画、重点推進計画、避難解除等区域復興再生計画の策定が進んでいる。福島特措法、同基本方針に盛り込まれた施策・事業が着実に実施されるよう、市町村や経済団体等と一体となって取組を進めていく。

イ 原発避難者特例法（平成23年8月12日施行）

- 他の自治体に避難している住民に対する行政サービスの提供については、避難元自治体と避難先自治体とが個々に地方自治法に基づく事務の委託を行うことができるが、全国各地に避難者がいる現状で個別に対応することは困難であるため、平成23年9月より、原発避難者特例法に基づき、いわき市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・川内村・葛尾村・飯舘村から住民票を移さずに避難している住民は、特例事務にかかる行政サービスを避難先自治体から受けられることとなった。
- 今後、避難の長期化に伴い住民ニーズが変化する等の状況を把握し、必要に応じ特例事務の拡充等を検討するとともに、引き続き避難先自治体への財政措置の継続等について要請していく。

ウ 放射性物質汚染対処特別措置法

- 平成 24 年 1 月 1 日に全面施行された放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針により、健康保護の観点から必要な地域について優先的に除染が実施され、除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分することとされている。

県内では国による直轄除染と市町村等による除染が実施されているが、仮置場の確保や同意取得が難航するなどにより進捗が遅れが見られることから、国に対し直轄除染の着実な実行を求めるとともに、技術的支援や財政措置を求めていく。

また、地域の状況により「除染関係ガイドライン」に基づかない手法で実施する場合の協議に多くの手間と時間を要し除染が進まない大きな要因となっていることから、福島環境再生事務所が地域の実情に応じ、地元へ寄り添った判断ができるよう引き続き強く要請していく。

さらに、除染以外の行為から発生した土砂等が、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外となっており、農業水利施設堆積土や建設副産物等に高濃度汚染が確認されても処分する方策がなく県内の環境回復に支障を来していることから、放射性物質汚染対処特別措置法の適用範囲の拡充を求めていく。

エ 子ども・被災者支援法（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）

- 平成 24 年 6 月 21 日、子ども・被災者支援法が成立した。この法律は、原発事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことから、議員立法により、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるため制定された。本法に基づく具体的な施策の内容は、政府が定める「基本方針」によって決定されることとなっている。現在進められている基本方針の策定に当たっては、本県の実情に沿ったものとなるよう働きかけを継続するとともに、同基本方針に盛り込まれる施策・事業が着実に実施されるよう、市町村や団体等とともに取組を進めていく。

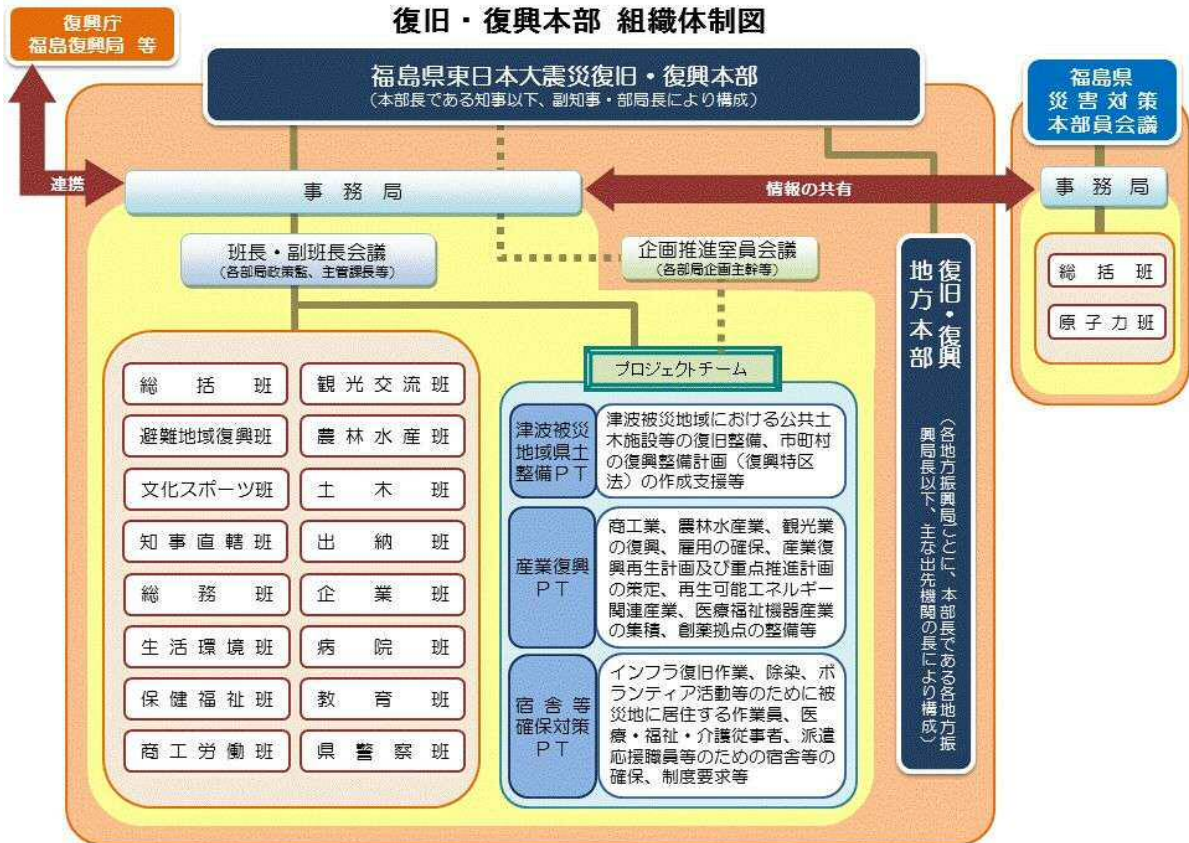
オ 原子力損害賠償に関する特別法

- 県民が第一に望むことは、原子力発電所事故以前の生活に戻ることであり、県民が被った全損害が賠償されることが大原則である。このため、今後新たに生じることとなった損害も含め、それぞれの損害に応じた迅速かつ完全な賠償が最後まで行われるよう引き続き要求等を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会での審議、指針の策定状況等を見極めながら、県民に対する被害の現状、県民の立場を第一に考えた上で、損害賠償に関する特別法の制定を求めていく。

6 実効性の確保

(1) 推進体制

- 本計画については、平成23年5月20日に設置された「福島県東日本大震災復旧・復興本部」(※4)において協議調整等を行い、県としての施策の整合性を確保しながら進行管理を行い、全庁一体的に推進する。



- 避難指示区域の見直しに伴う避難地域市町村の帰還及び復興支援については、平成24年4月に新設した「避難地域復興局」において総合調整を行いながら推進する。特に密接に関係する課室については職員を兼務するとともに、帰還支援及び生活拠点の整備に係るプロジェクトチームを設置し、庁内連携体制を強化。また、関係市町村に駐在員を配置するとともに、関係地方振興局等の職員を兼務とし、市町村とともに取組を進める。

帰還支援プロジェクトチーム	生活拠点プロジェクトチーム
<p>市町村と連携してインフラ復旧等を迅速かつ着実に進め、住民や事業所等の帰還を加速する。</p> <p>(構成機関) 総務部、避難地域復興局、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育庁</p>	<p>帰還を希望する長期避難者や帰還を希望しない避難者に対して、地域コミュニティに配慮した復興公営住宅の整備及び必要となる機能の整備を進めていく。</p> <p>(構成機関) 総務部、避難地域復興局、企画調整部、文化スポーツ局、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育庁</p>

※4 「福島県東日本大震災復旧・復興本部」は2013年3月11日から、「新生ふくしま復興推進本部」に改称。国・市町村対応窓口の一元化、総合調整機能の強化、復興に係る取組の一元管理等、全庁一体となって復興・再生を推進する体制を整備。

(2) 計画の進行管理

- 復興計画に盛り込まれた各取組が計画どおりに実施されているか、随時、進捗状況を管理するとともに、毎年度点検を行い、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関による評価を受ける。
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行う。
- 評価の結果は、県民にわかりやすく公表する。

(3) 復興に向けた取組への重点的対応

- 重点プロジェクトに盛り込んだ事業等は、重点事業と位置づけ、財源の優先的な配分などにより、取組を強化する。

(4) 復興計画の柔軟な見直し

- 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、重点プロジェクトや復興のための取組を加除・修正するなど、復興計画は、適時、柔軟に見直しを行う。

V 付属資料

○福島県復興ビジョン・復興計画策定経過等

○高校生に対するアンケート調査結果

1 福島県復興ビジョン・復興計画策定経過

平成 23 年

3月11日	東日本大震災発生
4月11日	復興に向けた知事メッセージ
5月1～6日	関係市町村との意見交換
5月13日	第1回福島県復興ビジョン検討委員会 ・今後の進め方 ・災害の状況及び県の取組 ・意見交換
5月19日	福島県議会 第1回東日本大震災復旧復興対策特別委員会
5月19日	第2回福島県復興ビジョン検討委員会 ・現地視察（いわき方部）
5月21日	第2回福島県復興ビジョン検討委員会 ・現地視察（相双方部）
5月29日	第3回福島県復興ビジョン検討委員会 ・復興ビジョンの構成と論点整理
6月2日	双葉地方8町村との意見交換
6月5日	県市長会と知事との意見交換会
6月8日	県町村会役員と知事との復興ビジョンに関する意見交換会
6月9日	第4回福島県復興ビジョン検討委員会 ・復興ビジョンの論点ごとの議論
6月13日	福島県議会 第2回東日本大震災復旧復興対策特別委員会
6月15日	第5回福島県復興ビジョン検討委員会 ・復興ビジョンの論点ごとの議論
6月22日	福島県議会 第3回東日本大震災復旧復興対策特別委員会
7月2日	第6回福島県復興ビジョン検討委員会 ・福島県復興ビジョンに関する提言（案）
7月6日	福島県議会 第4回東日本大震災復旧復興対策特別委員会
7月8日	福島県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員会から知事への申入れ
7月8日	復興ビジョン検討委員会から知事への提言
7月15日	福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 ・福島県復興ビジョン（素案）決定
7月15日	パブリックコメント（～8月3日）
7月19日	福島県議会 第5回東日本大震災復旧復興対策特別委員会
8月8日	福島県議会 第6回東日本大震災復旧復興対策特別委員会
8月11日	福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 ・福島県復興ビジョン決定

9月12日	第1回福島県復興計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県復興計画（第1次）の構成（案） ・ 福島県復興計画（第1次）等策定スケジュール
9月24日	第1回福島県復興計画検討委員会第3分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的取組と主要事業 新たな時代をリードする産業の創出 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり
9月26日	第1回福島県復興計画検討委員会第2分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的取組と主要事業 未来を担う子ども・若者の育成 地域のきずなの再生・発展 災害に強く、未来を拓く社会づくり
10月2日	第1回福島県復興計画検討委員会第1分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的取組と主要事業 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援 原子力災害の克服
10月18日	福島県議会 第7回東日本大震災復旧復興対策特別委員会
10月19日	福島県議会 第8回東日本大震災復旧復興対策特別委員会
10月20日	福島県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員会から知事への申入れ
10月23日	第2回福島県復興計画検討委員会第3分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的取組と主要事業
10月24日	第2回福島県復興計画検討委員会第2分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的取組と主要事業
10月28日	第2回福島県復興計画検討委員会第1分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的取組と主要事業
11月14日	第2回福島県復興計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県復興計画（第1次）たたき台
11月25日	第3回福島県復興計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県復興計画（第1次）素案
11月30日	福島県復興計画検討委員会から知事への申入れ
12月1日	福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県復興計画（第1次）素案決定
12月1日	パブリックコメント（～12月16日）
12月1～8日	関係市町村との意見交換
12月28日	福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県復興計画（第1次）決定

2 復興ビジョン・復興計画に対する意見

(1) 復興ビジョン

○ 県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員会

東日本大震災復旧復興対策に関する要請（平成23年7月8日）

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員長 加藤貞夫

1 基本理念

基本理念として掲げる項目は、次のとおりとすべきである。

- (1) これまでの原子力政策から脱却し、再生可能エネルギーの推進など新たなエネルギー政策を推進し、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- (2) ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- (3) 生命を大切にし、誇りあるふるさと再生・創造的復興の実現
- (4) 原子力災害の克服

2 主要施策

主要施策に、次の内容が盛り込まれるべきである。

(1) 緊急的対応及び原子力災害対応について

- 災害対応には、原子力のみならず「地震・津波災害」も含めること。
- 県土の放射線の除染を進め、長期にわたる県民の健康管理体制を整備すること。
- 市町村における権限拡充、財源及び人材の確保を図ること。
- 原子力災害における国及び事業者の責任を明確にし、原発事故による全損害を賠償させること。
- 復旧・復興及び原子力損害賠償に関する新たな特別法の制定を国に求めること。

(2) ふくしまの未来を見据えた対応について

- 教育の復興等による人づくり、基盤整備と地域づくり、雇用の確保、産業の振興、芸術文化・スポーツの振興を図ること。
- 被災者の生活再建を進め、ふるさとへの帰郷を実現すること。
- 住民、コミュニティ、行政の協働による復興を図ること。
- 多様なエネルギー源を組み合わせるなど新たなエネルギー政策を構築すること。
- 全県及び広域的な市町村における復興特区が設置されるようにすること。

3 復興ビジョンの策定にあたって

- 復興ビジョン決定までの段階において、市町村や団体等からの意見聴取を十分行うこと。
- 福島県長期総合計画の見直しについては、議会の議決を経るとともに、復興計画を盛り込んだ指標を作成し、年度目標を示すこと。
- 復興計画を、議会の議決事項とすることを今後検討すること。

○ 福島県復興ビジョン検討委員会からの提言

福島県知事 佐藤 雄平 様

福島県復興ビジョンについての提言

本検討委員会では、これまで、現地調査を含め6回にわたり、福島県の復旧・復興について検討を重ねてまいりました。その中で、今後、福島県が原子力にどのように向き合っていくかを抜きにしては、福島県の復旧・復興は考えられないという数多くの意見が出されました。議論を深める中で、深刻な原子力発電所事故が起きた場所として、その名が世界に広まってしまった「ふくしまの地」であるからこそ、原子力に依存しない新たな社会を目指す必要があるという結論に達しました。

また、福島県は未だ原子力災害が進行中であり、何より原子力発電所事故の早期収束が復興の前提です。

県内外で不自由な避難生活を強いられている県民への支援などの緊急的対応とともに、環境・健康・産業・教育等あらゆる分野に大きな影響が及んでいる原子力災害の克服が重要であるとの認識の下、これらを提言にしっかりと位置付けました。

同時に、将来の人づくりや、人と人とのきずなの維持、復興へのまちづくり、再生可能エネルギーの推進による新たな産業のあり方等について議論してまいりました。

このような議論や意見を集約し、福島県復興ビジョンの基本理念と主要な施策について別紙のとおり提言いたします。

また、福島県における被害はあまりにも甚大であり、国の全面的な支援が必要不可欠であることから、

- (1) 復旧・復興のための十分な財政的支援
- (2) 不利な条件を抱えざるを得ない福島県の地域再生や原子力損害賠償法の枠を超える損害賠償などについての特別法の制定
- (3) 復興特区の設置

等について、国に対し強く要請するとともに、制度をしっかりと活用すべきであることを申し添えます。

復興ビジョンが県民の希望の旗となり、美しく豊かなふるさとを取り戻し、必ずやふくしまが復興することを強く願っております。そのためにも、福島県においては、本提言を踏まえ復興ビジョンを策定することを求めます。

また、本検討委員会では、本提言に盛り込んだ内容以外にも、具体的な復興の取組みなどについて、様々な議論をしてまいりました。今後、県においては、これらの議論の結果もできる限り取り入れながら、復興計画を策定し、復興ビジョンを具体化することを求めます。

平成23年7月8日

福島県復興ビジョン検討委員会座長 鈴木 浩

(2) 復興計画

○ 県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員会

東日本大震災復旧復興対策に関する要請（平成23年10月20日）

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員長 加藤貞夫

〔復興計画への提言〕

復興計画の策定及びその後の推進に向けて、次のとおり提言するものである。

(1) 復興計画全般について

- 計画の進行管理の方法及びその状況を公開する仕組みを明確にすること。
- 地域別計画について具体化するとともに、年次計画を明確にすること。
- 復興基金の創設など国の支援により予算を確保すること。
- 県民一人ひとりの生活再建を基本とした計画とすること。

(2) 緊急的対応

① 応急的復興・生活再建支援・市町村の復興支援

- 被災者の立場に立った仮設住宅や公営住宅を初めとする住環境の整備を進めること。
- 市町村における権限拡充及び財源・人材の確保を図るとともに、市町村の復興に向けた取組を支援すること。
- 保健・福祉・医療サービスの提供体制の構築、特に避難区域の医療体制の再生を図ること。

(3) ふくしまの未来を見据えた対応

① 未来を担う子ども・若者の育成

- 学力向上対策、教職員体制、サテライト校、心のケア等、子どもの教育環境の充実を図ること。

② 地域のきずなの再生・発展

- 避難住民のふるさとへの帰還に向けたロードマップを示すとともに、受入体制を整備すること。
- 復興に向けて、観光交流の推進及び文化スポーツの振興に重点的に取り組むこと。

③ 新たな時代をリードする産業の創出

- 本県への国の機関の設置等による国と連携した産業創出を検討すること。
- 復興特区の活用や新たな産業に対応する人材の育成等、社会状況の変化に柔軟に対応した施策を講ずること。

④ 災害に強く、未来を拓く社会づくり

- 住居のあり方も含めた護岸等の津波対策や災害に強いエネルギー供給体制の整備等、防災・減災の観点から住民の立場に立ったまちづくりを進めること。
- JR常磐線の復旧について、早期開通を目指すことを明確にし、将来構想として複線化やミニ新幹線の導入を検討すること。
- 公共施設の耐震化を早急に進めること。

⑤ 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

- 再生可能エネルギーの導入推進による産業創出を図るとともに、ロードマップや雇用目標を明記すること。
- 各家庭が再生可能エネルギーを導入しやすい仕組みを講ずること。
- 水力発電等、既存の再生可能エネルギーのさらなる活用を図ること。

(4) 原子力災害対応**① 原子力災害の克服**

- 除染を着実に進めるための実施計画及び推進体制を整備し、放射線の低減対策を進めるとともに、モニタリング体制等の充実を図ること。
- 放射性物質に汚染された廃棄物の中間貯蔵施設については、国における計画を含め、県としての方針を盛り込むべきである。
- 長期にわたる県民の健康管理に取り組むこと。
- 原子力損害賠償について、請求手続きの簡素化や随時仮払いを求めるとともに全面賠償に向けて取り組むこと。
- 原子力発電所のあり方について、県としての方針を盛り込むべきである。

○ 福島県復興計画検討委員会からの意見

平成23年11月30日

福島県知事 佐藤 雄平 様

福島県復興計画検討委員会会長 鈴木 浩

福島県復興計画（第1次）についての意見

福島県復興計画（第1次）について、福島県復興計画検討委員会及び同分科会により9回にわたり議論を行いました。

その結果、県民一人一人が復旧・復興の主役であることを基本としスピード感を持って各施策を実施すること、また、進捗状況をしっかりと管理するとともに、災害の状況や真の県民ニーズを踏まえ柔軟な見直しを行うこと、さらに、本県の復興の実現に向けて、真に必要な施策を検討するとともに、財源措置及び法的措置等を国に強く要請していくことを本検討委員会の意見とします。

なお、県におかれましては、県民や市町村等の意見を十分に反映し、復興計画を策定するよう要請します。

3 検討委員会名簿

(1) 福島県復興ビジョン検討委員会

(敬称略)

	氏 名	役 職 名
座 長	鈴 木 浩	福島大学名誉教授
座長代行	山 川 充 夫	福島大学経済経営学類教授
委 員	赤 坂 憲 雄	福島県立博物館長
	安 部 義 孝	財団法人ふくしま海洋科学館理事長兼館長
	石 森 亮	株式会社日本政策投資銀行常務執行役員
	伊 藤 房 雄	東北大学大学院農学研究科教授
	鎌 田 真理子	いわき明星大学人文学部教授
	清 水 慎 一	立教大学観光学部特任教授
	高 橋 迪 夫	日本大学工学部教授
	角 山 茂 章	会津大学理事長兼学長
	福 井 邦 顕	日本全薬工業株式会社代表取締役会長
	横 山 齊	福島県立医科大学医学部心臓血管外科学講座主任教授兼附属病院副病院長

(2) 福島県復興計画検討委員会

(敬称略)

	氏名	役職名
会長 第1分科会 座長	鈴木 浩	福島大学名誉教授
第2分科会 座長	高橋 迪夫	日本大学工学部教授
第3分科会 座長	伊藤 房雄	東北大学大学院農学研究科教授
委員	石森 亮	株式会社日本政策投資銀行常務執行役員
	岩瀬 次郎	会津大学理事
	太田 久弥	福島県中小企業団体中央会事務局長
	金子 真理子	NPO法人うつくしまNPOネットワークプログラムオフィサー
	川上 雅則	福島県農業協同組合中央会参事
	川口 孝司	福島県保育協議会会長
	栗原 清一郎	福島県私立中学高等学校協会会員（学校法人松韻学園福島高等学校校長）
	佐藤 正博	福島県町村会長（西郷村長）
	清水 慎一	立教大学観光学部特任教授
	鈴木 哲二	福島県漁業協同組合連合会業務部長
	鈴木 文男	財団法人福島県観光物産交流協会常務理事兼事務局長
	瀬戸 孝則	福島県市長会長（福島市長）
	高木 明義	社団法人福島県建設業協会専務理事
	田中 俊一	NPO法人放射線安全フォーラム副理事長（福島県除染アドバイザー）
	東 之弘	いわき明星大学科学技術学部教授
	藤原 聡	福島県PTA連合会理事（福島市小中学校PTA連合会会長）
	星 光一郎	福島県社会福祉施設経営者協議会長
	星 北斗	福島県医師会常任理事
	本田 政博	福島県商工会議所連合会事務局長
	横山 斉	福島県立医科大学医学部心臓血管外科学講座主任教授兼附属病院副病院長
特別委員	遠藤 勝也	富岡町長
	菅野 典雄	飯舘村長
	島田 マリ子	社団法人福島県建築士会女性委員会委員長
	立谷 秀清	相馬市長
	野崎 吉郎	矢吹町長
	横田 純子	NPO法人素材広場理事長
	渡辺 敬夫	いわき市長

4 福島県復興計画（第1次）の進行管理及び見直し経過等

平成24年

6月10日	第1回福島県復興計画評価・検討委員会 ・復興計画の進行管理等 ・復興計画平成23年度実施結果及び平成24年度実施予定
6月18日	福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 ・復興計画の進行管理等 ・復興計画平成23年度実施結果及び平成24年度実施予定
8月27日	福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 ・復興計画の見直し
9～10月	金融機関等ヒアリング（9/12～9/13） 福島県総合計画地域懇談会（9/24～10/15） 福島大学県民意見募集結果報告書（10/10）
9月21日	第2回福島県復興計画評価・検討委員会 ・復興計画の見直し ・復興計画の進行管理〔課題等と取組の方向性〕
9月24日	福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 ・復興計画の進行管理〔委員会意見及び意見への対応〕
11月4日	第3回福島県復興計画評価・検討委員会 ・復興計画の見直し〔論点〕
11月26日	第4回福島県復興計画評価・検討委員会 ・復興計画の見直し〔素案〕
11月19日 ～30日	市町村意見照会及び関係市町村長との意見交換
12月28日	福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 ・復興計画（第2次）

○福島県復興計画評価・検討委員会名簿

（委嘱期間：平成24年5月11日～平成25年5月10日）

	氏名	役職名	備考
会 長	鈴木 浩	国立大学法人福島大学名誉教授	
会長代行	石森 亮	苫小牧港開発株式会社代表取締役社長	
	川上 雅則	福島県農業協同組合中央会参事	
	佐藤 正博	福島県町村会長（西郷村長）	
	田中 知	東京大学大学院工学系研究科教授	H24.8.24 委嘱
	（田中 俊一	NPO法人放射線安全フォーラム副理事長）	H24.8.23 まで委嘱
	中村 美紀	山形避難者母の会代表	
	蜂須賀禮子	大熊町商工会長	
	樋口 利行	社団法人相馬郡医師会長	
	樋口 葉子	ふくしま子育て支援ネットワーク代表世話人	
	檜沢 久子	福島県女将の会副会長	

高校生に対するアンケート調査

1. 調査概要

(1) 調査の目的

復興計画の策定にあたって、将来の復興の担い手となる若年層の意見を計画内容及び実施段階における事業の重点化等に反映させるための取組として、県内在住の高校生を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査時期

平成23年10月～11月

(3) 調査対象者

県内の高等学校に在学する2年生1,557名

(4) 調査方法

県内の高等学校の中から、県内7地域の人口バランス、立地状況、学科の別、及びサテライト校の設置状況等を考慮の上39校を選定し、アンケート調査を依頼。

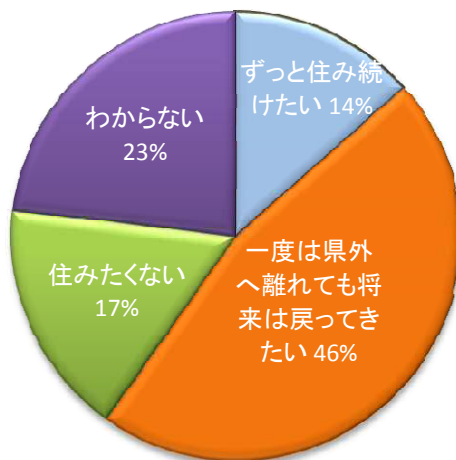
2. 調査結果 (1) 本県への定着意識と定着阻害要因

○問1 あなたは福島県に将来も住みたいと思いますか。

(4肢から1つを選択、回答者数1,557名)

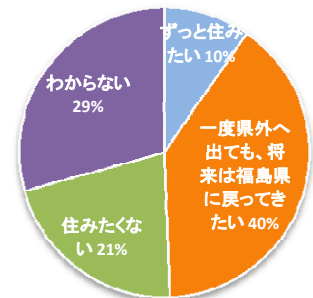
「ずっと住みたい」、「一度は県外へ離れても将来は戻ってきたい」を合わせると、6割が本県への定着を希望。
3年前のアンケート回答の5割から、1割増加している。

約2割は「住みたくない」。

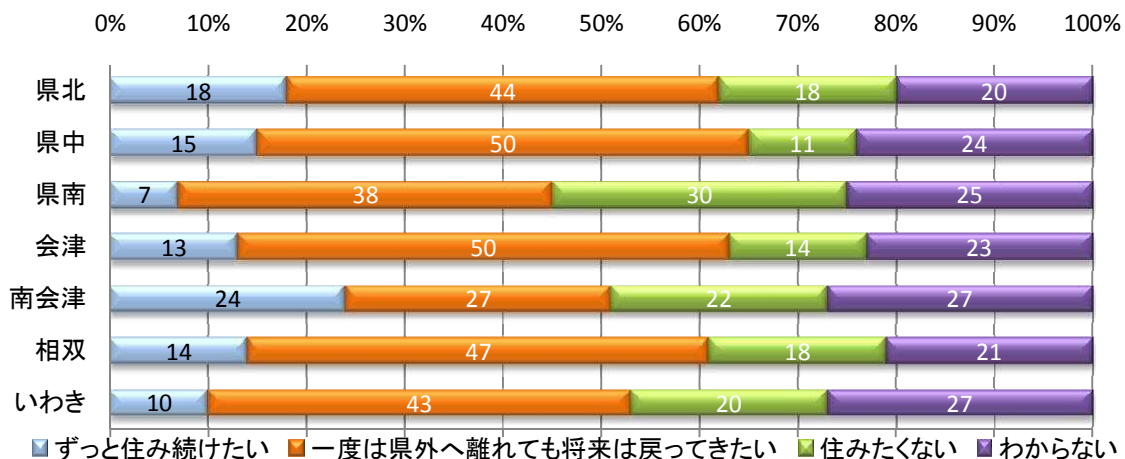


(参考：平成20年12月)

福島県総合計画に関する
高校生アンケート



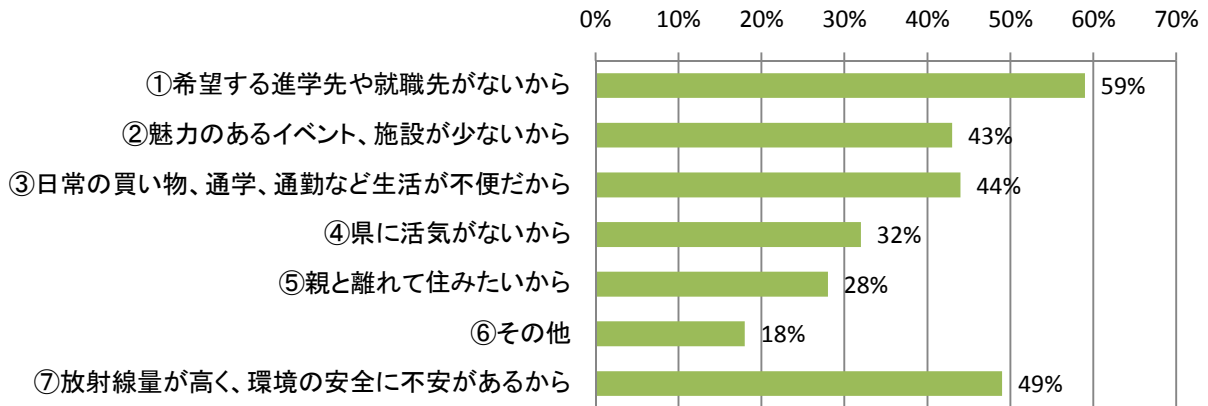
定着希望の割合は県中、会津、県北地域で高い。



○問2 問1で「住みたくない」と回答した理由は何ですか。

（7肢から該当する全てを選択、回答者数265名）

住みたくない理由としては、「希望する進学先や就職先がないから」、「放射線量が高く、環境の安全性に不安があるから」、「日常の買い物、通学、通勤など生活が不便だから」、「魅力のあるイベント、施設が少ないから」の順に多い。



「⑥その他」として、「都会に住みたい」、「県外に住みたい」(18件)、「原発事故が起こり不安」、「風評被害がある」(10件)、「地元に戻る」、「家の都合」(6件)、「海外に住みたい」(4件)などの回答があった

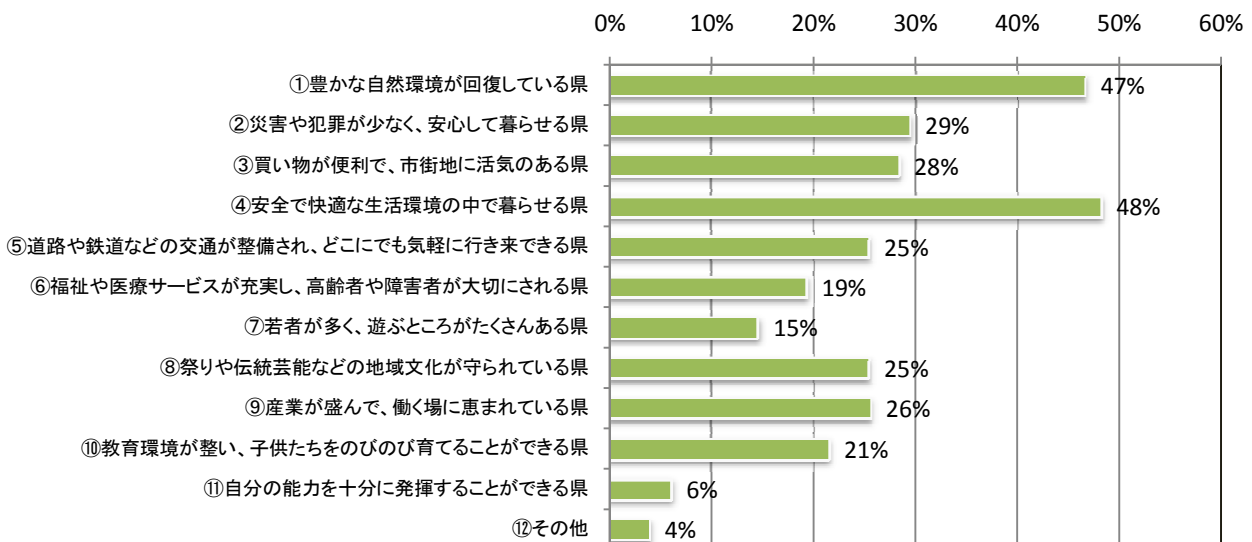
3. 調査結果（2）10年後の福島県

○問3 10年度、福島県がどのような県になっていることを望みますか。

（12肢から3つを選択、回答者数1,557名）

「安全で快適な生活環境の中で暮らせる県」、「豊かな自然環境が回復している県」の上位2位が突出。

以下、「災害や犯罪が少なく、安心して暮らせる県」、「買い物が便利で、市街地に活気のある県」、「産業が盛んで、働く場に恵まれている県」が、それぞれ僅差で5位までに収まる。

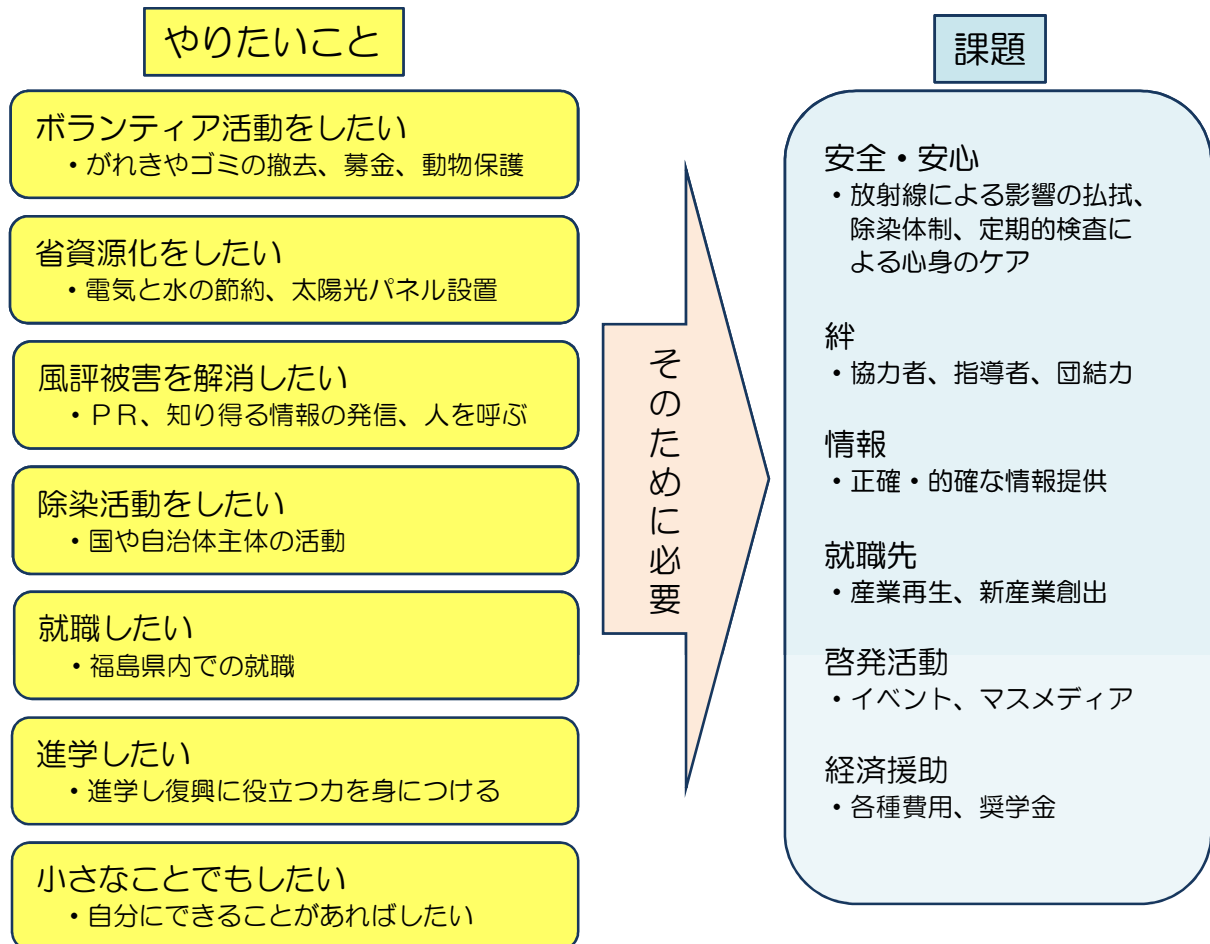


「⑫その他」として、
 ○「震災前の平和な県」、「日本のエネルギー問題に中心となって携わる県」、など復興を願う回答(12件)
 ○「放射能の心配がない県」、「自分達の子供が安心して暮らせる県」など福島原子力発電所の事故の収束を願う回答(11件)
 ○「東京、大阪、名古屋に並ぶ東北の中心になる県」、「条件のほとんどが揃っている素敵な県」など福島県の発展を願う回答(9件)
 ○「放射性物質ゼロの県、原発がない県」、「原発廃止を先頭に立って訴える県」など脱原発を願う回答(7件)

4. 調査結果 （3）復興に向けて取り組みたいこと

- 問4 復興に向けて、あなたはどのようなことをしたいですか。
（記述式、回答者数1,258名）
- 問5 何かに取り組もうとしたときに、問題となることはありますか。
（記述式、回答者数864名）

回答を要約・分析すると、左の項目を高校生が実行に移すには、右の項目が課題になっているという関係が読み取れる。



5. 調査結果 （4）自由意見

- 問6 その他、東日本大震災からの復興や将来の福島県について、あなたが思うことを自由にお書きください。
（記述式、回答者数1,165名）

代表的な意見を整理すると次のようになります。

みんなで安全・安心、しあわせをとり戻す

復興を絶対にあきらめない

放射線、風評被害問題を克服する

脱原発・新エネルギー立県を推進する

6. 主な記述意見

今回のアンケート調査の間4～6で、記述式で意見を募った結果、延3, 287件の回答をいただきました。

主な内容は4、5の調査結果のとおりですが、回答の多くには、現状にはためらいつつも、人やふるさとの思いやりが込められた復興への力強い気持ちや決意などがつづられています。その内の主なものを紹介します。

今自分ができることはとても限られていると思います。建物を建てることも、道路を工事することも、放射能を下げることもできません。だからといって、祈ることや願うことだけでは何も変わらないと思います。募金やボランティア等、行動に移して少しでも役に立てるようにしたい。将来、自分が働くことになってもこの状態が続いているのなら、仕事上で役に立てるのなら役に立ちたい。

自分ができることは本当に僅かなことですが、その僅かなことを少しずつやっていき、やがて大きなものにしていきたい。また、今しか学ぶことのできない知識を蓄えて、これからの福島の復興に貢献できるような力を身に付けたい。

まず、たとえ県外に住んだとしても、福島県民であったことを恥だと思わない。そして、時が流れ、今回の大震災が風化しないようにする。そのために、自ら積極的に復興支援を行い、他の人にも支援してもらえるように働きかけていきたい。

東日本大震災で多くの物、人、時間、思い出等が奪われました。けど、これからは今まで以上に人との関わりに感謝しながら、一步一步頑張っていきたいです。きっと明るく楽しく人との繋がりが固い福島になってほしいです。

多くの人が福島のために頑張ってくれています。多くの人の努力に報いることができればいいと思います。

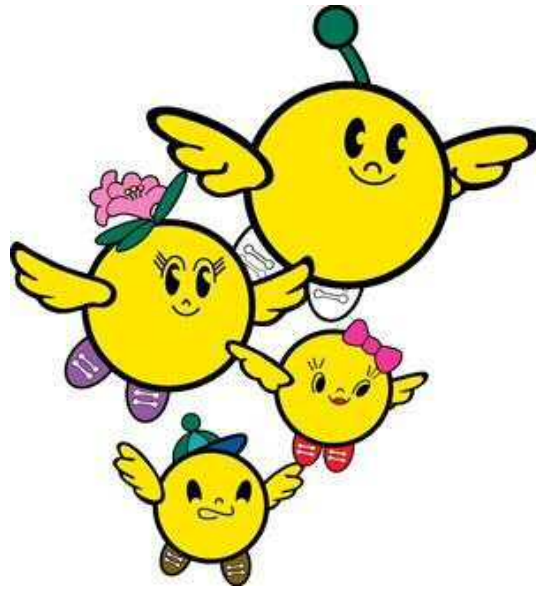
私が大人になって“私は福島県出身です”と誇りを持って言いたいです。

周りの人達にはとても感謝をしている。こんな状況の中で学校に通わせてくれる両親や教えてくれる先生方、募金や物資を送ってくれた人達に感謝の気持ちでいっぱいです。ただ、政治をもう少ししっかりやってほしい。

また大震災がおきても屈しない県。その時、皆が皆を助け合える県。そして、強い団結力、高い志でどんなことにも立ち向かう県。

現在も徐々に復興してきているので、将来は絶対にもっと良い県になっていると思う。頑張れ福島！

政府がサポートをするだけでなく、サポートするということをもっと被災者に情報伝達をしっかりとすべき。世界が福島の動向に注目している。県知事がしっかりとリーダーシップを発揮し、県全体で復興、そして、明るい未来の構築へ。大人が思っているほど、福島の若者達は暗い気持ちではない。将来、福島を立て直し、新たな未来を創ろうとしている人が沢山いる。



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

福島県復興計画（第2次）

平成24年12月

発行者：福島県企画調整部復興・総合計画課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL 024 (521) 7109

FAX 024 (521) 7911

E-mail fukkoukeikaku@pref.fukushima.lg.jp